

平成29年度 租研会員の税制改正意見集

平成28年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

は し が き

本冊子は、本年7～8月に、(公社)日本租税研究協会における会員各位の平成29年度の税制改正に向けて、各会員から寄せられた意見・要望を集約したものです。

これは、租研事務局において各意見・要望を項目別に分類したものであり、同じ項目について異なる意見や相反する意見が含まれておりますが、会員各位の意見・要望を、基本的に全てそのまま掲載してあります。

なお、平成29年度税制改正に向けての(公社)日本租税研究協会としての意見については平成28年9月1日に「税制改正に関する租研意見」を既に表明しております。

平成28年10月

公益社団法人 日本租税研究協会

目 次

国税の部

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ等	1
(2) 受取配当等の益金不算入	2
(3) みなし配当	4
(4) 有価証券の評価	4
(5) 減価償却資産の償却等	5
(6) 資産の評価損	7
(7) 役員の給与等	7
(8) 寄附金	8
(9) 貸倒損失	9
(10) 引当金	9
(11) 欠損金	10
(12) リース資産の償却等	11
(13) 租税法規定と会計基準の乖離調整	11
(14) 特別法人税の廃止	13
(15) その他	14

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備	18
(2) 適用対象子会社の範囲	18
(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和	18
(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価	18
(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備	20
(6) 申告・納付期限の延長	20
(7) 連結納税グループからの離脱	21
(8) 連結納税加入・離脱の届出の簡略化	21

3 グループ法人税制

(1) 100%グループ内の法人間の寄附金	21
(2) 損金算入限度額計算における完全子会社法人株式の償却損相当額の扱い	22

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等	22
(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備	24
(3) 国際的組織再編税制の整備	27

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制	27
(2) グリーン投資税制	29
(3) 交際費の損金算入	29
(4) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等	30
(5) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長等	31
(6) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例	31
(7) 海外投資等損失準備金・金属鉱業等鉱害防止準備金制度等	33
(8) 地震・災害・公害対策等の特別措置	34
(9) その他	34

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制	37
(2) 外国税額控除制度	39
(3) 外国子会社合算税制	42
(4) 外国子会社配当益金不算入	49
(5) 租税条約等	50
(6) 過大利益支払税制	52
(7) BEPS 問題	53
(8) 帰属主義	55

II 所得税

1 所得税法

(1) 所得税制度全般	57
(2) 給与所得関係	57
(3) 譲渡所得	57
(4) 所得控除	58
(5) 源泉所得税	60
(6) その他	61

2 租税特別措置法（所得税関連）

(1) 金融所得課税の一体化の推進等	62
(2) 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備	63
(3) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置	63
(4) NISA（少額投資非課税制度）及びジュニア NISA の恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置	65
(5) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置	66
(6) 居住取得の促進に資する税制措置	66

3 確定拠出年金税制等の見直し

Ⅲ 相続税・贈与税

(1) 相続税評価額等の見直し	69
(2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持	70

Ⅳ 消費税

(1) 消費税制度全般	72
(2) 仕入税額控除	74
(3) 申告・納付期限の延長	77
(4) その他（電気通信利用役務の提供含む）	78

Ⅴ その他の国税

(1) 印紙税	81
(2) 登録免許税	82

地方税の部

Ⅰ 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本の見直し	85
(2) 法定外税	85
(3) 連結納税制度の導入	85
(4) その他	86

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化	88
(2) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化	88
(3) 外形標準課税における課税標準の見直し	88
(4) 法人住民税額の計算	91

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止	92
(2) 課税標準の見直し	92

IV 固定資産税

- (1) 償却資産に対する固定資産税の廃止…………… 93
- (2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一…………… 94
- (3) 固定資産税の負担の軽減…………… 94

V 不動産取得税

- (1) 不動産取得税…………… 96

その他の部

I 環境・エネルギー税制

- (1) 地球温暖化対策のための税の見直し…………… 99

II 自動車税制

- (1) 自動車関係諸税についての軽減・簡素化・見直し…………… 99

III 納税環境の整備

- (1) 納税者権利憲章の法制化…………… 100
- (2) 法人税の納付…………… 100
- (3) 税務調査における負担軽減…………… 100
- (4) 更正の請求期間の延長…………… 100
- (5) 充当・還付加算金の順序の明確化…………… 101
- (6) 代表者等の自署押印…………… 101
- (7) 申告様式における英訳付加…………… 101
- (8) 連結納税グループ内の申告書作成業務の効率化…………… 101
- (9) 電子申告・納税システム…………… 101

I 法人税

1 法人税法

(1) 実効税率の引き下げ等

【理由】

- ・ 欧州・アジア諸外国との税率格差を是正し、研究開発税制等の真に有効な政策的措置と合わせ、日本企業の国際競争力を確保するべく、法人税率を国際的水準の25%まで引き下げることを要望する。
- ・ 法人実効税率は着実に引き下げられているが、企業の中長期的な成長力・収益力、ひいては立地競争力を強化するという観点から、更なる法人実効税率の引き下げを実施すべきである。
- ・ 段階的に引き下げることにより、その度にシステムの変更や社内資料の再作成等を比較的短期間に行わなければならないなど、相当程度の実務上の負担が発生する。したがって、今後、段階的な引き下げに際しては、実務上の負担や問題点・準備も考慮いただき、十分に予測可能・準備可能な内容にて決定してほしい。
- ・ 欧州・アジア諸国との税率差異の是正による国際競争力の確保のため、課税ベースの拡大による負担増にならない、実質減税となる実効税率の引下げ（25%程度まで引下げ）を要望する。
- ・ 平成28年度税制改正により、法人実効税率が20%台まで引き下げられる、一方、課税ベースの拡大が図られた。今後は、ネット減税による法人実効税率の国際水準までの引下げを要望する。
- ・ これまでの税制改正により法人実効税率は20%台へ引き下げられたが、外形標準課税等の強化により企業の実質的な税負担は必ずしも下がっていない。本邦の法人実効税率はOECD諸国やアジア諸国に比べ未だ高い水準にあり引き続き税率引き下げを検討する必要はあるものの、従来のように外形標準課税等の強化と合わせた法人実効税率の引き下げは限界に近づいていると考えられるため、更なる引き下げにあたっては慎重に検討すべき。
- ・ 平成27年度税制改正により法人実効税率が約3%（約35%→32%）引下げられたものの、世界各国の実効税率（OECD諸国25%、アジア諸国23%）と比べると未だ高い水準にある。
産業の国際競争力の低下や企業の海外流出を防ぐためにも更なる法人税率の引き下げを要望する。
- ・ 我が国の法人実効税率は30%程度まで引き下げられたとはいえ、アジア近隣諸国やOECD平均の20～25%と比べると依然として高水準にとどまっている。我が国企業の国際競争力を高め、製造業の国内立地を維持するとともに、国内雇用を確保するためには、アジア近隣諸国の20%台前半も踏まえ、OECD諸国平均の25%程度まで着実に引下げるべきである。また、これまでの法人実効税率引下げにおいて財源確保のために縮減された諸制度については本来あるべき姿に戻し、実質的な税負担の軽減を実現すべきである。
- ・ 平成30年4月以降の法人税率が23.2%まで引き下げられることとなったが、地方税を含めた日本の実効税率は未だに国際的に高い水準にあることから、さらなる法人税率の引き下げを要望する。但し、引き下げを実現するために課税ベースを拡大の結果、金融業にとって課税の公平性を欠いた税制とならないよう要望する。
- ・ 税制改正により法人税の実効税率は段階的に引き下げられる傾向にあるが、依然として我が国の法人税実効税率は諸外国と比較して高水準である。企業の海外流出国際競争力強化の観点から引き下げを望む。
- ・ 実効税率引き下げにつき、税制改正法案成立、公布時期の早期化を要望する。
年度末まで実務対応が確定せず、グループ会社への展開まで含めた短期間で正確な対応が求められる。公布日が4月1日以降になった場合、日本基準は改正前税率を適用の上、後発事象として注記。IFRS（国際財

務報告基準：International Financial Reporting Standards（以下IFRS）では改正後の税率を適用するため、GAAP差異が生じる。

(2) 受取配当等の益金不算入

1) 連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係る受取配当等に対する益金不算入割合の引上げ

【理由】

- ・ 完全子法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等にかかる受取配当金について、益金不算入割合を撤廃し、全額益金不算入とすること及び関連法人株式等に係る負債利子控除は撤廃することを要望する。

受取配当に対する課税は二重課税であるので、制度の改正をお願いしたい。

- ・ 法人が受け取る株式の配当金等（受取配当等）については、配当を支払う法人において既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

しかしながら、平成27年度税制改正において、法人実効税率引下げの代替財源として、持株比率5%以下の株式について、益金不算入割合が50%から20%に引き下げられました。（注）

（注）保険会社は、顧客の資金を運用しており、改革の影響が広く顧客に及ぶおそれがあることから、持株比率5%以下の株式の配当について、益金不算入割合を40%とする特例が創設された。

本制度の縮減は、税理論に反した課税強化であり、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからずマイナスの影響を与えているものと考えます。

受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であるという観点から議論を行うことが必要と考えます。

- ・ 受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であり、その趣旨を鑑みると完全子法人株式からの配当と、それ以外の株式からの配当に差異はいたため、等しく100%益金不算入とされることを望む。
- ・ 二重課税排除の観点から受取配当金は全額益金不算入とするべきである。
- ・ 二重課税の完全な排除の観点から、持株割合に係らず全額益金不算入とすることを要望します。
- ・ 関連法人株式等の出資比率要件を「1/3超」とする場合、3社共同出資の合弁会社が要件を満たさないこととなり、国内事業会社の再編の阻害要因となっていることから、「1/3以上」への引下げを要望する。
- ・ 関連法人株式等以外の株式等にかかる配当等の50%・80%は二重課税となっている。二重課税排除の趣旨に沿って、持分割合に係らず、全額益金不算入とすることを要望する。

また、外国子会社配当についても、国内への利益還流を促すため、100%益金不算入とすることを要望する。

- ・ 二重課税防止の観点から、受取配当金の益金不算入割合を100%とすること。
- ・ アメリカ・イギリス・ドイツなどの主要国では70%～100%の割合を益金不算入としており、二重課税の防止・国際的な競争力の確保のため、日本でも益金不算入割合のさらなる引き下げを要望する。
- ・ 受取配当金に対する課税は二重課税であるため、全額益金不算入とすることを要望する。
- ・ 二重課税の状態を排除する必要があるため、出資比率に関係なく、全額益金不算入を要望する。
- ・ わが国の立地競争力を高めるとともに、わが国企業の競争力を高める観点から、平成27年度および平成28年度の税制改正によって法人税率の引下げおよび課税ベースの見直しによる法人税の負担構造の改革が行われた。

こうしたなか、平成27年税制改正において、受取配当等の益金不算入制度の見直しが行われているが、その具体的な算定方法等について、二重課税排除や実務負担の軽減等の観点から、所要の措置を講じることを要望する。

- ・ 企業が剰余金の配当を行う場合、支払を受けた者において、配当課税や法人税課税が行われることとなりますが、そもそも、剰余金の配当の分配原資は企業の税引き後利益であることから、配当金は、潜在的に二重課税の問題をはらんでいると言えます。

この二重課税が解消されることとなれば、従来は税として徴収されていた金銭が企業又は投資者の手元に残ることとなり、この金銭が新規投資に回されることによって、市場への新たなリスクマネーの供給が促進されるとともに、企業による設備投資が活発化し、我が国経済の更なる発展、景気的好循環へと繋がることが期待されます。

上記の理由から、配当の二重課税の排除を徹底するため、法人税と所得税の二重課税を調整する措置を講じることを要望いたします。

2) 負債利子控除の撤廃・簡素化等

【理由】

- ・ 負債利子を控除するのは、関連法人株式等のみである。残置する意義もなく、事務負担（特に連結納税）の観点からも廃止してほしい。
- ・ 国内関連法人からの受取配当金について、税制の簡素化・事務負担の軽減及び国内事業再編の促進を図るため、関連法人株式等にかかる国内受取配当金の益金不算入額算定において控除することとされている負債利子の規定を廃止すること。また、関連法人株式等の出資比率要件を「1/3超」から「1/3以上」に引き下げることを要望する。
- ・ この持株比率の区分だけ負債利子を認識する合理的な理由がなく、事務を簡素化するため、持ち株比率1/3超100%未満の株式からの配当にだけ残されている負債利子控除を廃止することを要望する。
- ・ 平成27年度改正により、負債利子を控除するのは、関連法人株式等のみとなったが、通常の事業会社は株式取得のために借り入れることは少なく負債利子控除はそぐわないと考えられる。

そこで、事務負担の観点からも廃止を要望する。

- ・ 国内受取配当の益金不算入制度については、課税ベース拡大の観点から平成27年度税制改正において見直しが行われている。同見直しにおいては、国内受取配当等を内国法人の支配を目的とした株式保有にかかるもの（完全子法人株式等／関連法人株式等）と資産運用を目的とした株式等にかかるもの（その他の株式等／非支配目的株式等）に区分の上、その他の株式等および非支配目的株式等にかかる受取配当について負債利子控除計算の対象から除外された結果、関連法人株式等にかかる受取配当についてのみ負債利子控除計算規定が適用されることになっている。

また、事業活動の性質上、企業が国内の子会社や関連会社への事業投資により企業集団を構成する一方で、取引先との関係構築目的を含むポートフォリオ投資等を多く有する場合には、恒常的に事業再編や資産入れ替えをおこなっていることもあり、これらの企業において実務上、負債利子の計算に相応の事務負担が生じているのも事実である。

したがって、同一所得に対する二重課税の排除という制度本来の趣旨、国内配当にかかる取り扱いの統一により企業活動や業種に対して中立で簡素な税制とすること、及び税務申告及び税務執行上の簡便性を実現することを目的として、その他の株式等／非支配目的株式等と同様に関連法人株式等についても負債利子計算の廃止を要望する。

- ・ 通常の事業会社は株式取得のために借り入れることはなく、負債利子控除はそぐわない。存続する場合でも、事務効率化のため、負債利子控除を定率計算としてほしい。
- ・ 受取配当益金不算入の対象となる負債利子の算定方法の見直しと業態に応じた算定方法の創設を要望する。具体的には、以下のとおり。

①借入金等に係る負債利子については、借入目的の疎明を前提として、控除する負債利子に含めないこと。

現行の負債利子の計算は、株式等を取得する目的ではないことが明らかな借入金等に係る負債利子まで含めることとなっている。これら借入金等に係る負債利子については、借入目的の疎明を前提として、控除する負債利子に含めないように要望するもの。

②負債利子は受取利息と支払利息のネット後とすること。

金融機関は、資金の貸借による利ざやを獲得することを業としていることから、このような業態の特殊性を勘案した負債利子の算定方法、例えば外形標準事業税の純支払利息のように、受取利息と支払利息をネットするといった算定方法の創設を要望するもの。

③金利スワップの繰延ヘッジ損益・特例処理損益相当額を、負債利子控除の支払利子から除外すること。

銀行は金利スワップをファンディングのためではなく、ALMオペレーションの一環として（金利リスクマネジメント目的で）行っている。このような業態の特殊性を勘案した負債利子の算定方法の創設を要望するもの。

- ・ 作業の割に影響額が小さいため、廃止を要望する。

(3) みなし配当

1) 自己株式の取得に係るみなし配当規定

【理由】

- ・ ToSTNeT市場における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用した自己株式の取得にみなし配当規定の適用を認めることを要望する。

ToSTNeT市場は、法令23③一の「金融商品取引所の開設する市場」に該当するため、ToSTNeT-3を利用した自己株式の取得は、みなし配当規定の適用がある自己株式の取得には当たらないと解釈されている（平24.5.25東裁（法）平23-233）。

確かにToSTNeT-3を利用した自己株式の取得は金融市場内での取引ではあるものの、取引所の時間外に行われるものであり、実質的には相対取引と同様であると考えられる。また、法的手続や事務負担等のビジネス上の観点からToSTNeT-3の利用が望まれる場合においても、税務上の取扱いが障害となり、ToSTNeT-3の利用が見送られるケースが多くみられる。こうしたToSTNeT-3の利用を阻む税務の要因を排除するためにも、ToSTNeT市場を「金融商品取引所の開設する市場」から除外する規定を設けていただきたい。

2) 外国法人株式に係るみなし配当計算

【理由】

- ・ 外国法人にその発行株式を買取ってもらう場合、当該外国法人の財務諸表上の資本金及び資本剰余金の金額を国内法上の資本金等の金額とみなして、みなし配当の金額を簡便的に計算する特例の明文化を要望する。
出資先の外国法人が資本の払戻し、あるいは自己株式の取得等を行った場合、株主である内国法人が本邦税法に基づくみなし配当額を計算するにあたって、本邦税務上の資本金等の金額（法令8条）を算出することが困難な場合が多い。

したがって、現実的には、外国法人の財務上の資本金及び資本剰余金の金額を国内法上の資本金等の金額とみなして、みなし配当の金額を簡便的に計算することを容認する立法的な解決が必要。

(4) 有価証券の評価

1) 有価証券の期末評価方法について、利息法による償却原価法を認めること

【理由】

- ・ IFRSを強制適用される法人は有価証券の償却原価法について利息法が適用されることになる。一方税務上は定額法しか認められないため、会計上、税法と同じく償却原価法を採用していた上場企業にとっては利息法への変更と共に財税差の集計管理も併せて対応しなければならないため、有価証券の保有種類、保有量の大きな銀行にとっては膨大なシステム対応コストや実務負担が増加することになる。

2) 自己査定等による無税償却の認容と損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有価証券の期末評価を資産自己査定と同じ基準での無税償却を可能とすることを要望する。或いは、貸出金等の債権が貸倒損失以外にも個別貸倒引当金の損金算入が可能ないように、有価証券に関しても損金算入要件の緩和を要望する。

銀行等の金融機関は業種特性として有価証券を大きなボリュームで保有。現行は発行法人が破綻した場合等極めて厳格な損金算入要件のため、巨額な財税不一致額を発生させている。このため、財務・税務の二つ

の償却基準への習熟が求められ、事務負担・管理負荷が過大となっている。

3) 種類株式の譲渡損益

【理由】

- ・ 種類株式を法61の2③に定める事由により譲渡をした場合において、法61の2③各号に規定する株式等で、その譲渡をした種類株式の価額とおおむね同額の株式等の交付を受けたときは、その種類株式につき譲渡損益は生じないこととされている。

しかし、どのような場合に「おおむね同額」といえるのか明記されていないことから、この規定の適用を躊躇してしまうケースがある。したがって、法令上、その意義を明らかにしていただきたい。

4) 取得価額に含めるべき金額の範囲の明確化

【理由】

- ・ M&Aのデュー・ディリジェンス費用については有価証券の取得価額に含める必要があるが、費用の範囲を明確にすべき。

5) (非適格) 現物出資により取得した有価証券の取得価額

【理由】

- ・ 事業の移転を伴う非適格現物出資については、被現物出資法人の発行する株式の現物出資時の価額とすることを要望。

実務上、特に被現物出資法人が上場株式の場合などは被現物出資法人の株式の価額を以って譲渡対価の額が計算されるものの、現物出資を行う法人の株式の取得価額の書きぶりに齟齬があるため、直前に当該株価が急騰した場合などに問題が生じる。

(5) 減価償却資産の償却等

1) 損金経理要件の撤廃

【理由】

- ・ 損金経理要件が無くとも課税上の弊害が生ずると思われず、当該要件によって納税者は非常に煩雑な申告調整実務を強いられている。

今後IFRS導入により、更なる会計と税務の乖離が進むことが予想され、実務対応が極めて困難となるため、撤廃を要望する。

- ・ IFRS導入により減価償却資産の会計と税務の乖離がより一層大きくなる傾向にあるため、損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 会計と税務の乖離が大きくなりつつある昨今の現状を考慮すると、会計処理を税務処理の要件とする必要性は低下しているため、損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 減価償却に関する損金経理要件を撤廃すること。
- ・ IFRSにおいて会計基準の見直しが進み、会計と税務の乖離が一層、大きくなることが予想されるため、減価償却費について損金経理を要件から撤廃して頂きたい。
- ・ 損金経理要件が無くとも課税上の弊害が生ずると思われず、当該要件によって納税者は非常に煩雑な申告調整実務を強いられているため、減価償却等の損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 減価償却の損金経理要件によれば、会計上の償却年数が税務上の償却年数よりも長い場合、損金算入が認められるのは税務上の償却限度額よりも少ない会計上の減価償却費となるが、国内でも導入が進んでいるIFRSでは、企業によって利用可能と予想される期間を償却年数としているため、企業が会計基準としてIFRSを導入した場合、会計上の償却年数が税務上の償却年数より相当程度長くなり、税務上の損金算入メリットを享受できないケースが想定される。

したがって、IFRS導入企業が会計監査で会計上の償却年数が適正と認められている限り、損金経理額を超え、かつ償却限度額に達するまでの減価償却費については、税務調整による損金算入の容認を要望する。

- ・ IFRS導入に伴い固定資産の減価償却計算は、税務と会計の乖離が大きくなると予想されるため、減価償却費について損金経理を要件から撤廃していただきたい。

2) 少額減価償却資産の損金算入制度の拡充・限度額の引き上げ

【理由】

- ・ 税制の簡素化及び経済の活力維持を図るため、取得価額30万円未満の少額減価償却資産を即時損金算入とし、併せて、一括償却資産の3年償却制度を廃止することを要望する。

3) 一括償却資産の損金算入制度の廃止

【理由】

- ・ 一括償却資産については企業会計上は費用として処理されております。税務申告で加算処理が必要となっております。会計処理と整合性を持つことにより会計と税務の乖離の低減に結びつきます。したがって、少額かどうかの判定を20万円未満とし、一括償却資産の損金算入規定を廃止していただきたい。

4) ソフトウェアの償却期間の短縮

【理由】

- ・ 研究開発費は発生時に全額損金処理することを認め、特に企業会計と税務会計の乖離が甚だしく納税実務に多大な負担がかかっている研究開発用資産及び自社利用ソフトウェア開発費については新会計基準の会計処理に合わせ即時償却を可能とすること。

5) 電話加入権の損金算入

【理由】

- ・ 資産性がなくなっている実態に即し、一時損金算入を認めるよう要望したい。
- ・ 電話加入権については、譲渡が認められており、市場が形成されているという理由から、資産性があるものとして減価償却ができないとされている。しかしながら、昨今、市場における一般電話加入権の売買価格も低下し、資産性が薄れていると言われている。したがって、取得価額10万円未満の少額資産と同様、一時の損金算入を要望する。

6) 定率法の維持

【理由】

- ・ 法人税率低減のための代替財源として、定率法を廃止して定額法へ一本化することが議論されているが、減価償却方法は企業における減価償却資産の使用実態等により、定率法／定額法からより適切な方法を選択すべきものであるため、2つの償却方法を存続させるべきと考える。

7) 国外PEに帰属する減価償却資産の償却の方法

【理由】

- ・ 国外PEに帰属する減価償却資産の償却方法をPE所在地国会計基準によって認められた償却方法によっている限り（但し、一括償却によっている場合を除く）、当該償却費に計上された金額を各事業年度の損金の額に算入する金額の限度額とする。具体的には、措令39の15②三と同じ取り扱いとすることを要望。

海外拠点においては現地基準と日本基準の二重管理で極めて負担が大きいことに加え、瑣末な過誤により多大な事務コストが生じている。AOAにおいて独立企業間原則が徹底される中、現地会計・税務で容認される償却方法を認めることは自然な取り扱いであり、実際に外国子会社合算税制においてはそのように取り扱われており、(金額の重要性含め)課税上の弊害はない。

(6) 資産の評価損

1) 有価証券の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有価証券評価損の企業会計と税務会計の乖離について、実務の煩雑さを解消する観点から税法上の判定要件を緩和し、企業会計と同様の基準とすること。
また、有価証券の評価損に係る損金経理要件を撤廃し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めること。
- ・ 別表5上と資本等の金額の調整欄に、会社が存在する限り差異が残り続けるが、何十年もその差異の発生経緯を残しておくのが困難な場合が生じる恐れがある。欠損金を引き継げる場合には損の二重取になる恐れがあるため、損金不算入としているが、欠損を引き継げない場合には損金としてよいしてほしい。

2) 固定資産の評価損・減損損失の損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 固定資産の減損損失について公正妥当な経理処理として会計上容認されたものについて、法人税法上も損金算入を容認してほしい。会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため。

(7) 役員の給与等

損金算入要件の緩和・明確化

【理由】

- ・ 平成28年度改正で見直しがされたものの、損金算入について、業績連動型では同族会社に対する適用除外があり、株式報酬についても信託を利用した場合には適用が認められない等の制限がある。
企業の自由な制度設計のために、役員給与に関する損金算入範囲の更なる拡大を図るべき。
- ・ 会計上で役員賞与の費用処理が強制された背景（役員賞与も役員報酬と同様に職務執行の対価）も踏まえ、税務上も役員給与（賞与に相当する部分）の損金算入要件の緩和を要望する。
- ・ 役員給与の一部について損金算入が可能となっているが、損金算入要件が複雑であり、その手続きも煩雑であることから、会社法に基づき適法に職務執行の対価として支給されている限りにおいては、原則損金算入を認めるべきであると考えられることから、役員給与については、原則損金算入可能とする事を要望する。
- ・ 信託型の役員報酬インセンティブプラン（BBT：Board Benefit Trust等）について、損金算入できるように制度拡充を要望する。
ストックオプションや特定譲渡制限付株式について損金算入が認められるため、同様の性質である信託型インセンティブプランも損金算入してほしい
コーポレートガバナンス・コード対応における柔軟な選択肢の増加が期待される。
- ・ 退職をトリガーとする譲渡制限解除について、譲渡制限付株式に該当する旨を明確化して欲しい。
- ・ 平成28年度税制改正で役員の報酬に関し、業績連動型役員報酬の損金算入要件の緩和、譲渡制限付き株式報酬の税務上の取り扱いの明確化により税法上損金算入範囲が拡充されたが、依然として業績連動型役員報酬の損金算入については同族会社に対する適用除外があり、株式報酬についても信託を利用した場合には適用が認められない等の制限があるため、コーポレート・ガバナンス・コードにおいて、「中長期的な会社の業績等を反映させたインセンティブ付けを行うべき」とされたことを受け、企業の自由な制度設計のために、役員給与に関する損金算入範囲の更なる拡大を図るべきである。
- ・ 役員への給与については、定期同額給与、事前確定届出給与又は利益連動給与のいずれにも該当しない場合にはその全額が損金不算入とされる。この制度の趣旨は法人の利益を恣意的に変動させ、法人税の負担を不当に減少することを防止することであると解されるが、社会通念上相当と認められる役員給与は役務提供の対価であることから損金算入を認めるべきである。
上記の改正がなされない場合においては、以下の点について改正の検討を望む。

- ①法令が実務を反映した内容でないため、多くの通達やQ&Aが出されており、制度がより複雑なものになっている。特にQ&Aにより、損金算入のための新たな要件が付加されているようにも思われる部分もあることから、法令の抜本的な改正が望まれる。
 - ②実務上、日割りで役員給与が払われることがある（例：6月25日から6月30日までなど）が、この場合の定期同額給与の考え方が不明確である。
 - ③使用人兼務役員に関する規定の見直しを望む。たとえば、金融業界においては、個人ごとにボーナスの額が異なることは当然であり、比較使用人を用いて算定する方法には限界がある。
- ・ 出向と定期同額給与の関係について－法人税基本通達9-2-46は、①株主総会決議要件 ②出向契約要件の二つの要件を満たすことを前提として、出向先法人の支給形態により定期同額給与等であるか否かの判断を行うこととしているが、この二要件を満たさない役員給与は、ただちに損金不算入とされるのかを明確にすることを要望する。

法人税基本通達9-2-46は、上記二要件を満たさない場合は、法人税法34条の定期同額給与、事前確定届出給与に該当せず、損金の額に算入されないことを想定していると考えられる。しかし、法人税法34条の条文上は、(国税庁の通達解説に示されたような)「あらかじめ定められたところに従って支給される」ことや「株主総会等での決議」を要件とはしていない。法人税基本通達9-2-46は、法人税法34条を適用して損金の額に算入される場合の例示としての形式基準を掲げたものでしかなく、これらの要件に該当しないものでも、ただちに損金不算入とすべきものではないことを明確にする必要がある。

- ・ 役員に対して支給する(退職)給与のうち不相当に高額な部分の算出方法を明確化することを要望する。
役員に対して支給する給与が過大であるかどうかは、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給状況等に照らして判定することとされている。しかし、同種同規模の法人であっても地域等の要素により支給額に差が生じることが考えられる。また、地域別、業種別、規模別の役員(退職)給与の支給額を確認することは現実的に困難である。
したがって、不相当に高額な部分の算出について具体的な基準を設けるか、過大であるかどうかの判定に必要となる役員(退職)給与の支給状況等に関する資料を公表していただきたい。

(8) 寄附金

1) 損金算入要件の緩和及び損金算入限度額の拡大

【理由】

- ・ 企業は社会への貢献を強く求められており、公益法人など各種団体からの寄附要請に応えねばならない社会状況に鑑み、寄附金制度について次の措置を認められたい。
 - ① 一般寄附金の損金算入限度額の引き上げ
 - ② 特定公益増進法人などに対する寄附金の全額損金算入

2) 寄附金の損金算入限度額における資本金等基準

【理由】

- ・ 平成24年度改正以後、損金算入限度額＝(所得金額×2.5%＋期末資本金等の額×0.25%)×1/4と縮小されているが、昨今2020年オリンピック開催等に関連して一般寄付の要請を受ける機会が増大していること等から、この限度額を従前の「1/2」に戻して頂くことを要望します。併せて、期末資本金等の額が資本金＋資本準備金の額を下回る場合には資本金＋資本準備金の額を用いることとする改正を行うことを要望します。

平成27年度改正により地方税法(事業税外形標準資本割及び住民税均等割)に関し、期末資本金等の額が資本金＋資本準備金の額を下回る場合には資本金＋資本準備金の額を用いることとする改正が行われたことと平仄を合わせて頂くことが合理的と考えます。

(9) 貸倒損失

損金算入要件の緩和

【理由】

- ・ 有効な意思表示に基づく非関連者間の債権切捨て、債権放棄並びに債権譲渡については税務上も容認すること。
- ・ 関係会社の整理・支援損について現行の要件を緩和し、経営悪化段階での支援を弾力的に認めること。

(10) 引当金

1) 貸倒引当金制度の復活

【理由】

- ・ 個別貸倒引当金の対象となる債権は、その殆どが回収の見込めない状態のものであり、かかる債権の損金算入を認めなければ企業財務の健全性を損なう恐れがあるため、個別貸倒引当金の復活を要望する。

2) 貸倒引当金の損金算入要件の緩和・拡大

【理由】

- ・ 一定期間取引を停止している場合の貸倒について、現実に回収の目途のないものについて損金算入を認めてほしい。継続的に行われる取引に限らず、原始取引であっても貸倒が生じる場合があり、経済的合理性を欠いているため。
- ・ 金融機関が実施している資産自己査定と同じ基準での無税償却を実施可能とすること。特に、自己査定直接償却（IV分類債権に対する財務上の直接償却）がなされた債権を、同額、同じタイミングで無税直接償却することを認める等を要望する。

各々の金融機関が保有する貸出等の金銭債権は、合併再編等もありそのボリュームが増大しており、不良債権に係る巨額の財税不一致額を発生させている。

償却実務担当者には財務・税務の二つの償却基準の習熟が求められ、その事務負担・管理負荷が過重となっているため要望する。

また、当該要望は欠損金の控除・繰戻還付制度の拡充と併せて導入することが、企業の置かれた環境に沿うものであるため、セットで要望する。

- ・ 金融機関が既存の債務者における借入金を「資本性借入金」(DDS)へ転換する場合に適用できる長期棚上げの個別貸倒引当金の繰入れについて、損金算入が認められる当該借入金にかかる弁済期限の基準を、5年超から3年超に緩和することを要望する。

個別貸倒引当金において長期棚上げという規定があるが、「長期」の概念としては、一般的に3年超という期間の概念も含まれると考えられないか。

銀行としては、DDSを検討する先は早期の債務超過解消が見込める先が対象であり、税務上の取扱いをより柔軟なものにすることにより、より一層のDDS活用が見込まれる（裾野が広がる）と思料される。

- ・ わが国金融界は不良債権問題からすでに脱却しているものの、わが国経済の持続的成長に資する金融システムの維持や、中小企業者等の経営改善、事業再生支援を積極的かつ継続的に進める金融機関の取組みを一層促進する観点から、不良債権税制の拡充が重要である。また、将来の損失発生に備えた制度を拡充することは、企業の投資意欲を高める効果も大きい。

現在、会計上の引当金基準と税務上の無税基準が大きく乖離している状態にあるが、不良債権問題の再発防止や金融機関の自己資本の強化等の観点からは、金融機関が実施している自己査定等にもとづく会計上の償却・引当を税務上も幅広く認める等、債権毀損の実情に応じたものとするのが重要である。具体的には、法的整理手続き開始の申立てがあった場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合（現行50%）を引き上げる等、貸倒れに係る税務上の償却・引当の範囲を拡大することを要望する。

3) 債権回収業者（サービサー）が取得した債権に係る貸倒損失の特例の創設

【理由】

- ・ 一般的に、サービサーは債権額より低い価額（例えば1円など）で金融機関等から債権を譲り受けることが多い。このことから、これらの債権につき債務者の資力を確認するためには、サービサーにおける債権の簿価（譲り受けた価額）よりも多額のコストを要する可能性が高く、法基通9-6-2に基づき貸倒損失の計上判断を行うことは合理的ではない。

したがって、サービサー等の場合の貸倒損失計上基準を緩和するよう、柔軟な取扱いを設けてはどうか。

(11) 欠損金

1) 欠損金の繰越期間の延長・繰戻還付制度の復活及び控除制限の廃止

【理由】

- ・ 平成27年度改正により、欠損金の繰越期間が延長される一方で、大法人については繰越欠損金の使用割合が縮小されている。

欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担の平準化を通じ、経営の中長期的な安定性を確保するものであり、企業のさらなる投資意欲や競争力を高めるためにも繰越期限を延長するべきである。

- ・ 欠損金の繰越期間延長は、企業の財政基盤の強化に資するものであり、安定的な事業運営をおこなっていくために、欠損金の取扱いについて見直すことが必要。
- ・ 欠損を計上している会社の収益力向上・業績回復のために繰越欠損金の使用制限を撤廃していただきたい。
- ・ 欠損金の繰越控除期間の延長及び控除制限の廃止を要望する。企業の永続性＝課税期間の観点から欠損金の繰越控除期間は無制限であるべきであり、また、控除制限についても廃止されるべきものである。
- ・ 英国、フランス、ドイツ等、欠損金の繰越制限がない国も多く、国際競争力の観点から繰越期間を延長もしくは期限を定めず繰越可能とし、繰越欠損金の控除制限についても、OECD諸国と比して厳しい制度（米、英、蘭：制限なし、ドイツ：60%、フランス：50%）となっていることから緩和もしくは撤廃すること。また、繰越欠損金の繰戻還付について全ての企業を対象とすることを要望する。

繰越期間を過ぎた欠損金は使用できず、継続企業を前提として通期の所得計算を行う場合には、失効した欠損金相当額の税率相当分は税負担増となる。これにより、欠損金発生以降の通算の企業の税負担は、依然として高い水準にある法定実効税率を上回る状態となるため。また、青色欠損金（連結欠損金）の控除限度割合の引下げにより、青色欠損金（連結欠損金）を有している法人の実質的な税負担が増加しないよう、現在中小企業者等にその規定の適用を限定している欠損金の繰戻しによる還付を全ての法人が適用を受けられるようにするため。

- ・ 欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなる。課税の公平性確保及び国際競争力強化の観点から、繰越期限の延長を要望する。
- ・ 欠損金の控除限度額は、平成28年度65%、29年度に55%、30年度は50%に縮小されたが、欠損のある企業の早期業績回復を促すため撤廃を要望する。
- ・ 欠損金の繰越控除期間が9年に延長されたが、欧米諸国に比べると未だ不利な状況にあることから、更なる延長を図るべきである。
- ・ 諸外国と比較して見劣りするわが国の繰越欠損金制度につき、イコールフットィング確保や長期的視野での投資拡大の後押しのためにも、諸外国と同等な制度とするよう下記の通り要望いたします。
 - ①使用制限：29年度50%の更なる縮減は反対
 - ②控除期間：米国並み20年、もしくは無期限化
 - ③繰戻還付制度：復活と期限延長（1年→2年）
- ・ 国際的イコールフットィングの面からも現在の10年は短すぎるため、繰越欠損金の繰越期限を米国並みの20年に延長することを要望する。

- ・ 欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ない企業に課税されることとなり、課税の公平性確保及び国際競争力強化の観点から、繰越期限の延長を要望する。

繰越欠損金の控除制限についても、OECD諸国と比して厳しい制度となっていることから緩和もしくは撤

廃することを要望する。

- ・ 繰越欠損金につき、永続企業であるため、永久に繰越可能とすることを要望する。
- ・ 法人税における欠損金の繰越控除・繰戻還付制度は、事業年度ごとの課税負担の平準化を通じ、経営の中長期的な安定性を確保するものであり、わが国企業の投資意欲や競争力を高めるうえで極めて重要な制度である。金融機関にとって、景気後退期における不良債権の規模は大きいことから、その処理に伴い発生する欠損金の控除や還付について、十分な措置を設ける必要がある。
- ・ 繰越欠損金の控除には所得の80%制限が課されているところ、制限無しとする。また、繰戻還付制度についても、資本金1億円以上の企業に対する適用停止措置を廃止することを要望する。

2) 欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用

【理由】

- ・ 欠損等法人の欠損金に使用制限がかかる事由に該当するかを判定する際に指標となる事業規模について、法令113の2①一～三に規定する事業区分のいずれにも該当しない事業に係る事業規模の基準を明確にすることを要望する。

法令113の2一～三では、事業を①資産の譲渡、②資産の貸付け、③役務の提供の3つに区分して事業規模の基準を定めているが、たとえば、投資業などはこの事業区分のいずれにも属さない。

また、投資資産が匿名組合出資の持分などである場合、損失の分配を受けることがあるが、損失分配額が売上金額又は収入金額に含まれるのか否かについても明らかではない。

したがって、たとえば投資業については、投資総額で事業規模を判定するなど、その事業の実態を適切に反映する基準を設けていただきたい。

(12) リース資産の償却等

リースフリーレントの税務処理の明確化

【理由】

- ・ 税法の解釈を明瞭化し、不要な会計と税務との差異を解消するため、税務上のリース取引に該当しないリース（所謂「オペレーティング・リース取引」）について、フリーレント期間がある場合、リース料総額をリース期間に均等按分する費用計上を可能とする規定の明確化を要望。
- ・ フリーレント期間を含む賃貸収入については、会計上、賃料総額をフリーレント期間を含む総契約期間にわたって均等に按分して計上する方法が認められており、また、法人税法のコンメンタールにも、フリーレントの期間が6ヵ月や1年といった長期に及ぶような場合には、賃料総額を期間按分して収益計上すべき旨の記載がある。

しかし、法人税法及び消費税法上、フリーレント期間がある場合の賃貸借に係る収入・費用計上の方法や消費税の課税売上及び課税仕入れの認識のタイミング等について明確な取扱いが示されているとはいえ、実務上疑義が生ずることがあるため、貸借人及び借借人におけるこれらの取扱いを明確にしていきたい。

(13) 租税法規定と会計基準の乖離調整

1) 乖離調整・IFRSへの対応

【理由】

- ・ IFRSの適用により、会計と税務の一層の乖離が懸念される。税制簡素化の観点より、早期より適切な税制措置の検討を望む。
- ・ IFRSの適用により、税務と会計の乖離は大きくなる一方であるため、一般に認められる公正な会計基準として会計処理で認められるものは税務上の調整も不要にしてほしい（研究開発費関連、工事進行基準、収益認識15号関連）。

IFRSが今後さらに一般化されることで税務との乖離の問題が大きくなる。一般に公正妥当と認められる会計処理をしていれば、税務上も調整も不要とのスタンスを取ることにより税務決算を二重管理する必要が

なくなり、事務工数と時間を効率化することができる。

- ・ IFRS適用により、会計と税務の一層の乖離が懸念されるため、IFRS適用に関する適切な税制措置の検討を要望する。
- ・ 昨今、企業会計制度の変更（IFRSへの収斂）が進み、税務会計との乖離がますます拡大しており、二重基準に伴う申告調整項目の増加によって判断と手続きの両面で煩雑化を招いていることから、税務上の取扱いを企業会計上のそれに極力一致させ、簡素化を図ること。
- ・ 税務会計側でもこの財務会計側の動きと平仄を合わせ、財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることで、財務会計と税務会計の乖離を是正していただきたい。
昨今、金融商品会計、退職給付会計、減損会計や引当金処理など、企業の実情を適正に評価しその結果を財務会計上に反映させる動きが強まっている。

一方、税務会計の世界では財務会計により要請されているそれらの会計処理について、原則損金不算入としているケースが多く、企業の税務実務担当者レベルでは財務会計と税務会計の差異の掌握に腐心し、事務負担が増大している。企業にとっては決算早期化、開示の早期化のネックとなっているのが現状である。また、税務当局側にとっても税務会計と財務会計の差異拡大が実態の掌握を困難なものとしていると思われる。

このような状況において、棚卸資産の低価法による評価については税務会計側が財務会計側の動きと平仄を合わせる取扱いをご考慮いただいたことは実務担当者として誠に有り難く、他の項目についても財務会計にて合理的で適正に会計処理されたものについては税務会計側でも損金処理を認めることを引き続きご検討頂きたい。

2) 研究開発費用関連の損金算入

【理由】

- ・ 会計制度との調和を図ることが、事務負担の軽減など企業の競争力確保のために資すると考えられるため、会計上容認される研究開発費について法人税法上も損金算入を容認してほしい。

3) 工事進行基準に関する会計基準との齟齬の是正

【理由】

- ・ 請負工事（追加工事含む）の対価の額が期末において確定していない場合の収益計上方法について、現行税法における「該当原価の見積額を対価の額とみなす」とされている基準を、「工事契約に関する会計基準」（合意かつ合理的な見積による）と整合させて欲しい。

現行税法であれば、未確定の追加工事の概算計上額が最低でも損益±0（原価イコール）となり、実態が反映されないばかりか、仮に当該請負工事（本体）が当初より赤字工事であった場合には、完成工事高の過大計上となり、会計上容認されない。

（進行基準工事に赤字工事がない前提で作成された時代の遺物である）

4) 退職給付引当金・賞与引当金の損金算入

【理由】

- ・ 翌期に支払が見込まれる賞与引当金等は計上した期の労務の対価であることから通常の見込とは異なり、債務は確定しているため、全額の損金算入を認めて頂きたい。

5) 排出量取引における費用計上

【理由】

- ・ 排出権の減損処理について会計基準と同様の基準で損金算入を認めて頂きたい。

(14) 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃

【理 由】

- ・ 企業所得に対する二重課税であり、低金利時代に年金資産へ毎年1%課税することは資産運用の大きな妨げとなり現実的でない。既に長年にわたり課税凍結が続いていることから、制度の廃止を要望する。
- ・ 確定給付企業年金、厚生年金基金を中心とする企業年金ならびに確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障する上で重要な役割を担っていますが、我が国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。これらの年金制度においては、現在、約1.2%の税率（地方税を含む）で特別法人税が課されることになっていますが（平成29年3月末まで課税凍結中）、昨今の厳しい運用環境下での1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすこととなります。さらに、退職給付会計により企業年金の積立不足額が負債計上されるため、財務諸効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになりかねません。また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴取されることになっており、当該制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。そもそも諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税している例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であると言えます。

試算によれば、仮に特別法人税が復活した場合、25年間の積み立てで年金給付水準が約20%削減されてしまうことになります。

今後、年金課税について、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討していくにあたっては、運用段階の課税である特別法人税について、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく撤廃を要望します。

あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されることになっていることから、財形給付金契約および財形基金契約の積立金に係る特別法人税についても撤廃を要望します。

- ・ 年金税制については、拠出時・運用時非課税、受給時課税の原則に基けば、拠出時・運用時は受給者の年金資産形成経過であり、遅延利子相当という特別法人税の考え方は認められず、同一課税客体への重複した課税を避けるため、本来受給時のみに課税すべきであるため、撤廃を要望する。
- ・ 企業年金及び確定拠出年金は、公的年金を補完し、勤労者の老後生活の維持・安定を図る上で大きな役割を担っており、急速な少子・高齢化が進展する中、その重要性はますます増大しております。

退職年金等積立金への課税は資産運用に悪影響を及ぼすほか、国際的にも例を見ない課税となっており、現在課税が停止されている特別法人税については制度を撤廃すべき。

- ・ 企業年金等は公的年金の補完的な手段であり、積立金に税金がかかるというのは制度としてよくないことから、企業年金等積立金にかかる特別法人税の廃止を希望する。
- ・ 拠出時・運用時は非課税、受給時に課税という年金税制の国際的な基本原則の観点から、運用時に課税する現在適用停止中（平成29年3月31日まで凍結）の企業年金積立金に対する特別法人税を速やかに撤廃するよう要望します。
- ・ 平成28年度末まで凍結となっているが、撤廃を基本に少なくとも凍結継続となるよう要望する。
- ・ 社会環境やライフスタイル等の変化により、近年、国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また、一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは、従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られます。

こうした、いわば時代の要請を受けた企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠です。

特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）の税金を課すものです。当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると考えます。

国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税

を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成28年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

- ・ 運用口座にある年金資金全体を課税標準とする資産課税であり、運用損益に係わず課税されるため、年金資産が多いほど納税額が増えることになる。健全な企業年金制度維持のために廃止を要望する。
- ・ 退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）については、平成29年3月31日迄で課税停止措置の延長期限切れとなる。特別法人税の存在が、確定拠出型年金制度の普及や、企業年金法の下で運用されている確定給付型年金も含めた企業年金制度全般の将来の運用期待に多大な影響を与えることが懸念されるため、撤廃を要望する。
- ・ 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現し、国際的にも見劣りしない水準の制度とするため、また、主要先進国でこのような積立金に課税している例はないことから、平成29年3月末まで課税凍結されている積立金の特別法人税について撤廃するよう要望いたします。
- ・ 少子高齢化が進展するなか、自助努力による老後生活の維持向上を図る観点から、公的年金を補完するものとして、確定拠出年金の果たす役割の重要性が高まっている。欧米における同種の年金と同様、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本とする十分な税制上の措置を講じ、国際的に見劣りしない制度とする観点から、平成29年3月まで課税が停止されている退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃すること、少なくとも課税の停止を延長することを要望する。

(15) その他

1) 外国の事業体に係る課税の明確化等

【理由】

- ・ 外国の事業体の日本における税務上の取扱いが明らかでないことから、課税上の取扱いについて予見可能性が低く、外国の事業体を利用した投資取引等の障壁となっているため、外国の事業体の日本における税務上の取扱いを明らかにすることを要望する。
- ・ チャリタブルトラスト（慈善信託）が株主である外国法人の完全支配関係の判定を整備し、中小法人に該当するものとして中小法人向けの特例措置の適用を認めることを要望する。

平成22年度の税制改正において、中小法人向け特例措置の大法人の100%子会社に対する適用に制限を設ける改正が行われた。

現行法では、株主が慈善団体に寄付することを最終目的とした「慈善信託」となっている外国法人が、大法人による完全支配関係がある法人に該当するかどうかを判定する場合、(1)平成19年の新信託法施行後に設定された慈善信託は、法第143⑤二ハに規定する法人課税信託の受託法人に該当する（すなわち中小法人には該当しない）と解され、(2)新信託法施行前に設定された慈善信託は、受益者が特定していないものとして受託者（＝委託者）の資本金により判定を行うものと解されている。

しかし、(2)の場合において、受託者に完全支配関係を有する親会社が存在する場合、その最上位の海外親会社に関する情報を入手することは困難なことも想定される。また、中小法人向け特例措置の適用制限は、親会社の信用力により資金調達や事業規模の拡大等が可能とされる中小法人を対象に設けられた規制であり、慈善信託により実質的な株主が存在しないような外国法人が本規定の制限を受けることは本規定の制度趣旨に合致しないものと考えられる。したがって、慈善信託が株主である外国法人は本規定の制限を受けないよう法令で手当てすることが望まれる。

2) 組合に係る課税の明確化

【理由】

- ・ 法令上組合税制の規定がないことから利用が進まない部分があると思われるため、組合税制を法令上規定していただきたい。その際には組合への一定の現物出資・現物分配については課税繰り延べを認め、パススルーの取扱いを認める方向でお願いしたい。また相続税・贈与税の財産評価において会社形態と比較して過度な負担にならないよう配慮していただきたい。
- ・ 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る所得の計算方法を法令上整備することを要望する。

匿名組合事業における支出金額のうち寄附金又は交際費等に該当する金額があるときは、営業者がそれらを支出したものとして営業者の所得金額を計算することが、法人税基本通達14-1-3の逐条解説で示されているが、「等」の範囲が明確とされておらず、税務調整を営業者のみで行うべきかにつき、疑義が生じることがある。匿名組合事業から生じた税務調整項目は、損益分配比率に応じて、営業者及び匿名組合員に帰属するものと取り扱うことが妥当であると考えられるため、その旨法令で明確化していただきたい。

- ・ 出資割合と損益分配割合が異なる場合の帰属損益額の計算方法の詳細を明らかにすると共に、この場合の構成員における課税関係を法令上明記することを要望する。

平成17年の有限責任事業組合法の成立により、出資割合と損益分配割合が異なる任意組合等の組成が可能となった。しかし、この場合の組合員の帰属損益額の計算については、法人税基本通達14-1-2（注）2において出資の価額を基礎とした割合を用いて計算する方法が例示的に示されているにとどまっている。したがって、法人税法施行令等でその計算方法の詳細について定められることが望ましい。

また、損益分配割合が出資割合と異なる場合、たとえば受取配当等益金不算入制度など出資比率により課税関係が判断される規定の適用にあたり、構成員の課税関係について実務上判断に迷うことがあるため、この点についても法令で明らかにされることを望む。

- ・ 減価償却資産の償却方法及び棚卸資産の評価方法は、法人税基本通達14-1-2（注）3において、組合事業を組合員の事業所とは別個の事業所として選定することができることとされているが、外貨建資産等の期末換算方法の選定については何ら明記されていない。組合事業に係る外貨建資産等の期末換算方法の選定についても減価償却資産の償却方法等と同様に、組合員の事業所とは別の事業所として選定できる旨を明確化していただきたい。

3) 合同会社に対する構成員（パススルー）課税の導入

【理由】

- ・ 事業再編・事業再構築を促すため、合同会社での構成員（パススルー）課税を認めるべきである。

4) 信託税制における課税上の取扱い

【理由】

- ・ 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして所得税及び法人税を課することとされており、また、受益者が2以上ある場合には、信託財産に属する資産及び負債、収益及び費用の全部をそれぞれの受益者が「その有する権利の内容に応じて」有するものとされている。そしてこれらの考え方は、例えば優先劣後構造といった質的に異なる受益権を有する複数の受益者が存在する場合においても適用されるものであることが、財務省による平成19年度の税制改正の解説（P.294～295）に記載されている。

しかし、このように質的に異なる受益権を有する者が存在する場合における、資産及び負債、収益及び費用のその各受益者への帰属のルールは明らかにされていないことから、法令上新たに規定を設けていただきたい。

5) スtock・オプション付与に係る費用の付け替え

- ・ 親会社が自社株式オプションを子会社の役員・従業員に付与する場合又は子会社が自社の役員・従業員に親会社株式オプションを付与する場合における、親子会社間の費用の付け替えの税務上の取扱いを明確にしたい。

また、親会社では従業員であるが子会社で役員である場合における取扱い及び源泉税の取扱いも併せて明確にしたい。

6) 金融商品会計

【理由】

- ・ ヘッジの有効性の判定には、多大な事務負担と実務対応コストが発生するため、ヘッジの有効性の判定に

於いて、金融商品会計に関する実務指針158のように一定の場合に当該判定を省略できるようにすることを要望する。

7) 外貨建資産等の換算方法

【理由】

- ・ 長期外貨建債権等が短期外貨建債権等に該当することとなった場合の取扱いを定めることを要望する。

外貨建債権債務の換算方法を選定する場合には、その「取得日」の属する事業年度に係る確定申告期限までに届出書を提出する必要がある。換算方法を選定しない場合には、法定の換算方法を選定したものとされる。たとえば長期外貨建債権等を取得した場合において、法人が換算方法について届出書を提出しなかった場合には、法定の換算方法である「発生時換算法」を選定したものとされる。

この場合において、以下の点が不明確であることから、何らかの取扱い方法を示していただきたい。

- ① この長期外貨建債権等が何年か後に短期外貨建債権等に該当することとなった場合には、新たに短期外貨建債権等を取得したわけではないものの、この段階で新たに「期末時換算法」の選定を行ってもよいのか。
- ② それとも、当該外貨建債権等につき取得時に届出をしなかった場合、長期・短期共に法定換算方法である「発生時換算法」を選定したものと取り扱われ、「期末時換算法」を適用したい場合には、すでに選定している換算方法を変更するものとして、換算方法の変更申請書を提出する必要があるのか。
- ③ 上記の変更申請書を提出しなければならない場合、換算方法の変更をすることができないこととされている3年間（法基通13の2-2-15）の縛りは適用されるのか。もし適用される場合、たとえば債権等の受領等の期限がその事業年度終了日の翌日から2年を経過した日の前日である外貨建債権を取得したときは、会計上は長期外貨建債権として取り扱われるにもかかわらず、税務上は取得時に短期外貨建債権の換算方法を選択しておかなければならない。この選択を失念した場合は、税財一致を図ることができないことになる。

8) 繰延資産の縮減・廃止

【理由】

- ・ 税法上の繰延資産の範囲については、法令等において具体的に示されている公共的施設の負担金等の他、「自己が便益を受けるために支出する費用で、支出の効果が1年以上に及ぶもの」という包括的な概念規定が設けられている。このため、どのような支出が税法上の繰延資産であるかの判別が困難であるとともに、償却期間となる「支出の効果が及ぶ期間」の判定も容易ではない。この規定の解釈の違いによる課税の問題も生じることから税法固有の繰延資産は縮減・廃止するべきである。

9) 繰延資産の範囲の明確化

【理由】

- ・ 法人税法施行令14条6号ホに規定する「自己が便益を受けるために支出する費用」について、その便益の具体的内容や範囲が不明確なことから、税務上判断が困難なケースが多い。したがって、「自己が便益を受けるために支出する費用」に該当する場合を限定列挙する等、その範囲を具体的に明確化することを要望する。

10) 確定給付企業年金、厚生年金基金における過去勤務債務等の柔軟な取扱い

【理由】

- ・ 早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、以下の措置を講ずることを要望します。

① 確定給付企業年金および厚生年金基金における過去勤務債務の一括償却等の導入

近年における市場環境の変動性の高まりや、退職給付に係る会計基準の改正による積立不足の即時認識の適用に合わせて、年金制度においても積立不足額を即時に償却する方法の選択を可能とすることなど、中長期的に過去勤務債務償却を図るだけでなく、母体企業が負担可能な場合には早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして一括償却も可能とすることを要望します。

②基金型確定給付企業年金における予算に基づく特例掛金の導入

厚生年金基金で認められている、翌年度に発生予定の積立不足額に基づき設定可能な特例掛金について、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、厚生年金基金と同様に予算作成を行っている基金型確定給付企業年金についても特例掛金の設定を可能とすることを要望します。

③確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の柔軟化

現在、確定拠出年金へ的一部移行時の一括拠出は、移換者の移行部分に係る積立不足額が基準とされ、円滑な移行が可能とされています。平成23年度制度改正前においては、移行元制度の確定給付企業年金および厚生年金基金の制度全体に係る積立不足額が基準とされており、早期の年金財政の健全化が可能とされていました。

そこで、早期の年金財政の健全化に資する柔軟な取扱いとして、確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲を移換者の移行部分に係る積立不足額を下限とし、制度全体に係る積立不足額を上限とすることを要望します。

11) 配当等の計算期間の初日に元本を取得した場合における簡便法の計算方法

【理由】

- ・ 配当等の元本を取得した日とその配当等の計算期間の初日である場合において、配当等の計算期間の「開始の時」に元本を所有していたものとして取り扱ってよいか明らかでない。
「開始の時において所有していた元本の数」には、計算期間の初日に取得した元本の数を含むのかどうかを明確にしていきたい。

12) 特別償却準備金の取崩し

【理由】

- ・ 近年生産性向上設備投資促進税制に象徴されるように、設備投資を後押しするために、耐用年数の長い建物を含め即時償却が可能な税制が導入されている。しかし、上場企業等法定監査対象会社は、会計からの要請により直接償却方式を採用することができず、特別償却準備金を計上する方式を採用せざるを得ない。その結果、即時償却の翌年度から7年間で準備金取崩しが発生し、直接償却の場合と比較して節税効果が非常に短期間に消滅する結果となっている。

このことは建物等に即時償却を認めた立法趣旨から見て、その効果を限定するものであり、改正が必要と考えることから、特別償却準備金の取崩しを最長7年ではなく、対象資産の耐用年数に応じたものとすべきである。(圧縮積立金と同様の処理に改正すべき)

13) 所得税額控除における株式配当に係る元本保有期間の制限の撤廃

【理由】

- ・ 所得税額控除のうち株式にかかる配当については、その元本を所有していた期間に対応する部分の金額だけが控除されることになっているが、保有期間に関わらず全額控除することを要望する。
平成26年度税制改正で、平成28年1月1日以後受ける公社債等にかかる支払利子、配当金等にかかる所得税額控除の所有期間按分が廃止されており、株式にかかる配当についても同様に全額控除が認めらるべき。

14) 特定同族会社の留保金課税制度の撤廃

【理由】

- ・ 制度の本来の主旨は、個人事業者が法人成りした場合の所得課税と法人課税の不均衡の是正にあり、オーナーへの配当をせず法人に留保することで逃れられる所得課税の補完であったものと考えられる。平成19年税制改正において、本来の射程と考えられる中小企業を資本金1億円基準で除外し、制度は今日に至っている。

資本金1億円超の特定同族会社は、制度本来の主旨に照らして不合理な会社まで留保金課税による追加課税を余儀なくされており、特に持株会社形態の大規模法人は、原則非課税（海外は95%非課税）の受取配当金に結果として留保金課税が課される不合理な結果となっている。

15) 事業税の損金不算入

【理由】

- ・ 現行、事業税が損金算入されることにより、法人税等の計算事務が複雑化している。事業税を損金不算入とし、税額計算の簡素化を図るべきである。
なお、企業が負担する税額が全体として増加しないよう、法人税率の引き下げを合わせて実施するべきである。

2 連結納税制度

(1) 連結納税制度全般の整備

【理由】

- ・ 連結納税制度は平成22年度改正で改善がなされたが、1) 子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにする、2) 海外子会社も対象に含める、3) 開始・加入時における子会社資産の時価評価を全廃する、等制度の更なる改善を図るとともに、申告書の添付資料を削減する等事務負担の大幅な軽減を図ることにより、連結納税制度導入のハードルを引き下げることがを要望したい。
- ・ ①子会社が持ち込んだ繰越欠損金をグループ内で通算できるようにする。
②海外子会社も対象に含める。
③開始・加入時における子会社資産の時価評価を廃止する。
等制度の更なる改善を図るとともに、申告書の添付資料を削減する等事務負担の大幅な軽減を図ることにより、連結納税制度導入のハードルを引き下げることがを要望する。

(2) 適用対象子会社の範囲

連結納税適用対象の拡大・緩和

【理由】

- ・ 現行の連結納税制度下では、国内100%子会社のみが連結納税の対象となっているが、企業グループとして既存事業の伸長や新事業の開拓を図っていくためには、より広い範囲で所得を通算し、企業グループ内で納税資金負担を軽減していくことが必要である。従って、出資比率要件を大幅に緩和し、連結納税対象範囲を拡大すべき。

(3) 子会社欠損金の持込制限の緩和

【理由】

- ・ 連結納税制度導入を躊躇する最大要因の一つであると考え、特定繰越欠損金の使用制限を撤廃し、連結所得から控除できるようにしていただきたい。
- ・ 連結納税制度導入を躊躇する最大要因の一つであると考え、特定繰越欠損金の持込制限の緩和及び特定繰越欠損金の使用制限を撤廃し、連結所得から控除できるようにすることを要望する。
- ・ 繰越欠損金の持込制限は、積極的な企業買収による企業競争力の増強を阻害する要因となるため、連結グループに加入する子法人等の繰越欠損金の持込制限を撤廃することを要望する。

(4) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価

時価評価の廃止・緩和

【理由】

- ・ M&A及びグループ内組織再編（完全子会社化）を行う際の影響が大きく、連結納税適用のハードルの一つとなっているため、適格株式交換のみならず、適格合併の場合は時価評価・欠損金切捨ての対象から除外

していただきたい。

- ・ M&Aや組織再編等の阻害要因となっているため、連結納税グループ開始・加入時の営業権等の資産の時価評価課税を廃止すること。また、特定連結欠損金の適用範囲を拡大し、連結納税適用開始前・加入前に子法人で発生した欠損金については全て特定連結欠損金として持込を可能にすることを要望する。
- ・ M&A及びグループ内組織再編（完全子会社化）を行う際の影響が大きく、連結納税適用のハードルの一つとなっているため、適格株式交換のみならず、適格合併の場合は時価評価・欠損金切捨ての対象から除外していただきたい。

買収対象会社の営業権については、時価評価により多大な課税が生じる可能性の懸念があり、M&Aの実行において大きな障害となっている。連結納税の採用有無によって、投資先での課税が生じることは不合理であり、特に第三者を入札等で買収する場合には、含み損の利用を狙うケースは現実的ではなく、租税回避に利用されることはない。結果的に、シナジー効果が高い買収や組織再編が実現できない可能性もある。

営業権については、連結グループ加入後ただちにその含み益を実現することは通常不可能であり、償却期間の5年で営業権に相当する含み益が実現することもない。そのようなものに対して課税を行うことは通常不可能であり、不合理であることから、営業権を時価評価課税の対象外とすることを要望する。

これによる乱用の懸念がある場合は、別途個別的租税回避防止規定をいれることで対処することで足りると考えられる。

- ・ 買収対象会社の営業権については、時価評価により多大な課税が生じる可能性が懸念があり、M&Aの実行において大きな障害となっている。資産の時価評価課税の趣旨は、資産の含み損益を単体課税において精算し、連結グループに持ち込むことを防止するものであるが、営業権については、連結グループ加入後ただちにその含み益を実現することは通常不可能であり、また将来の収益力に起因する営業権に対して入り口で課税を行うことは通常不可能であり、また将来の収益力に起因する営業権に対して入り口で課税を行うことは不合理であることから、営業権を時価評価課税の対象外とすることを要望する。
- ・ 連結納税開始時・加入時における資産の時価評価の要件を撤廃、もしくは時価評価除外要件の拡大をすること。
- ・ 買収対象会社の営業権については、時価評価により多大な課税が生じる懸念があり、M&Aの実行において大きな障害となっている。

資産の時価評価課税の趣旨は、資産の含み損益を単体課税において精算し、連結グループに持ち込むことを防止するものであるが、自己創設営業権については、連結納税加入後直ちにその含み益を実現することは通常不可能であり、また将来の収益力に起因する自己創設営業権に対して入り口で課税を行うことは不合理であることから、自己創設営業権が時価評価資産の対象外とする事を要望する。

また、自己創設営業権が時価評価資産等の範囲に含まれるとしても、法人税基本通達12の3-2-1において『時価評価資産のその時の価額』は、当該時価評価資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡されるときに通常付される価額による』と解されている通り、個別に譲渡可能な営業権乃至は独立した資産として取引される慣習のあるものに限定することとする運用を要望する。

- ・ 時価課税による税金負担や時価評価に係る実務対応コストは、積極的なグループ再編による企業競争力の増強を阻害する要因となりかねないため、新たに完全支配関係となる子会社の保有資産に対する時価評価課税を撤廃する又は時価評価不要要件の緩和を要望する。
- ・ 連結納税開始・加入時の時価評価・欠損金切り捨ての緩和をしてほしい（5年超支配関係がある場合や買収対象会社と連結親法人に共同事業要件に準ずる事業関連性があるときは時価評価不要など）。

連結納税適用法人において企業買収をする時に時価評価欠損金切り捨てが阻害要因となっている。連結納税の開始・加入は異なる課税主体が一つの主体になることであるという観点からは適格合併と類似する状況であると考えることができ、適格合併で欠損金の引き継ぎが認めら得るような場合に類似する状況においては、制限を緩和することも合理性があると思われること。これによる乱用の懸念がある場合は、別途個別的租税回避防止規定をいれることで対処することで足りると考えられること。

(5) 連結納税制度に係る計算規定の整備

1) 収容換地等の場合の特別控除

【理 由】

- ・ 単体納税と比べて不利となっているため、収容換地の特例の限度額をグループ全体で5,000万円から1社5,000万円として欲しい。
- ・ 収容換地等の場合の連結所得の特別控除の限度額を、各連結法人ごとに損金算入限度額を計算した後に連結グループ全体で再度損金算入限度額（5,000万円）と比較するのではなく、連結法人各社で5,000万円ずつとすることとしていただきたい。
公共事業における土地の買収を容易にすると同時に、公的強制措置により生じた利益に対する課税の軽減を図るという趣旨から考えると、収容換地等の場合に各社に特別控除限度額が与えられるべきだと考える。

2) 連結納税下における外国税額控除制度の見直し

- ・ 連結納税制度下では、連結グループをまとめて一法人のように捉えて控除限度額（控除枠）を算定し、連結納税グループ全体の国外所得に占める各社の国外所得の割合で控除枠を按分することとされているが、連結納税グループ内の各社で国外所得の金額に偏りがあると、控除枠を使い切れない法人、控除枠が足りない法人が出てきてしまうという不合理が連結納税グループ内で起こってしまう。
連結納税グループを一納税主体としてとらえるのであれば、グループ内で控除枠の不均衡が起こる現行按分方法を改善し、負担直接外国税額等の割合等、より公平な控除枠按分方法を採用して頂きたい。

3) 投資簿価修正

- ・ 投資簿価修正は、連結納税グループ内で既に課税済みである利益及び損失の二重課税・二重控除を排除することを目的とするものであり、連結納税グループ内で取り込まれてはいない加入前の剰余金を原資とする配当については簿価修正の対象外とすることを要望する。
- ・ 連結子法人が連結納税グループより離脱する場合、当該子法人株式の帳簿価額を修正することになるが、当該子法人が連結納税グループ加入前の剰余金を有し、当該剰余金を原資として配当を行った場合、帳簿価額修正の対象となり、子会社株式売却時に二重課税が生ずる。投資簿価修正は、連結納税グループ内で既に課税済みである利益/損失の二重課税/控除排除を目的としているものにて、連結グループ内で取り込まれていない加入前の剰余金を原資とする配当については、簿価修正の対象外とすることを要望する。
- ・ 子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を連結納税グループ加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、二重課税排除の観点から、これを修正の対象から除外すること。

4) 譲渡損益の計上事由からの除外

- ・ 譲渡損益調整資産である連結子法人株式に関し、当該子法人を被合併法人とする適格合併を行った場合に、現状では過去連結子法人株式の移転時に繰り延べた譲渡損益を計上することになるが、適格合併による同株式の消滅は、譲渡損益の計上事由から除外すべきである。

(6) 申告・納付期限の延長

【理 由】

- ・ 連結納税制度導入企業にあっては、その手続きの複雑さに鑑み、また、近年税務調査の終了日が繰り下がっていることも勘案し、法人税の法定納付期限を現在の事業年度終了後2ヶ月から3ヶ月に延長すること。

(7) 連結納税グループからの離脱

1) 離脱子法人株式の帳簿価額

【理由】

- ・ 連結グループという1つの納税主体内での二重課税や二重控除を防ぐために設けられた制度であり、連結納税制度特有の追加の納税を意図したものではないと考えられるが、連結納税加入前に計上された剰余金があった連結子法人株式を、当該剰余金を配当した後に譲渡する場合、帳簿価額修正により当該配当分も譲渡益として課税されることになる。

仮に、連結納税を導入していない場合には、配当益金不算入制度により課税が生じないことから、連結納税による追加の納税が生じていることになるため、連結納税加入後に増加した利益積立金を超える配当を行った場合には帳簿価額修正の対象とされないように改正することを要望する。

- ・ 事業年度の中途に、連結納税子法人株式の譲渡等により、連結子法人が連結納税を離脱した場合において、当該連結子法人は連結納税としての単体申告を行うこととなる。その離脱事業年度において、その連結子法人の単体所得が欠損である場合には、その欠損金額と連結納税課税所得に通算することとなるが、課税所得が生じる場合には、連結納税課税所得と通算することができない。

一方でその連結子法人株式に係る帳簿価額修正はその離脱事業年度の損益も加味して行うこととなる為、不整合が生じている。

そこで、連結納税離脱法人の離脱事業年度の所得が欠損か否かに関わらず、当該所得を連結所得に含めることを要望する。

2) 離脱の場合の申告期限の延長

【理由】

- ・ 連結期間中に新設した連結子法人について、申告期限の延長の適用に関する特例を設けていただきたい。

連結期間中に新設された連結子法人が連結グループから離脱する場合において、その離脱の日を含むみなし事業年度における法人税の申告について申告期限の延長の規定の適用を受けるためには、その申請書を新たに提出する必要がある。しかし、連結子法人が連結グループから離脱する場合における申告期限の延長申請書の提出期限に関しては何ら定めがないことから、実務上、離脱日を含むみなし事業年度においては申告期限の延長の適用はできないと考えられている。したがって、青色申告の承認期限の特例（法人税法122条1項5号）と同様、離脱の場合の特例を設ける必要があると考える。

(8) 連結納税加入・離脱の届出の簡略化

【理由】

- ・ 連結納税子法人の加入・離脱の届出については、親法人および子法人の双方でそれぞれの所轄税務署に提出することになっているが、実務上、本作業は二重作業になっていることから、連結納税グループ全体での実務負担軽減のためにどちらか一方での提出を省略可能とし、さらの他の届出についても、届出内容によって、親法人・子法人のいずれかが提出義務者となるが、これをどちらかに統一することを要望する。

3 グループ法人税制

(1) 100%グループ内の法人間の寄附金

【理由】

- ・ 連結経営の重要性が高まる中、親法人として連結経営のために支出する費用は年々増加している。当該費用については寄附金の問題が生じるため、親法人としてどのような費用を負担してよいのかを明確化すべきである。

(2) 損金算入限度額計算における完全子会社法人株式の償却損相当額の扱い

【理由】

- ・ グループ法人税制の導入に伴い、完全子法人株式の償却損相当額を資本金等の額から減額することとされたが、これが寄附金の損金算入限度額を減少させる結果を招いている。グループ法人税制の影響により、今後完全子法人を清算する度に資本金等の額が減少し、寄附金の損金算入限度額を減少させることは制度趣旨として違和感があることから、改善していただきたい。

4 組織再編税制

(1) 組織再編成に係る適格要件の緩和等

1) 金銭不交付要件の明確化

【理由】

- ・ 適格要件のひとつである金銭不交付要件については、移転資産の対価であるのか、事後的な立替等の精算であるのか実務判断が難しい場合があるため、取り扱いを明確にすること。

2) 欠損等法人の組合による特定支配関係の判定

【理由】

- ・ 組合による特定支配関係の判定の基準を緩和していただきたい。
内国法人が一の組合契約における組合員による特定支配関係を有することとなった後に、その組合契約に1名でも新たな組合員が参加した場合には、その時点で新たに特定支配関係を有することになってしまう。

3) 民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係

【理由】

- ・ 民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資した場合の特定支配関係の考え方を整理することを要望する。
民事再生法やADRの手続きの中で、発行済株式の100%を無償減資し、同日に増資する場合がある。たとえば無償減資前に50%超の株式を有しており、かつ、増資後も引き続き50%超の株式を有する場合には、100%無償減資によっていったん特定支配関係が切れてしまうことになるのか、疑義のあるところである。
公正な第三者の手続きにより進められる民事再生法やADRの下での公的・私的整理の場合には、欠損等法人を恣意的に利用することを防止する法第57の2及び法第60の3の規定を適用する必要性がないことから、上記の場合には特定支配関係が継続していることとするよう、法令化されることが望ましい。

4) 全部取得条項付種類株式によるスクウィーズ・アウト（SQO）後の合併

【理由】

- ・ TOB+全部取得条項付種類株式方式で、少数株主に会社法234条もしくは172条の定めにより対象法人が現金を交付するSQOをした後、買収ビークルであるSPCが対象法人に合併される場合に、SQOと合併が一連の取引として取り扱われ、現金交付を伴う合併として非適格合併として取り扱われることがないことを明確にしていきたい。
SQOと合併は私法上独立した取引であり、SQOにおいて少数株主に金銭を交付したことが、合併において金銭を交付したことはないと考えられるが、一部でこのリスクを懸念する声があり、実務で混乱があるため。

5) 先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

【理由】

- ・ 認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要がある。このとき規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多いが、認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望する。

6) 消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合の適格要件

【理由】

- ・ 消費税の課税対象となる資産を現物出資した場合には、被現物出資法人から現物出資法人に対し消費税相当額の金銭が交付されることによって、適格要件を満たさなくなるのではないかという疑義が生じる。
東京国税局は適格現物出資に該当するという回答をしているようであるが（租税研究平成25年7月「組織再編税制における実務上の留意点」）、国税庁のHPなどにおいて公にされている状況ではない。
この点が明らかにされることで、現物出資がより広く活用されることが期待されるので、取扱いを明確にしていきたい。

7) 三角組織再編成を行う場合の親法人株式の取得

【理由】

- ・ 親会社株式を対価とする三角組織再編成に先立ち、その親会社株式を有利発行の方法により取得する場合には、受贈益課税の対象外とすることを要望する。
三角組織再編成に先立ち、その対価とするための親会社株式を取得する場合にはいくつかの方法が考えられるが、たとえば親会社が第三者割当増資を行い、子会社が親会社株式を引き受ける方法を選択した場合、有利発行を行うと子会社に受贈益課税が生じることとなる。
この場合に受贈益課税が行われないこととすれば、子会社は親会社株式の取得のための資金調達の方法及びその返済方法等を検討する必要がなく、三角組織再編成がさらに活用されていくものと考えられる。

8) 支配関係の定義

【理由】

- ・ 支配関係の判定基準に議決権の保有割合を加えるとともに、スクイーズアウトが行われた場合の例外規定を設けることを要望する。
法人との間に支配関係があるか否かは、発行済株式又は出資の総数又は総額の50%超を保有しているか否かで判定することとされている。
しかし、種類株式を発行する企業が増加していること及びTOB+スクイーズアウトが一般的になっている状況等を考慮し、支配関係の判定基準を以下のように見直していきたい。
① 発行済株式・出資の総数・総額の50%超を有している場合又は議決権の総数の50%超を有している場合に支配関係があることとする。
② スクイーズアウトが行われたことにより一時的に株式数が変動する場合には、その直前の株式数又は議決権の数により支配関係の判定を行うこととする。
<②の見直しを求める現行法上の問題点>
○ 法人Aには株主B（種類株式（議決権なし）100株を保有）並びに株主C及び少数株主（合わせて普通株式1,000株を保有）がいる。
○ 法人AがTOB+全部取得条項付種類株式によるスクイーズアウトを実施したところ、新株の交付比率の調整により、一時的に株主Cの保有株式数が10株まで激減した。
○ その後すぐに、法人Aは株式分割により株主Cの保有株式数を1,000株とした。
○ 株式分割を行う前の時点で株主Cとその法人Aの関係を検討する必要が生じた場合、株主Cは実質的にはその法人Aを支配しているにもかかわらず、発行済株式の50%超を保有していないため、その法人Aとの間には支配関係がないと判断される。

9) 企業グループ内の取引の緩和

【理由】

- ・ 適格要件を緩和し、会計と同様に、企業グループ内の取引（共通支配下の取引）は移転直前に付された適正な帳簿価額により計上することを要望。

会計と税務との差異解消により、組織再編成を活性化させるため（たとえば適格現物分配について、現行100%支配関係がない限り税務上は時価による譲渡と看做すが、会計上はグループ企業からの現物分配であれば簿価による移転となるため、税務処理のためだけに分配資産の時価を算定しなければならない）。

10) 孫会社を対象とした無対価組織再編の適格化

【理由】

- ・ 完全支配下の組織再編を行う場合であっても、孫会社を対象とした無対価の再編は非適格となる場合があるため、適格組織再編とすることを要望する。

(2) 組織再編成に係る計算規定・評価方法等の整備

1) 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の明確化

【理由】

- ・ 資産調整勘定と営業権の関係に関する税務上の規定の解釈が必ずしも明確でない。現在の規定では、たとえば、資産調整勘定を有する法人が連結子会社として連結納税に加入する際に、すでに資産調整勘定として課税を受けた部分が営業権として再度時価評価の対象となってしまうように思われる。

2) 適格株式交換

【理由】

- ・ 完全親法人にとって旧株主は第三者であることから、完全子法人株式の時価相当の完全親法人株式を発行することにより旧株主から取得した株式の取得価額は第三者間取引価格となるべきであり、完全親法人の取得する株式の取得価額についても旧株主の取得する株式と同様に旧株主の簿価を引き継ぐことは、含み益を抱えた資産を二重で発生させ、二重課税を招くおそれがある。したがって、適格株式交換において、完全親法人の取得する完全子法人株式の取得価額を時価とすることを要望する。

3) 非適格株式交換・株式移転における時価評価資産としての営業権の時価算定方法の明確化

【理由】

- ・ 非適格株式交換・株式移転及び連結納税の開始・加入の際に時価評価課税を受ける営業権の額の算定方法について、法令等で明確にしていきたい。

非適格株式交換・株式移転の際に時価評価課税を受ける営業権の額が、①買収金額と時価純資産額との差額か、②①の金額から買収プレミアムを除いた金額か、③財産評価通達等に基づいて算定した金額か、実務上問題となることがあるため。

また、一般的に、営業権は連結納税の開始・加入時における時価評価資産に含まれると理解されているが、その評価方法について実務上判断に迷うことが多い。

4) 非適格合併・分割の場合の上場株式の評価方法

【理由】

- ・ 非適格合併・分割の際に合併法人等に移転する資産に上場株式がある場合、いつの株価を用いればよいか明確化することを要望する。

非適格合併・分割が行われた場合において、合併法人等に移転する資産に上場株式が含まれているときは、市場株価により譲渡が行われたものとして所得金額を計算することとなると思われるが、いつの時点の株価を用いるべきか、法令上は明記されていない。

上場株式によっては、非適格合併・分割が行われた前日の終値と当日の終値で株価が大きく変動すること

があり、いつの株価を用いるかによって所得金額の計算結果に多大な差異が生じてしまう可能性がある。したがって、上場株式の時価を算定する時点がいつなのか、明らかにされることが望ましい。

5) 非適格の無対価組織再編成が行われた場合の取扱い

【理由】

- ・ 非適格の無対価組織再編成については、資本金等の額及び利益積立金の増減に関する規定が整備されていないものがあり、仕訳の貸借が一致しない場合に寄附金・受贈益を認識することとなるのではないかという解釈も見受けられる。このような不安定な状況においては、実務上、非適格の無対価組織再編成を行わないといった慎重な判断を行わざるを得ない場合があるため、関係法令の整備を行っていただきたい。

6) 最終利益積立金額等の調整額を算出する際の分割移転割合の計算

【理由】

- ・ 連結子法人間で適格分割型分割が行われた場合、その分割により分割承継法人に利益積立金額の引継ぎをしているときは、「最終利益積立金額」及び「既修正額」の引継ぎに係る調整額を分割移転割合を使用して算出することとされている。

分割移転割合の分母の金額は「分割法人の分割直前の利益積立金額」とされているが、平成22年度税制改正で分割型分割が行われた場合のみなし事業年度が廃止されたことにより、分割直前の利益積立金額の算出が困難な状況となっている。

したがって、分割の日の属する事業年度の前事業年度終了時の利益積立金額を使用して計算することを認めていただきたい。

7) 種類株式を発行していた場合の資本金等の額の明確化

【理由】

- ・ 二種類の株式を発行していた法人が、一方の種類株式の全てを償還した場合における、償還した株式に係る資本金等の額の取扱いを明確にしていきたい。

8) 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いの明確化

【理由】

- ・ 同日に2つの組織再編成行為等を行った場合の取扱いとして、実務上、たとえば以下のような疑問点が生じているため、この取扱いについて法令上明確にしていきたい。

- 4月1日付で非適格現物出資を受け入れた法人が、同日付で非適格合併を行い被合併法人となった場合、被合併法人の最終事業年度末は3月31日となるが、非適格現物出資の受け入れ処理をどのように行えばよいのか。
- 4月1日に親会社Pが非適格分社型分割によりA子会社を設立し、同日にA子会社株式を分割資産とする非適格分割型分割でB社を設立した場合、B社の設立事業年度開始時にA社との間に完全支配関係があったと考え、B社の設立事業年度よりB社及びA社は連結納税制度を適用することができるか。
- 連結親法人が連結子法人へ譲渡損益調整資産を譲渡した日と、その連結子法人株式を第三者に譲渡した日が同日である場合の、譲渡損益の繰延べ等の規定（法法61の13）の適用関係はどのように考えるべきか。（以下例示。）

（前提）

当社は3月決算法人で、子法人1社と連結納税を適用している。当社はその連結子法人に対し、9月1日付でまず譲渡損益調整資産を譲渡し、同日にその連結子法人株式を第三者に譲渡した。

- (i) 法法14①十四により、連結親法人において、①連結離脱日の前日（8月31日）までの期間及び②3月末までの期間についてみなし事業年度が生じる。
- (ii) 法法61の13①により、完全支配関係のある他の内国法人に譲渡損益調整資産の譲渡をした場合には、譲渡をした日の属する事業年度において譲渡損益は繰り延べられる。
- (iii) 法法61の13③により、譲渡をした内国法人と譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなった

ときは、その前日の属する事業年度において譲渡損益を戻し入れる。

(iv) したがって、条文上は、(i)②の事業年度においては譲渡損益が繰り延べられ、(i)①の事業年度において未だ繰り延べていない譲渡損益を戻し入れることとなる。

9) 業界再編・事業再構築を促進させるための優遇措置の創設

【理由】

・ 業界再編・事業再構築の促進を目的とする再建計画の中で行われる債務免除についても、債権者側では債権の無税償却、債務者側で期限切れ欠損金（特例欠損金）を使用できる優遇措置を創設することを要望。

現状でも法的な再生手続のみならず 私的整理ガイドラインや事業再生ADR制度といった早期事業再生のための再生手続に対して税務上のメリット（債務者における債務免除益に対する特例欠損金の損金算入、債権者における債権の無税償却）が付与されているが、原則、債務者が経営危機に陥っていることが条件になっている。

業界再編や事業再構築を促進するためのインセンティブとして、債務者が経営危機に陥る前の早い段階における再建計画についても、これらの税務メリットが付与されれば、日本の産業競争力を強めることになる。

10) 「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」制度の適用範囲見直し

【理由】

・ 現物出資、現物分配を「特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入」の範囲から除外することを要望。

現物出資や現物分配は資産の出資・分配に過ぎず、有機的一体となる組織（企業、事業等）の再編とは異なるため。実務上もこれらを組織再編とは捉えられていない。

11) 非適格合併時の青色欠損金

【理由】

・ 非適格合併の場合の被合併法人の最終事業年度における青色欠損金の利用制限を外して頂きたい。

非適格合併の場合、被合併法人の有する資産・負債の含み損益は課税対象となり、青色欠損金を合併法人に引き継ぐことは認められない。この時、資産・負債の含み益を含む被合併法人の最終事業年度の課税所得計算では、青色欠損金を十分に有する場合であっても、その使用は単年度所得の一定割合に制限されている。

資産・負債は時価評価され、青色欠損金の引き継ぎを認めないことは、被合併法人の税務属性を合併法人に引き継がないことを意味し、法人のライフサイクルの最期となるため、非適格合併の場合の被合併法人の最終事業年度については、青色欠損金の利用制限を課さないことが合理的であると考えられる。

12) 事業再編における減価償却費・準備金繰入の期中損金算入などの届出手続きの見直し

【理由】

・ 適格分社型分割などにおける減価償却費・準備金繰入の期中損金経理額などの損金算入に関する届出について、事務手続きの簡素化のため、提出の廃止ないし確定申告書添付への変更を行って頂きたい。

13) 未経過固定資産税

【理由】

・ 法人税務上、固定資産税の課税対象資産の所有権が年の中途で移転した場合に、取引当事者間で商慣習として通常授受されるいわゆる「未経過固定資産税」を固定資産税そのものではなく「固定資産税相当額」として当該資産の譲渡対価であるとする取扱いが定着しているが、次の理由により、「未経過固定資産税」を資産の譲渡対価として扱わないことを通達に明記することを要望する。

○ 固定資産税の負担を所有権の移転に伴い按分することは、資産の所有コストを所有期間に応じて分担し合うというものであり、経済的行為として合理性があること。

○ 固定資産税の負担を所有権の移転に伴い按分するのは、固定資産税の仕組みが賦課期日を1月1日としていることに基づくやむを得ないことから行われる便法であり、したがって固定資産税相当額は固定資産税そのものであると解されること。

- 会社分割において分割法人と分割承継法人との間で未経過固定資産税の授受が行われると、現行の組織再編税制上移転資産の対価として金銭の交付があったとされ、同税制の適格性判定に関する規定が想定していないところにおいて、分割が非適格とされてしまう可能性が残っていること。

(3) 国際的組織再編税制の整備

国際的組織再編税制における適格要件の明確化等

【理由】

- ・ 企業活動のグローバル化の深化においては、適正な資本関係の構築すなわち外国の国内及び国と国とをまたがり実施される組織再編が必要不可欠であるが、わが国税制においては、かかる組織再編における課税関係が必ずしも明確となっておらず、わが国と異なる海外の制度下で行われる組織再編が「日本における制度的取扱いを前提としている一定の要件」を充足しているかどうか検討を行う際に、判断に窮することが少なくない。国際競争力の観点からも、クロスボーダー組織再編を円滑に行い、また、課税関係の予見可能性を高めることは急務であり、法令において明確化を図ることを要望する。
- ・ 海外支店における組織再編を念頭に置いた再編税制見直しを行うことを要望する。具体的には、海外支店の現物出資により本支店勘定を債権として取得しても、適格現物出資の「株式のみ交付要件」に抵触しないよう改正することを要望する。

銀行は現地規制により、支店を現地法人化するよう求められるケースがある。他方、再編税制は現地法人形態の取扱いを念頭においているため、海外支店再編は税制上考慮されていないことが多い。実態上グループ内再編といえる場合には、再編税制の趣旨に従って、課税繰延措置を設けるべき。

5 租税特別措置法（法人税関連）

(1) 研究開発税制

1) 研究開発税制の拡充等

【理由】

- ・ 研究開発は、科学技術立国として中長期的に成長を続けるために重要な活動であり、研究開発税制は研究開発拠点の国内立地を維持・促進する上で重要な措置である。
特に景気変動に左右されず、長期的に安定的な研究開発を促進するために、総額型につき国際的に優位な制度に拡充すべき。
- ・ 科学技術の水準が格段に向上し、更なる革新的成果の創出が求められる中、試験研究費の税額控除制度はイノベーション促進に不可欠な税制措置であり、企業が長期安定的にハイリスクな研究開発投資を行えるよう要望する。

現行の研究開発税制全体の本則化・恒久化

- ① 本体部分（総額型）については、控除限度額を法人税額の30%とし、法人税法の本則に位置付けて、恒久化
- ② 上乗せ部分（増加型・高水準型）について、適用期限を撤廃し、法人税法の本則に位置付けて恒久化
- ・ 平成28年度税制改正大綱において、租税特別措置の見直しが行われているが、例えば人工知能関連分野では産学連携の研究開発が不可欠である。GDP600兆円経済実現に向けたイノベーションを創出するためにも、現行制度の維持・恒久化を要望する。
- ・ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除について、法人税の限度割合（25%）を超えると、研究開発費を増やすインセンティブが働かなくなる。制度を複雑にせず研究開発費を増やすためには、基準割合を25%から30%に戻すべき。
- ・ 日本企業のグローバル競争力を維持・向上させる上で研究開発税制は極めて重要であり、中でも総額型の重要性は高い。税制改正の議論の中では租税特別措置を縮減・廃止するべきではないかとの意見も見られるが、研究開発税制（総額型）は拡充を図るべきで、少なくとも現状を維持すべき。

- ・ 試験研究費の税額控除限度超過額の繰越可能期間については平成27年税制改正で廃止されたが、復活の上、期間を従来の1年から5年程度へ延長すること。また、復活にあたっては当該年度の試験研究費の額が前年度の実績額を下回らないという控除限度超過額の繰越要件を設けないこと。
- ・ 我が国企業の国際競争力の維持・向上には継続的な研究開発投資が必須であり、研究開発を行う企業のインセンティブを高めるためにも総額型に係る税額控除限度額（25%）の拡充を要望する。
- ・ 開発投資は景気動向や企業業績の好不調に伴って戦略的に増減するものではあるが、毎年継続的に相当程度の投資を行っているのも事実である。不景気時は課税所得の減少に伴い控除限度額も減少するため、多額の限度超過額が発生し繰越することになるが、この不景気時に行った投資分も確実に税額控除できるよう、繰越期間の復活を要望する。
- ・ 研究開発活動は、内国各産業、とりわけ製造業の付加価値の源泉となります。一方で政府でも研究開発投資促進を重要な国家戦略と位置付けています。企業側でも当該活動を一層重要視していくものの、それを後押しする税制面での環境整備を下記の通り要望いたします。
 - ① 時限措置となっている上乗せ税額控除の延長及び増加型税額控除の適用拡大（適用割合5%超⇒5%以下でも適用）
 - ② 総額型の維持（25%）
 - ③ 特別試験研究費の要件の緩和（事務手続きの緩和）
- ・ 企業の研究開発投資の継続に貢献している制度のため総額型の維持・拡充を希望する。また、現状で手続きが煩雑なオープンイノベーション型についても手続きを簡素化を計ることで利用しやすい制度として活用することを考えたい。
- ・ 研究開発投資は将来の収益実現のため長期的視野に立ち継続して投資されるものであり、成長の源泉であり、本税制の拡充、本則化を要望します。この実現により、将来にわたって安定的・継続的に研究開発投資を行える国内立地環境の整備され、技術立国としてのわが国の国際的競争力維持、ひいてはわが国経済に好循環及び成長をもたらすことができると考えられます。

特別試験研究費については、オープンイノベーション拡大に寄与する実効性のある制度とするため、適用要件及び書類提出手続の簡素化を要望します。
- ・ 期限の定めのない総額型については本法化により恒久措置とすることを要望する。

法人税率引下げの代替財源として研究開発税制の大胆な見直し、縮小の動きがあるが、研究開発に熱心に取り組んでいる企業に税負担軽減の恩恵を及ぼさなくするような改悪では、成長戦略の趣旨に逆行する。研究開発減税による税収の減少はその後のGDP押し上げ効果を通じてそれを上回る税収増に貢献することが報告されており、制度の維持・拡充が望まれる。
- ・ 研究開発は、我が国経済成長の礎である企業の競争力を維持・強化し、今後、科学技術立国として成長を続けるための糧である。

経済のグローバル化により、企業の国際的な機能分散化が進む中で、新製品開発・新技術開発に資する研究開発拠点の国内立地を維持・促進するためにも研究開発税制は極めて重要である。諸外国では、わが国を上回る30～40%という高い税額控除率、控除限度超過額に対する長期の繰越期間あるいは繰越期間に税額控除できなかった限度超過額の還付などが認められていることから、税額控除率を国際的に優位な水準へ引上げるとともに、景気動向や業況にかかわらず研究開発活動水準を維持できるよう、控除限度超過額の繰越期間の延長や繰越控除要件の緩和、その他の制度の拡充等により、諸外国を上回る制度へと再構築を図るべきである。

また、景気変動に左右されず、長期的・安定的な研究開発を進める企業の研究開発投資マインドを底上げする観点から、本税制の活用実績の大部分を占める総額型について、国際的に優位な制度に拡充すべきである。
- ・ オープンイノベーション型の拡充が図られたものの、監査等の適用要件を満たすことが容易でないため、結果として控除枠を5%失う可能性があるため、総額型の控除限度額の引き上げを望む（30%以上）。
- ・ 国際競争力の維持・向上のため、研究開発を行う企業のインセンティブを高める必要があるため、総額型・増加型とも、法人税法の本則に位置づけ、恒久化を要望する。

2) 特別試験研究（産学官連携・希少疾病用医薬品）に係る税額控除制度の改善

【理由】

- ・ 特別試験研究費はオープンイノベーションを活性化させるものであるが、煩雑な事務手続きを共同研究相手（特に大学等の研究機関）に依頼することになる為、十分な対抗が実施されず、優遇税制の活用機会を失うケースがある。
また、委託先の実費コストのみが税額控除対象となる為、受託マージンが明らかになる弊害や制度活用機会の喪失も生じているため、特別試験研究費を適用する為の手続きを簡素化させるべきである。
- ・ イノベーションの促進に向けて、社外リソースの有効活用も重要であり、現行制度の活用促進を図るべく、以下の措置を要望。
 - ① 対象範囲を総額型等を同一とする（委託費は全額対象とする）
 - ② 共同研究の場合、相手方による確認と専門家による監査が必要とされるが、どちらか一方の確認とする
- ・ 平成27年税制改正でオープンイノベーション型研究開発税制が拡充されたものの適用要件が厳しいため、緩和すべき。
（例：民間企業と共同研究する場合、契約書に試験研究で使用する設備の明細、費用の明細を明記する必要がある。しかし、当該情報が企業の収益源泉である場合、明記できない。また、試験研究という費用の性格上、共同研究の契約段階でどこまで適切な費用明細を示せるかという問題もある。）
- ・ オープンイノベーション型の利用促進のため、監査等の適用要件を満たすことが容易でないため要件の緩和を要望する。
- ・ 本制度の適用には非常に複雑な手続きが必要となるが、税制の目的（オープンイノベーションへの取組を加速させる）に合致している場合には、その活用促進のため、その要件を見直し、緩和していただきたい。

3) パテントボックス制度の創設等〔知的財産権等の無形資産から獲得する所得は低税率課税とする制度〕

【理由】

- ・ 国内での知財権保有および商業化を促進するとともに、研究機能（人材、知的財産など）の海外流出による空洞化を防止し、研究機能の国内立地を促進する観点より、制度創設を要望する。
- ・ 企業による投資・イノベーションを促進するという観点から、イギリスで適用されているようなパテントボックス制度（知的財産から生じた所得に対する法人税の軽減措置）を要望する。
- ・ 本邦での競争力確保、研究開発拠点の海外流出防止の観点から、イノベーションボックス税制を創設すること。

(2) グリーン投資税制

グリーン投資減税の拡充及び適用期限の延長

【理由】

- ・ グリーン投資減税の対象である再生可能エネルギー発電設備並びに電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、急速充電設備等は環境・エネルギーに関する負荷低減に大きな貢献をしているため、適用期限を延長して頂きたい。

(3) 交際費の損金算入

1) 交際費損金算入の見直し

【理由】

- ・ 交際費等については、企業の営業活動等の上での必要経費であり、社内交際費に該当するものを除き、損金の額に算入してもよいのではないか。
- ・ 交際費課税を受けている費用の中には、企業経営上必要不可欠なものも含まれていることから、事業規模に見合った範囲での損金算入を認められたい。
- ・ 昭和29年、冗費節約、資本蓄積の促進を目的として導入され、租税特別措置法のまま2年おきの延長で今

日に至っている。

事業に必要な経費は、損金算入を認められるべきであり、消費のさらなる拡大による経済活性化に資するという意味からも、損金算入範囲の拡大および真に恒久的位置付けとするならば法令化を検討するべきである。

- ・ 交際費課税を廃止すべき。交際費の範囲が不明確でかつ租税特別措置法という法定安定性を欠く法的根拠に依拠している状態は納税者にとってリスクが高い。また、現行法では法定安定性及び予測可能性が低く裁量行政につながる。

2) 取引先等訪問時に持参する少額の手土産 (@3千円以下) 費用の損金算入

【理由】

- ・ 平成18年度に事業の円滑化に必要な5千円以下の社外飲食費用（役職員間の飲食を除く）について損金算入が認められた。

取引先等を訪問する際に持参する少額の手土産も事業の円滑化に必要なもので一般的商慣行として定着しており、飲食費用と同様に一定金額（例えば、@3千円）以下の贈答費用については無条件で損金算入を認める措置の創設を要望する。

(4) 特定資産の買換に係る特例措置の延長・恒久化等

【理由】

- ・ 特定資産の買換え特例制度については、設備更新による産業設備の合理化、企業基盤の強化及び企業資本の有効活用を図ることを目的としており、これまでも多くの活用実績がある。

電気事業においては、低廉な電気を安定的に供給するため、弾力的かつ円滑な設備形成が、より一層重要となっている。本特例は、電気事業の円滑な設備形成にとって必要不可欠なため、現行制度の延長が必要であり、特定資産の買換え・交換により生じた譲渡益について、買換え資産の帳簿価額の80%を上限として圧縮記帳することができる措置の適用期限延長を要望する。

- ・ 当該制度は、設備更新による産業設備の合理化、企業基盤の強化及び企業資本の有効活用を図ることを目的としており、これまでも多くの活用実績がある。電気事業においても、弾力的かつ円滑な設備形成がより一層重要となっており、適用範囲の広い当該特例は、電気事業の円滑な設備形成にも必要不可欠であるため、制度の延長を要望する（平成29年3月31日期限切れ）。
- ・ 不動産の流動化を促進するため、特定の資産の買換えの場合の課税の特例（租税特別措置法第65条の7）の第9号要件（特定事業用資産の買換え）の対象拡大および恒久化、ならびに特定事業用資産買換え時の圧縮記帳における圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行は原則80%）に引き上げることを要望します。
- ・ 長期保有土地に係る事業用資産の買換え特例の延長・拡充を要望する。

具体的には、長期所有土地等に係る事業用資産の買換え特例について、適用期限（平成29年3月31日）を延長する。その上で、

- ① 課税の繰延割合を100%（現行：80%）に戻す。
- ② 買換え資産の土地面積を300㎡以上とする要件について、譲渡資産の活用が都市再生の促進に必要な場合には適用を除外する。
- ③ 買換え資産が土地の場合における建物の建築期間要件（現行：着工後3年以内に建築を完了）を緩和する。

GDP600兆円に向け、国内投資を促進し、経済の成長力を高めるためには、土地・不動産ストックのフロー化を通じた有効活用を図り、確実に設備投資につなげるとともに、国内における企業立地・産業立地の転換を円滑にし、成長産業によるイノベーションや企業の生産性向上を実現させることが不可欠である。

- ・ 工場や事業所の移転・統廃合などの事業の再構築に非常に有用な制度であり、国内企業の国際競争力の確保、雇用と国内投資の拡大にも大いに資するものである。

(5) 土地譲渡益課税（土地重課）の廃止又は延長等

【理由】

- ・ 創設当初の意義（土地への投資抑制等）を逸しているため、土地譲渡益に対する追加課税、地価税、特別土地保有税の廃止を希望する。
- ・ 土地投機ならびに地価高騰の抑制を目的として創設された地価税および土地重課制度は、既にその使命を終えているものです。また、これらは不動産投資における将来の期待収益圧迫要因となっていることから、適用停止ではなく、早期撤廃を要望します。
- ・ 土地に対する投資を促進し、都市や地域の活力を高めることに資すると考えられるため、法人等の土地譲渡益重課の課税停止期間の延長を下記の通り要望する。
 - ① 法人の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度（一般：5%の追加課税、短期：10%の追加課税）の適用停止期間の期限（平成29年3月31日）を延長する。
 - ② 個人の不動産業者等が短期所有土地等を譲渡した場合の重課の適用停止期間の期限（平成29年3月31日）を延長する。

(6) 特定目的会社・投資法人に係る課税の特例

1) 特定目的会社の特定目的借入による証券化

【理由】

- ・ 特定目的会社の支払配当の損金算入要件に、特定社債の機関投資家による保有見込みに加えて、特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢とすることを要望する。

現行税法上、特定目的会社の支払配当の損金算入要件の一つとして、①1億円以上の特定社債の公募による発行、②特定社債の機関投資家のみによる保有見込、③優先出資の50人以上による引受け、④優先出資の機関投資家のみによる引受けのいずれかが選択肢として認められているが、資産の流動化に関する法律上認められている特定目的会社の資金調達手段の一つである特定目的借入の機関投資家に対する貸付もその選択肢に加えることにより、私募又は私売出し市場の活性化を図るとともに、不動産ファイナンス市場へ長期資金を呼び込むことが期待できる。

2) 投資法人の合併に伴う利益分配の損金算入事業年度の明確化

【理由】

- ・ 投資法人の合併に際し、被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付する金銭の額のうち、合併最終事業年度の直前事業年度の利益分配に相当する金額の当該直前事業年度における損金算入の可否の明確化並びにそれに係る手続規定等の整備を要望する。

一定の導管性要件を満たす投資法人が支払う配当等は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されることとされており、投資法人が合併により解散した場合において、当該合併に際し被合併法人の投資法人に係る投資主に対し利益の分配として交付された金銭の額も損金算入の対象となる旨、平成21年度の税制改正により明確化されたが、その損金算入の対象事業年度については、不明瞭な部分がある。

投資法人が合併する場合において、合併最終事業年度の直前事業年度に係る利益の配当等の決議が、合併期日までに行えず、合併期日後に、合併最終事業年度に係る利益と当該直前事業年度に係る利益を一括して合併交付金としてその投資主に支払うこととなった場合における当該合併交付金のうち直前事業年度に係る利益の分配相当額の直前事業年度における損金算入の可否、並びに、損金算入を認める場合の要件及び手続き規定等の明確化が不可欠である。

3) 投資信託・投資法人税制の見直し

【理由】

- ・ 平成28年度の税制改正において、再生可能エネルギー発電設備を特定資産の過半超保有する投資法人に係る課税の特例の適用期間が「再生可能エネルギー発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内に

終了する事業年度」に延長されておりますが、対象となる再生可能エネルギー発電設備は「平成29年3月31日までに取得したもの」に限られており、市場関係者において、上記期限の撤廃又は延長が強く望まれているところです。

平成28年6月にインフラファンド第1号案件が東京証券取引所に上場されるなど、民間資金を活用したインフラ設備の拡充に向けた環境整備が着実に進められているといえます。

今後も、第2号・第3号案件となるインフラファンドの組成・上場を促し、民間資金を活用したインフラ整備の更なる発展を図っていくためには、時限的な措置ではなく、恒久化された安定的な制度の下での運用が必須と考えられることから、インフラファンドに係る再生可能エネルギー発電設備の取得期間に関する要件（平成29年3月末まで）を撤廃、又は延長する措置を要望いたします。

- ・ わ再エネ発電設備を特定資産とする投資法人で、a.平成29年3月までの間に再エネ発電設備を取得していること、b.再エネ発電設備の運用方法が賃貸のみであること、c.設立に際して公募により投資口を募集したことまたは投資口が上場されていること、等の要件を満たすものについては、再エネ発電設備を最初に賃貸の用に供した日から20年以内に終了する事業年度までに限り、再エネ発電設備を資産総額の50%を超えて保有した場合においても導管性要件を満たすこととなっている。

このうち、「a.」の要件については、平成29年4月以降の再エネ発電設備への民間資金導入促進に支障を来すため、撤廃するか、少なくとも期限を延長することを要望する。

また、「b.」の要件については、平成28年度税制改正において、匿名組合出資を通じて再エネ発電設備へ投資を行う投資法人に関する導管性要件が明確化された。しかしながら、運用方法が賃貸の場合に限定されており、投資法人がすでに賃貸以外の方法で運用されている再エネ発電設備を投資対象とする匿名組合に対して出資を行う場合に、スキームを再構築する必要があることから、匿名組合出資における賃貸要件を撤廃することを要望する。

「c.」についても、インフラファンド市場のさらなる拡大のため、私募の場合であっても導管性要件を満たせることが望ましい。

- ・ 不動産投資市場を牽引するJ-REIT市場は、さらなる成長が期待されており、投資法人には継続的な借入ニーズが存在する。一方で、「借入先要件」により投資法人の資金調達先は金融機関に限定されていることから、将来、金融機関の貸出余力が限界に到達し、J-REIT市場の成長の制約となる可能性も否めない。こうしたなか、株式会社・合同会社を用いて投資法人向けローンを原債権としたCMBS（Commercial Mortgage Backed Securities：商業不動産担保証券）の組成・発行を行い、機関投資家以外の法人投資家、個人投資家、外国人投資家へ販売することが可能となれば、個人投資家や海外投資家等、幅広い層からの投資資金流入を通じたデット市場の多様化に繋がり、不動産投資市場の発展に寄与するものと考えられる。

したがって、投資法人の導管性要件について、「借入先要件」を緩和し、機関投資家以外の先を追加することを要望する。

- ・ 我が国における不動産の流動化を促進する観点から、法人が平成29年3月末までに長期（10年超）保有した事業用資産の買換えを行った場合には、圧縮記帳による譲渡益課税の繰り延べ措置が講じられています。また、不動産の証券化を促進する観点から、平成29年3月末までに投資法人等が不動産を売買により取得した場合には、その売買による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率に係る軽減措置や、不動産取得税に係る課税標準の減免措置が講じられています。

これらの租税特別措置は、長期保有した土地等の譲渡益を活用した産業の構造改革、確実な国内設備投資を喚起し、土地取引の活性化による土地の有効利用及び地域活性化を促進するために必要不可欠であり、また、売買コストの低減により投資法人等における不動産の取得・買換えが活発化することにより、結果として投資家への収益の分配を増加させる効果が期待されることから、平成29年3月末をもって期限切れとなる上記措置について、これを延長するよう要望いたします。

(7) 海外投資等損失準備金・金属鉱業等鉱害防止準備金制度等

1) 海外投資等損失準備金制度の延長

【理由】

- ・ 非鉄金属業界は、鉱物資源の安定供給を確保するために海外鉱山開発に積極的に取り組んでいる。しかしながら、資源の多くが発展途上国に賦存しており、政治的・社会的に不安定であるため危険負担が大きく、また、開発に伴い道路、港湾等いわゆるインフラストラクチャーの整備に多額の資金が長期間必要になる。一方で近年の非鉄金属価格の高騰も加わって、資源確保競争が激化し、以下のとおり開発リスクが増大している。
 - ① 資源メジャーは、合併等を通じて寡占化を進めて、市場支配力をより一層強めている。その結果、買鉱製錬の存立が困難となり自主開発鉱山の確保が必要となるも、メジャー資本の寡占化により優良鉱山開発プロジェクトへの参入機会が減少している。
 - ② 中国企業は、急増する国内需要を背景に、政府と一体となって海外鉱山開発プロジェクトに積極的に参入する動きを強め、資源確保競争を激化させる大きな要因となっている。
 - ③ 資源開発に関わる契約・制度を自国資本の参加を義務付けるよう自国に有利に変更する等、資源の国家管理を強化する動きが大きくなりつつある。
 - ④ 近年、地元への利益還元を求める地域住民の反対により、探鉱および開発を断念、または、計画を大幅に修正する事例が増加している。このように海外鉱山開発を巡りますます増大するリスクに対する軽減措置として、本制度は非常に重要な役割を果たしているため、維持・存続を要望する。

2) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長

【理由】

- ・ 金属鉱物の採掘等の事業の用に供される坑道および捨石または鉱さいの集積場の使用終了後における鉱害防止事業の確実かつ永続的な実施を図ることを目的に、昭和48年に「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」が制定され、産業保安監督部長の通知する金額を鉱害防止積立金として独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積立することが義務付けられた。同法の実効性を確保するため昭和49年に創設されたのが本制度である。こうした立法の経緯に鑑み、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」が存続する限り、本制度の維持・存続を要望する。

3) 減耗控除制度の延長

【理由】

- ・ 鉱業は、採掘に伴い減耗し、かつ、再生不可能な減耗性資産である鉱物資源を経営基盤としている。一般の製造業の場合、固定資産に投下した資本は減価償却費として期間費用配分して回収するが、鉱業の場合は、固定資産に対する減価償却費の回収のみでは企業の存続は不可能である。すなわち、鉱山会社が事業を継続するためには、鉱物の採掘に伴って減耗する埋蔵鉱量を極めてリスクが高い探鉱開発によって補填し続けることが絶対的の要件となる。更に、鉱業は事業場が鉱床の賦存地域に限定されること、鉱床は開発が進むにつれ次第に僻遠化、深部化し、その結果、必然的に探鉱開発コストが増大する等の特殊性を有している。従って、鉱山会社の実体資本を維持し、安定した経営基盤を確立して事業を継続するためには、鉱物資源に特有な減価償却とも言うべき減耗控除制度は不可欠である。少資源国でありながら、技術立国であり、輸出により経済を支える構造を有する我が国としては、国力の維持という点で、資源の安定確保に対する施策の重要性は今後ますます増してくる。また、発展途上国においては資源関連企業が国有化されている事例もあり、一方、先進国においては同様の税制が恒久化されているという国際情勢に鑑み、我が国が諸外国に後れをとることのないよう、本制度の維持・存続を要望する。

(8) 地震・災害・公害対策等の特別措置

1) 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

【理由】

- ・ 近年は、国内外において、地震・台風・洪水・雪災などの巨大自然災害が頻発しており、各地に大きな被害をもたらしています。損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払を行うという社会的使命を担っており、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより保険金支払原資を確保するように努めています。

平成16年度の多額の保険金支払と異常危険準備金の取崩しを受けて、保険監督会計では、平成17年度以降、火災保険について伊勢湾台風規模の損害を基準として早期・計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度が導入されました。また、税制面では、火災保険等の積立率は、平成17年度税制改正により4%（うち2%は経過措置）、平成25年度税制改正により5%（うち3%は経過措置）に引き上げられております。損害保険会社は、こうした会計・税務の取扱いに則って異常危険準備金残高の積上げに努めてまいりました。

しかしながら、平成23年度には、東日本大震災、タイ洪水に加えて、台風や集中豪雨などへの保険金支払が発生したため、異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされました。昨年度においても、熊本県を中心に大きな被害をもたらした台風15号等の自然災害が発生しており、異常危険準備金の残高は引き続き低水準となっております。

平成28年度税制改正により、大幅に減少した異常危険準備金の残高を早期に積み上げていくため、積立率についての経過措置が3年間延長されましたが、一方で、残高の上限となる洗替保証率については、平成3年度の台風19号、平成16年度の複数の台風、平成23～27年度の複数の災害への保険金支払を考慮しますと、現行の30%（業界全体で6,000億円レベル）では十分とは言えない状況にあり、40%への引上げが必要と考えます。また、積立率に関して、残高率が30%を超える場合には、本則積立率（2%）が適用されることとなっておりますが、これについても同様に40%への引上げを要望いたします。

これら異常危険準備金制度の一層の充実を図ることは、巨大自然災害に対する保険金支払に万全を期すことであり、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

2) 熊本地震に関する税制特例措置（被災代替資産の特別償却等）

【理由】

- ・ 日本経済を根本から揺るがす激甚災害が発生していることから、早期の経済活動再開を促すべく、東日本大震災発生時における臨時特例法等と同様、被災代替資産の特別償却等を認める措置をとるべきである。

(9) その他

1) 当初申告要件の廃止拡大等

【理由】

- ・ 平成23年度税制改正において、法人税の当初申告要件が廃止されたが、租税特別措置法上においては適用額制限が見直されたに過ぎず、当初申告要件は存知している。納税者の利便性向上のため廃止を要望する。
- ・ 当初申告限度が緩和された一方で、増額更正の場合でも限度額が当初申告のまま据え置かれ、改めて更正の請求をしなければならないのは徴税側にも納税側にも負担が大きいため、税務調査等で修正申告だけでなく、増額更正の場合でも控除限度額の修正（拡大）を行なうことを要望する。
- ・ 平成23年度税制改正において当初申告要件が緩和され、修正申告等の結果として法人税額が増加した場合、法人税の増加額に連動して追加的に税額控除が認められることとなりましたが、当該措置は「修正申告」及び「更正請求」の場合に限られ、税務調査により更正処分を受けて法人税額が増加した場合、連動して税額控除の増額は認められず、別途「更正の請求書」を提出する必要があります。

「更正通知」→「更正の請求」→「(更正の請求に対する)更正通知」の手続において、企業・税務当局双方の増加する事務負担を削減するため、税務調査による更正通知の中で税額控除の増額措置が適用されるよう要望いたします。

- ・平成23年度税制改正において当初申告要件が緩和され、修正申告等の結果として法人税額が増加した場合、法人税の増加額に連動して追加的に税額控除が認められることとなった。
しかし、当該措置は「修正申告」及び「更正請求」の場合に限られ、税務調査により更正処分を受けて法人税額が増加した場合、連動して税額控除の増額は認められず、別途「更正の請求書」を提出する必要がある。
「更正通知」→「更正の請求」→「(更正の請求に対する)更正通知」と、企業・税務当局双方の事務負担が増加することから、税務調査による更正通知の中で税額控除の増額措置が適用されるよう、改正を要望する。
- ・租税特別措置法における当初申告要件及び適用額の制限に関する改正の概要の解説において、「修正申告又は更正の請求により」と規定されておりますが、税務調査に基づく税務当局の職権による「更正」処分が含まれると解釈することは読み取れません。法令改正により「更正」処分も含めていただくことを要望致します。
税務調査の結果に基づいて当局からの「更正」処分を受けた場合に、この「適用額の増額」が受けられないとしますと、納税者・法人としては事実上「修正申告」によることしか対応の選択肢はないことになり、調査結果について納税者・法人が納得できない場合の異議申し立てや不服審査請求の道が事実上閉ざされてしまうことになり課税の公平原則に反することになると考えます。
- ・平成23年度改正に伴い、当期の所得に対する法人税の額に変動があった場合は、「修正申告又は更正の請求」により適用を受ける金額を増額させることが出来るようになったが、税務調査による「更正」処分の場合には対象外になっており、課税の公平性の観点より、当局の職権による「更正」も含めるよう要望する。
- ・平成23年12月税制改正で「適用額の制限」が見直されたことにより、確定申告後であっても税額控除の控除金額を増額させることができるようになった。しかし、税務調査による増額更正の場合、改めて更正の請求を行うことが必要であるため、職権更正で対応できるよう法改正すること。

2) 新事業開拓事業者投資損失準備金（ベンチャー企業投資促進税制）

【理由】

- ・新規イノベーションの源泉となるべき研究開発型ベンチャーの育成は、我国の科学技術の飛躍、発展に極めて重要である。国内ベンチャー企業の資金調達を容易にする方策として、企業によるベンチャー投資を一層促進すべく、通常キャピタルゲイン目的の投資を行わない事業会社からの直接投資の場合であっても本投資促進税制の対象することを要望する。
- ・イノベーション創出のため、研究開発型ベンチャー企業等の活動、特に資金調達について支援する税制度、例えば当該ベンチャー企業の研究開発費について、その出資者側で研究開発税制と同等の効果が得られる制度の創設により、出資者からの資金調達を促進させる制度などの創設を望みます。

3) 生産性向上設備投資促進税制

【理由】

- ・企業の設備投資促進の基礎になる制度のため恒久化措置を要望します。
- ・先端設備導入や既存生産ラインの刷新などによる生産性の向上、設備投資の拡大による景気の活性化及び資産買換えによる経済合理性の向上等に多大な効果を発現している生産性向上設備投資促進税制について、平成28年度末とされている同制度の適用期限の延長、充実について検討して頂きたい。

4) 設備投資促進税制の創設・拡充

【理由】

- ・生産性向上を実現する取組を一層加速させるためには、引き続き企業の設備投資を後押しする必要があることから、IoT・DCの活用や、2020年に向けた地域創生のためのWifi環境整備等を念頭に置いた税額控除等の制度創設を要望する。
- ・地球温暖化防止、環境改善などに著しい効果をあげる新製品開発を実現した場合の研究開発費の税額控除、風力発電・環境対応自動車等の環境問題に対応する製品を生産する設備・装置等の導入促進のための法人

税等の支援策など、所要の優遇措置を講ぜられたい。

- ・ 生産性向上設備として、税制改正対応設備等の導入を対象に加えて、制度適用期間を5年間延長するなどの対応を下記の通り要望する。

- ①生産性向上設備に換えて、税制改正対応設備を対象にする
- ②適用期間を5年間延長する
- ③税額控除は8%～10%（消費税と連動）とする

OECDのBEPS行動計画をベースに国税当局宛の各種報告が企業に義務付けられている。

消費税の税率変更や、複雑な軽減税率導入に伴い、システムの更改が必要になってきている。

今後も税制の改正にはシステムの導入や更改が不可欠。

銀行の場合、法定帳簿の整備や顧客との取引内容に対する税務当局の質問検査権に効率よく対応するためのシステムコストが莫大。

以上のような、税制に適應するためのシステムコストに優遇措置を設定して、当局および納税者の負担を軽減することができる。

- ・ 今後投資が見込まれるIT分野の投資を促進するための税制の支援を要望します（IoT, ビックデータ、クラウド等の将来を見据えた社会インフラの整備促進のためにも貢献する）。

5) 所得拡大促進税制の拡充・期間延長

【理由】

- ・ 個人消費を基点とした経済活性化を促進するという観点から、期間延長を要望する。
- ・ 所得拡大促進税制は、当期の雇用者給与等支給額が、基準雇用者給与等支給額（3月決算法人の場合は、2013年3月期）を上回らないと適用を受けることができないものとなっている。
現行制度だと、たまたま基準雇用者給与等支給額が多かった法人は、当該規定の適用を受けることが他の法人の比べ困難になると考えられることから、当該要件の撤廃又は基準年度の変更を要望する。

6) 所得拡大税制の算定方法の簡素化

【理由】

- ・ 所得拡大促進税制の適用に関して、平均給与等支給額の計算における継続雇用者給与等支給額の集計について多大な事務負担を要しているため、継続雇用者以外の雇用者を含めた給与等支給額で平均給与等支給額の要件を満たした場合でも同税制の適用が可能となるように改正をお願いしたい。

7) 所得拡大促進税制における雇用者給与等支給額の範囲

【理由】

- ・ 雇用者給与等支給額とは、「法人の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者（国内の事業所に勤務する雇用者で労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者）に対する給与等の支給額」とされており、ここでいう給与等とは所法28①に規定する給与等（原則として給与所得として課税されるもの）とされている。

税制非適格ストックオプションの権利行使による経済的利益は、権利行使時の時価と権利行使価格との差額が給与所得として課税される一方で、法人側では権利行使時にその新株予約権の付与時の時価が損金の額に算入される（法54）ため、両者の金額は基本的には一致しない。

このような場合、税制非適格ストックオプションの権利行使による経済的利益は、雇用者給与等支給額には含まれるのか、また、もし含まれるのであれば、どの部分の金額が含まれるのかが明らかではないため、法令等で明確にしていきたい。

8) 所得拡大促進税制における出向先法人が支出する給与負担金

【理由】

- ・ 出向先法人が支出する給与負担金は、出向先法人が賃金台帳にその出向者を記載しているときには、その給与負担金（給与に相当する金額）を「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含めることができる旨が措

通42の12の4-3で示されている。

しかし、実務上、出向先法人の賃金台帳に出向者を記載しているケースはほとんどないため、このような実情に考慮し、出向先法人が給与負担金として支出する金額は、出向先法人の賃金台帳への記載の有無にかかわらず、「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含める等の簡便的な取扱いを認めていただきたい。

9) 中小企業者等に対する軽減税率

- ・ 中小企業者等に対する軽減税率の引下げの適用期限の延長を要望する。

我が国経済の活性化には、地域経済や雇用の担い手である中小企業の活発な経済活動が不可欠である。本制度により、中小企業の税負担が軽減されるとともに、成長に向けての設備投資等が促進される。

10) 中小企業投資促進税制

- ・ 中小企業投資促進税制の延長を要望する。

本制度により、中小企業が設備投資を行う際の負担を軽減することにより、設備投資の促進、ひいては生産性の向上に繋がる。

6 国際課税関連

(1) 移転価格税制

1) 国外関連者定義の見直し

【理 由】

- ・ 現行税制では持分50%以上の法人は形式基準により国外関連者と判定され、移転価格税制の対象となる。しかし、50%丁度の場合（例えば、50：50のJVのケース）は必ずしも支配権を有しているとは限らず、形式基準による判定では移転価格税制の本来趣旨（支配権を利用した海外への恣意的な所得移転の防止）から外れた税務執行が行われる可能性もある。国外関連者の判定にあたり、形式基準より実質支配関係の有無が優先されるよう法改正を要望する。
- ・ 持株比率50%の会社は、実質的に支配する関連者がいない限り、価格操作ができないことは明らかであるため、措置法の条文上で移転価格税制の適用対象外とすることを要望します。
- ・ 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とする、また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすることを要望する。

国外関連者判定において、国外関連者の対象となる50%の持分の会社は、原則、会計上持分法適用である会社であり実質的に支配できていないことから、別表17(4)作成でも、出資比率50%で持分適用である会社からの情報収集には相当の作業負荷がかかっている。加えて、平成28年度税制改正における国別報告事項の構成事業体の範囲として、「適用される会計基準において、連結財務諸表に財産及び損益の状況が連結して記載される事業体」と定義されたことも踏まえ、本事項との平仄を合わせていただきたい。また、BEPS行動計画13におけるマスターファイルや、CBCRとの整合性からも、見直しの必要性があるものと考ええる。

- ・ 持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをすること。
- ・ 国外関連者から、企業が事実上コントロールできない50%出資先を除外し、「50%以上」を「50%超」とすること。

また、企業が事実上コントロールできない実質支配基準における法人役員数による支配判定につき、「2分の1以上」を「2分の1超」とすること。

制度適用の対象となる国外関連者の定義として、発行済株式数の50%以上の保有が定められているが、持分が50%ずつの合弁事業等の場合には、必ずしも支配権を有していない。同様に実質支配基準における法人役員数による支配判定においても、法人役員数が50%ずつとなるケースでは必ずしも実質支配できていない。従って形式判断基準の見直しを要望する。

- ・ 「特定事実」の存在による実質的支配基準での国外関連者の判定は、基準が必ずしも明確ではなく、税務当局の裁量の範囲が大きい制度となっている。本基準で国外関連者と判定する際は、税務当局に挙証責任があることを法令レベルにおいて明確化することを要望する。

2) 相互協議および事前確認制度の強化・迅速化

【理由】

- ・ 執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化し、予め二重課税リスクを低減させるなど、企業が国際競争力を失うことのない執行のあり方を要望する。

3) 無形資産に関する取扱いの明確化

【理由】

- ・ 平成19年6月の移転価格事務運営要領改正で、無形資産の取扱いの明確化が図られたが、事務運営要領は移転価格税制に関する事務運営の基本方針、調査時の留意事項等を定めたものに過ぎない。無形資産の定義については国際的なルールと整合性をとった上で、法令レベルにおいて明確な規定を置くことを要望する。また、OECD移転価格ガイドラインの改正にて既に規定された第9章（事業再編）や、今後の更なるガイドライン改訂作業に対応するための国内制度改正、執行についても、納税者の理解や納得を得ながら進めることを要望する。

4) 移転価格税制の執行の見直し

【理由】

- ・ 平成19年度税制改正において、相互協議の合意に至るまでの期間、わが国の課税（増額分）の納税を猶予すると共に延滞税を免除する措置が講じられたものの、猶予相当額の担保供託が義務付けられている。また会計上は更正通知を受領すると財務諸表に当該金額を損益計算書上に反映させる必要がある。租税条約締結国との移転価格課税の場合には相互協議合意後でなければ、更正そのものを出来ない制度とすることを要望する。
- ・ 移転価格の調査における手続きの明確化（納税者側への課税根拠・関連データの開示など）など、ルールを整備して頂きたい。

5) 国外関連者寄附金課税の見直し等

【理由】

- ・ 国外関連者との取引に係る課税について、寄附金課税を適用するのか、移転価格課税を適用するのかによって、相互協議の可否、更正の期限等が異なる。わが国において寄附金課税が行われた場合、相互協議の対象とならず二重課税が排除されない蓋然性が高いことから、国外関連者との取引に係る課税は原則として移転価格税制を適用することを明確にすることを要望する。

6) 相互協議決着に伴うオープンイヤー修正一括調整規定の創設（相互協議の合意年度での一括調整等を選択可能な規定の創設）

【理由】

- ・ APAなど相互協議の結果としての過年度の所得修正は進行年度で一括修正を行える規定を導入する。事務の簡素化・効率化。特に、連結納税制度を導入している場合は、連結グループ全体に過度の負担が掛かるため、早急な改正を要望する。

7) 過大申告年度と過少申告年度の通算制度の創設

【理由】

- ・ 移転価格税制では年度単位で移転価格の妥当性が検証されるが、更正期間（最長6年）内には、独立企業間価格に照らして日本の所得が過小となる年度だけでなく、過大となる年度もある。現行税制では、過小年度のみが更正の対象となるが、公平性の観点から、過大年度についての減額更正、又は、過小年度との通算

措置の創設を要望する。

8) 原価基準法における「利潤」の額

【理由】

- ・ 租税特別措置法66条の4第1項ハにいうところの原価基準法における「利潤」の額については、()書きにより「政令で定める通常の利益率を乗じて・・・」と記載されているが、これについて早急に「通常の利益率」なるものの定義を、簡便な手法により設定できるよう願いたい。

国外関連者に対する、いわゆるマークアップコストの設定に際して、ベンチマーク分析等、企業における無用なコストを負担せざるを得ない状況となっている。

(2) 外国税額控除制度

1) 控除限度額の繰越期間の延長・限度超過額の損金算入制度の創設

【理由】

- ・ 外国税額控除の目的は二重課税の排除であるが、期間で縛ることで実質二重課税が発生することになる。国外所得を計算する以上、最低5年の繰越期間を設けてほしい。
- ・ 二重課税の回避を目的とした制度に期間制限を設けることは立法趣旨と矛盾するため、期間制限の廃止を要望する。
- ・ 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間3年は「期ずれの措置」の趣旨であるが、新興国等において、所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行われる事例が増えていることから、従来の期ずれの年数では対応できず延長が必要であり、帳簿保存期間に合わせて7年に延長することを要望する。
海外当局による過去3年を超える年度に対しての課税事例が増加している状況下、現在の規定にある3年間の繰越期間では、当初の「期ずれの措置」に対応できず、今後、二重課税の解消ができないまま控除額が失効するケースの更なる増加が想定されるため、期限を帳簿保存期間に合わせて7年への延長を求める。
- ・ 二重課税回避のため、控除限度超過額の繰越期間を現状の3年から欠損金の繰越期間と平仄合わせて10年とすることを要望する。
- ・ 二重課税回避のため、切り捨てられることとなった控除限度超過額を損金算入できる制度の創設を要望する。
- ・ 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越は内外における課税時期のズレを調整するものであるため、本来期限を付す必要はないが、新興国等において所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行われる事例が増えていることから、従来の繰越期間では対応できず延長が必要である。税法上の帳簿保存期間が9年であることから、少なくともこれと合わせ9年とするのが妥当であるため、繰越期間の延長を要望する。
- ・ 国外所得と税額発生時期のタイムラグや控除枠が十分に確保できない等の理由から、外国税額控除制度の利用が制約される事態が発生しているため、控除限度額の繰越を現行の3年から5乃至7年へ延長すること。また、繰越期間経過後は控除限度超過額の損金算入を認めること。
- ・ 事業再構築の一環として海外子会社の売却等を行い、海外において売却益が発生するような場合において、控除限度額等の繰越期間が3年とされていることから、部分的に国際的二重課税が発生するケースが生じ得る。二重課税の防止という法の趣旨から繰越期間を少なくとも9年に延長するよう要望する。
- ・ 外国税額控除は、当初申告時に「損金算入方式」と「税額控除方式」の選択制となっており、当初「税額控除方式」を選択して3年の繰越期限内に控除を受けられないと、全額社外流出となり損金算入も受けられない制度となっている。
繰越期限に「3年」という制限が設けられている条件下で、予測のつかない選択を強いられ、かかる税負担が生じるのは本来公平であるべき税負担の観点から好ましいものではない。このような納税者不利の制度については是正が必要と考える。
少なくとも期限切れとなった年度に自動的に損金算入を認めるべきである。
- ・ 納税した外国法人税のうち控除額に限られる結果、二重課税の状態が発生しているため、税額控除枠の拡大（控除限度額の拡大、控除限度額、控除余裕額の繰越期間延長）を要望する。

- ・ 所得に係る外国税金はその属性として損金であり、タックスレシートが徴収できない等の理由により外国税額控除の適用を受けられなかった外国税金については損金算入を認めるべき。
- ・ 法人税率の引下げにより、相対的に外国税額の控除機会が低下している。実効税率引き下げが進む中、国外の源泉税率は固定的であることを踏まえると将来的にこの控除機会の低下はより顕著になることが予想される。二重課税を防止する外国税額控除の趣旨に鑑み、控除機会が制限されないよう3年の繰越期間について検討するべきである。

2) 外国法人税の課税標準額を国外所得に算入する規定の導入

【理由】

- ・ 租税条約がない国等に於いて、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課され、かつ、本邦でも課税される性質の所得（キャピタルゲイン等）は国外所得に該当する規定を導入すること。二重課税の排除を行うには適正な国外所得金額の把握が不可欠であり、二重課税の排除の適用に当たっては租税条約の締結の有無は本来関係のないものである。従い、相手国等の税法に於いて適正に外国法人税が課されるものについては制度の趣旨に照らし国外所得とする取扱いを明確化することを要望する。
- ・ 平成26年改正で創設（平成27年改正で改正）された国外源泉所得の定義によれば、恒久的施設を通じた国外源泉所得でなければ外国税額控除は適用できない。
 ただ、我が国と租税条約を結んでいない国の中には、恒久的施設がなくとも事業所得として課税する国が存在する（パプアニューギニア等）。
 このような国で課税された場合、外国税額控除も適用できず、既に他の案件で外国税額控除を適用している場合は損金算入もできない。
 外国税額控除ができないのはやむを得ないが、せめてこういうものについては特例として損金算入だけができるようにしてほしい。

3) 外国税額控除における控除限度額計算の簡便化等

【理由】

- ・ 法人税額から控除する所得税額の計算の所有期間按分の廃止を要望する。
 現実に徴収された金額を控除されるべきであり、期間按分の必要性はなく、業務の煩雑さを解消するため、所得税額は所有期間にかかわらず全額控除が望ましい。
- ・ 国外所得計算の廃止（＝限度額概念の廃止）あるいは、本邦記帳の費用の内外区分判定の明確化を要望する。
 国外所得計算は、実務上の取り扱いが明確ではない論点が多く、かつ、財務会計帳簿からの集計が困難である計数も多いため、納税者と当局との無用な議論を生む土壌となっている。
 二重課税排除の手段として外国子会社配当益金不算入が主流となりつつある昨今、実地調査リソースの不足など、当局サイドのニーズもあるはずであり、納税者有利な面を調整するのは、高率負担割合の拡充など控除対象外税に対する直接の抑制で十分。
 高率負担割合の拡充も、難解な計算を伴っては意味がなく、国毎に一定割合をカットするなど、合理的でわかりやすいルールメイキングが必要。
 仮に限度額計算を残す場合、本邦記帳の費用は、国内外区分の指針がない。指針の早急な策定が求められる。

4) 税務調査等で増額となる場合

【理由】

- ・ 税務調査により過年度の申告について更正を受けることとなった場合において、法人税額から控除する外国法人税の額が増加するときは、外国税額控除の計算を更正により計算して頂きたい。
 前回申告について更正があった場合において、国外所得の金額が増加する等により、その申告に係る所得に対する法人税の額から控除することができる外国法人税が増加したときは、修正申告又は更正の請求によってしか、その控除を受けることができる外国法人税の額を是正することができないこととなっている

(法人税法69条⑤)。

このような場合に、複数事業年度に渡る控除する外国法人税の額を再計算し、申告することは相当の事務手数を要することから、前回申告において外国税額控除の規定の適用を受ける意思表示をしている場合には、その事業年度に係る更正において控除する外国法人税の金額を是正して頂きたい。

- ・ 記載限度額要件の改正（職権による更正に伴う控除をされるべき金額の変更の容認）を要望する。

AOAの導入等により、今後、法人税調査において、外国税額控除限度額に影響する調査指摘の増加が予想される。外国税額控除額の増額についても、職権による更正ができない状況では、当該調査指摘を更正により受けた場合に、更正請求が必要となり、非常に煩雑、かつ面倒である。

5) 海外支店所得の免税

【理由】

- ・ 内国法人の海外支店所得につき、外国子会社配当の益金不算入制度と同様、免税（所得から除外）とすることを要望する。

銀行は規制上、支店形態での海外進出が多く、海外子会社形態（国外所得免除）との課税上の不公平が存在することから、税制のイコールフットイングを図る必要がある。また、平成26年度税制改正の帰属主義（AOA）導入による支店帰属所得の算定議論の解消しており、海外支店所得の免税に向けては国際課税上の大きな障害はないものと考ええる。

6) 投資信託に係る外国税額控除制度の改善、要件の見直し

【理由】

- ・ 投資法人が海外不動産に投資する際に、海外で支払が発生する外国税額について、投資主の配当金受取方式を問わず、外国税額控除の適用が受けられる措置を講じることを要望する。

現行制度では、投資法人が海外不動産に直接投資している場合における不動産所得等に係る外国税額と、海外SPCを経由して投資している場合における海外SPCから投資法人への配当に係る外国源泉税額は、投資法人が投資主に分配金を支払う際に徴収する国内源泉所得税を限度として、その国内源泉所得税から控除できる。

しかし、投資主が配当金を受け取る方法として「株式数比例配分方式」を選択した場合、投資法人から投資主に支払われる分配金に係る国内源泉所得税の徴収義務者が証券会社等となることから、この場合には外国税額控除はできないこととなる。

配当金受取方式の違いによって外国税額控除の有無が異なるのは不合理であるため、投資主の配当金受取方式を問わず外国税額控除の適用を可能とする措置を設けていただきたい。

- ・ 所得税法第176条の規定により、内国法人が引き受けた集団投資信託の信託財産について納付した外国所得税の額については、当該集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除することが可能とされておりますが、一般に、公募証券投資信託等の収益の分配は、投資信託等の運用会社から証券会社等の販売会社（支払の取扱者）を経由して投資家に支払われるため、外国所得税を納付した者と源泉徴収義務者が異なることとなり、同条の規定による外国税額控除の適用ができないものと考えられています。

しかしながら、昨今、経済のクロスボーダー化の進展に伴って投資信託等による海外資産への投資が増加しているにもかかわらず、本来は投資信託等の収益の分配にかかる所得税の額から控除されるべき外国所得税額について所得税法第176条の規定が適用されないことは、投資家の利回りを低下させ、国民の自助努力による資産形成を阻害することに繋がりがかねないことから、投資信託等に係る外国税額控除制度を見直し、投資信託等が海外で納付した外国税額について、投資信託等の収益の分配にかかる所得税から控除することを可能とすることを要望いたします。

併せて、現在は確定申告により外国税額控除の適用を受けることが可能とされている外国株式及び外国債券についても、上記の投資信託等に係る外国税額控除制度の見直しと平仄を揃える観点から、支払の取扱者となる証券会社等において、より簡便な方法で外国税額を調整する規定を導入することを要望いたします。

(3) 外国子会社合算税制

1) 企業活動の実態に即した国内法制の整備

【理由】

- ・ 企業活動の実態に即した国内法制の整備を希望する。経済実体を持つ企業活動を阻害することのないよう、特に事務負担を考慮しながら慎重に検討すべき。
- ・ OECDのBEPS最終報告書の中で所得の性質分類を実施し、移転が容易な所得を課税対象とすべきとされているが、最終的な制度設計は各国にゆだねられたところであると認識している。また、最終報告書のコメントリーの中でも、日本の現行制度についてはハイブリッドアプローチであり、トランザクショナルアプローチの一類型と認識されており、現行制度でもOECDの要求は満たしており、BEPSはないものと考えられるため、現行制度のコンセプトの維持を要望する。
- ・ 現行のタックスヘイブン対策税制の基本的な枠組み（エンティティーベースでのトリガー税率判定、適用除外判定、合算所得算定と資産性所得の合算によるハイブリッド方式）を維持することを要望する。
現行制度は、OECDのBEPS最終報告書の勧告とも概ね整合しており、申告実務も浸透していることから、現行制度の枠組みを前提とし、我が国企業の国際競争力強化や租税回避防止への対応の観点から必要な見直し・改正を進めることが望ましい。
- ・ トリガー税率については客観的基準が存在することによる事務負担軽減効果が大きいことから、20%未満かつ配当・知的財産関連所得等の例外を設けずに維持すべきである。
- ・ 現行税制の枠組みを基本的に維持しつつ、我が国企業の国際競争力や適正な海外事業活動を阻害することなく軽課税国への所得移転による租税回避を適切に防止する観点から、既存制度の見直し・適正化を図ることが望ましい。

我が国の外国子会社合算税制は、OECDの最終報告書にても、「日本のCFCルールはハイブリッドアプローチであり、本質的にはトランザクショナルアプローチの一類型である」ことが述べられていることからするとOECDが提言するCFCの基本的考え方自体に抵触しておらず、また、現行の制度が長年運用されてきた背景を踏まえると、既存の枠組みを変更することなく、CFCの実態をよりの確に捉えるためにもCFCの定義・適用除外要件、対象所得の範囲等の基本項目の見直しに焦点を当てることが重要であると考えられる。

- ・ 新聞報道の通り、トリガー税率が撤廃され、日本の法人税率（30%）以下の国に所在する外国関係会社まで外国子会社合算税制の対象となる場合は、対象会社数の倍増が見込まれる。

現行制度対応においても毎年相当期間及び人数をかけて情報収集・分析・別表作成作業を行っており、本邦法人税申告業務の中でも最も多い時間と人数を割いている。これ以上の企業側の実務負担は耐え難い。早急に制度見直しが必要とは思えないが、改正する場合は、合算時期の見直しや対象を絞る基準の設定等事務負担増加への配慮を要望する。

- ・ 現行制度において、Entity Approachに基づく全部合算は、Over Inclusionの問題はあれども、実務上は特定外国子会社の所得の中身を確認する手間が省けている。財務省が検討中のIncome Approachに全面移行する場合は、連結子会社のみならず、持分法関連会社、さらには会計上一般社外として区分される持分比率10%以上の外国関係会社についても所得の中身を確認する必要がある。

これは会計上求められていない情報であり、出資先との関係上、追加情報取得そのものが不可能なケースが考えられるため、実務面に配慮した実行可能な制度とすべきである。

- ・ 本年平成28年7月1日の新聞報道及び5月政府税制調査会資料等において、トリガー税率の廃止も含めた抜本見直しの動きが伝えられておりますが、その見直しに際しては現行制度の基本構造を維持しつつ、各業界・企業の意見を十分に聴取した上で、慎重に検討することを要望します。

わが国の外国子会社合算税制は最終報告書の考え方に整合的である。事実最終報告書でも、日本の制度は実質的にはトランザクショナル・アプローチの一種と整理されている。外国子会社合算税制の抜本的な見直しを議論する事自体は有意義であるが、見直しの結果、問題となる租税回避が防止され、過剰合算の解消により企業の競争力強化に資する方向で改正が行われることが前提条件です。目的を超えた課税の強化、制度全体のさらなる複雑化が行われるようなことがあってはなりません。

- ・ タックスヘイブン税制のトリガー税率を廃止し、受動的所得をすべからず合算課税する制度を検討中と聞

いている。かような制度は、金融市場の存在意義を大いに揺るがせるものであり、断固反対する。

日本に所在する法人に対して、過激なパッシブインカム課税が行われることとなる場合には、単に日本から海外に移転する会社が出てくる（海外に拠点を移転させるインセンティブを増大させる）ことを招来させるのみであり、日本をビジネスにやさしい国とする流れに真向から逆行するものと言わざるを得ない。

2) 外国子会社判定に係る租税負担計算の見直し（トリガー税率等）

【理由】

- ・ 英国も2015年度より法人税率が20%へ引き下げられるが、租税回避を意図しない海外進出にも関わらず、現地税制改正に伴い、タックスヘイブン税制の対象となってしまうことは予見性確保の観点から問題と考えられるため、更なる引き下げを要望する。
- ・ 現行のトリガー税率20%未満は実効税率29%台と比較して高く、海外各国の法人税率は依然引き下げ傾向にあるため、国際競争力の維持・向上、納税実務の負担軽減の観点から要望する。
- ・ 英国の法人税率が今後更に引下げが見込まれていること、その他の国においても法人税の引下げが頻繁に実施されており、国際的に20%の法人税率が軽課税国と言える環境ではない。その為、トリガー税率の更なる引下げをお願いしたい。
- ・ 諸外国では法人税率の引下げを実施しており、英国が17%への引下げを検討する等、20%未満が軽課税国とは言えなくなることが想定され、早急に16%未満への引下げを要望する。
- ・ 特定外国子会社等の判定基準となる租税負担割合が20%以下から20%未満に改正されたが、法人税率引き下げにより法定実効税率が20%未満となる国が多くなっている現状に鑑み、更に租税負担割合を緩和すること。
- ・ 外国関係会社の本店が法人の所得に対して課される税が存在しない国に所在する場合には、本店所在地国以外の税負担を含めた租税負担割合が20%を超えていたとしても、特定外国子会社等に該当する。一方で外国関係会社の本店所在地国に極めて低率でも法人税が存在していれば、本店所在地国以外の税負担を含めた租税負担割合が20%を超える場合には特定外国子会社等に該当しない。

外国関係会社の本店所在地国の状況に係わらず、外国関係会社の租税負担割合に基づいて特定外国子会社等の該否判定がされることを要望する。

- ・ トリガー税率を「日本の法人税率の一定割合以下」として機動的な見直しが可能な制度とし、現行20%より引き下げを要望する。

近年、世界的に法人税率引き下げが行われる中で、シンガポールや香港ではすでに20%未満の水準まで引き下げられている。その結果、日本の法人税率よりも著しく低いものに課税する制度趣旨に合致しない状況が生じていることから、トリガー税率の引き下げを要望するものである。

3) 外国子会社判定に係る租税負担計算の見直し（ホワイトリスト・ブラックリスト方式の導入）

【理由】

- ・ BEPS行動計画3にあるように、個別の租税負担割合の計算が不要なホワイトリスト方式を導入頂きたい。各国間での税率引下げ改正を毎年確認する必要があるが、かつ、海外子会社の税務申告内容もチェックしなければ租税負担割合を計算できない仕組みのため、事務負担が増大している。
- ・ 外国子会社の税負担割合の計算には非常に工数がかかるため、一定の条件を満たす国・地域にある会社はタックスヘイブン税制の対象外とするホワイトリスト方式の導入を要望します。
- ・ オーバーインクルージョン防止の観点から、適用除外国を明示したホワイトリスト等の活用も検討すべきである。
- ・ 実効税率の計算が煩雑であり、効率化が進まないため、指定国制として欲しい。

4) 外国子会社判定に係る租税負担計算の見直し（その他）

【理由】

- ・ 特定外国子会社の該非判定で使用する外国関係会社の税負担率の算定上、分母に加算する非課税所得の判断基準を法令上で明確化することを要望する。

外国関係会社の税負担率の算定で使用する所得金額は、外国関係会社の本店所在地国の法人税に関する法令の規定により計算した金額に、当該法令により当該法人税の課税標準に含まれないこととされる金額等を加算した金額と規定されている。しかし、分母に加算する非課税所得に該当するかどうかの判断が困難な場合があるため、法令上で具体的な判断基準を明確化すべきである。

- ・ 多国籍企業群を買収する場合における資本階層の整理には株式の現物分配の利用が考えられるが、本店所在地国の法令では現物分配により生じる株式譲渡益が非課税となり、タックスヘイブン対策税制の合算課税の対象となる場合には、その実行を阻害する要因となることから、現物分配により生じる現地法令上非課税となる譲渡益を非課税所得の範囲から除外することとし、非経常取引により租税負担割合が一時的に下がらないよう手当てされることを要望する。
- ・ 特定外国子会社等の所得を内国法人の所得と見做して課税する制度であるので、課税主体は内国法人である。よって、当該所得に課された税であれば特定外国子会社等に対して課された税とそれ以外の税を区分するのではなく、実質的に当該所得に対して課されているすべての税により租税負担割合を判定すべきである（例：剰余金の配当に課される源泉税、中間会社での課税、パス・スルー課税により対象法人の親法人で課される税、CFC課税により対象法人の親法人で課される税）。
- ・ 外国関係会社の該当判定が（当該会社の）事業年度終了時の現況により行われる。一方で適用除外基準の判定、課税対象金額の計算等については、合算所得の発生に応じた基準により判定、算定することを要望。事業年度の途中で事業を廃止する場合の特定外国子会社の該当性が不明確である。外国関係会社のステークホルダーの一部が事業年度途中においてExitした場合に、現状の条文上、Exitしたステークホルダーが合算課税の対象から外れる一方、残るステークホルダーに課税対象金額が寄せられ不合理な課税が生じるため。

5) 外国関係会社の判定に係る株式保有割合の緩和

【理由】

- ・ 外国関係会社が内国法人と外国法人の折半出資である場合において、当該外国法人の株主における内国法人又は国内居住者の割合が10%超であることが、一般に開示されている情報から明らかである場合を除き、当該外国関係会社は特定外国子会社等（内国法人50%超）に該当しないものとする取扱いとすべきである。当該外国法人が上場会社である場合、小規模な株主を把握することは実務上困難であるとともに、支配関係の実態にそぐわないと考えるため。
- ・ 内国法人が実質的に支配していな外国関係会社に対する課税を排除するため、外国関係会社の外国株主による法定開示資料によっても当該外国法人の株主に、内国法人及び居住者が存在していることを確認できない場合には、当該内国法人及び居住者の保有割合は、外国関係会社判定を行う際の内国法人の保有割合に含めないものとすることを要望する。また、外国関係会社の株主が外国上場会社の場合、たとえ当該外国上場会社の株主に内国法人及び居住者が存在しているとしても、その出資比率が10%以下である場合には、外国関係会社判定を行なうにあたって当該内国法人及び居住者の保有割合はないものとすることを要望する。
- ・ 軽課税国での投機的な所得を合算する趣旨であれば、取引を円滑に行うために長期保有しているような10年以上継続保有している株式や上場前から保有している株式は、保有目的が異なると考えられることから合算対象外とすることを要望する。
- ・ 外国関係会社の判定は、内国法人等により50%超の株式保有がなされているか否かで行われるが、例えば、内国法人の出資比率が50%以下であっても、残りを出資する外国法人が上場会社で、その株主に内国法人及び居住者が含まれると、間接的に出資比率が50%超となる場合がある。しかしながら、第三者である他パートナーの小規模な出資関係者を把握することは実務的に困難であるとともに、現行判定方法は支配関係の実態にそぐわないため、外国上場会社が株主となっている会社について外国関係会社の判定（内国法人50%超）を行う際に、当該外国上場会社の開示情報（有価証券報告書等）から株主に内国法人及び居住者が含まれることが把握できない場合には、当該内国法人及び居住者の保有割合は、内国法人保有割合に含めないものとすることを要望する。
- ・ 特定外国子会社等に該当するか否かを含め、判定、所得の計算には多くの情報を適時に収集する必要がある

るが、会計上の持分法が適用される会社に関しては、一定の情報を収集する素地があるものの、それ以下の保有割合の会社に関しては、十分な対応ができない場合やタックスヘイブン対策税制のためだけに多大な労力、追加のコストをかけて情報を収集する必要が有る場合がある。

タックスヘイブン対策税制の適用される内国法人の保有割合をも会計上の持分法と同じ20%以上に変更して頂きたい。

- ・ 外国関係会社の判定を行う場合において、外国子法人の株式を有する外国親法人が上場している場合の取扱いを整理することを要望する。

外国子法人の株式を内国親法人と外国親法人が50%ずつ保有している場合において、その外国親法人が上場しているときは、その株主に居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が一人でもいれば、外国子法人は外国関係会社に該当することとなる。しかし、その上場している外国親法人の株主を一人一人確認することは実務上困難であり、その作業には相当な事務負担を伴うことが見込まれる。

また、たとえ外国親法人の株主に一人の居住者がいることが判明し、居住者、内国法人及び特殊関係非居住者による持株割合が50%を多少超えたとしても、上場会社の株主が、上場会社を通じて外国子法人をコントロールする可能性は極めて低いと思われる。

そこで、たとえば外国親法人がいる場合に、その法人が上場しているときは、外国親法人の株式を50%以上有している株主のみの情報を入手し、居住者、内国法人及び特殊関係非居住者に該当するか否かを検討することとしたらどうか。

6) 適用除外基準の明確化・緩和

【理由】

- ・ グローバルなビジネスの構造変化に対応した国際課税制度の再構築という観点から、航空機の貸付け等の特定事業について一律に合算対象とするのではなく、実体基準等による適用除外を認めるべきである。
- ・ 関連者取引基準は、特定外国子会社等が事業実体があるのかどうかを客観的な指標で判定する趣旨で導入されたものと理解している。外国子会社が、一定の従業員を有し、事業の用に供するための事務所・固定資産等を保有し、本店所在地で経営の意思決定を行っているなどの会社としての実体がある場合、関連者取引基準でテストを行う必要があるのか疑問である。そのため関連者取引基準の撤廃をお願いしたい。
- ・ 清算プロセスの間は、適用除外要件を満たすことは出来ず、合算課税の対象となる場合がある。国によっては清算プロセスが長期に及ぶ場合があるが、それは租税回避を目的としている訳ではない。そのため、元々が適用除外要件を満たすことが出来る法人が清算プロセスに入った場合は、合算課税の対象外にする等の手当てをして欲しい。
- ・ 特定外国子会社等の適用除外基準について、欧米の主要国と同様に航空機リース事業を対象とすること。
- ・ 事業実態を有するとともに所在地国において当該事業を行うことに経済合理性が認められる外国関係会社に対する課税を排除するため、現行制度上、船舶又は航空機の貸付を主たる事業とする外国関係会社は、適用除外基準の適用可否にかかる判定上、特定事業に該当するとして、その適用が制限されているが、所在地国における事業実体と、所在地国にこそ当該産業に取り組むための事業環境が整っており、当該国で事業運営を行うことに経済合理性が認められる場合にまで、一律に適用除外基準の適用を制限する合理的な理由はないと考えられることから、事業基準の判定上、特定事業に該当しないものとするを要望する。

また、本要件を満たす事業を主たる事業とする特定外国子会社等については、非関連者基準又は所在地国基準の適用について、その国際的事业活動に照らし非関連者基準を適用すること。

さらに「事業（特定事業を除く）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたもの」である場合に、資産性所得課税の対象外とされる所得の範囲について、船舶又は航空機の貸付による所得をその対象に含めることを要望する。

- ・ 指定7業種については、非関連者基準により適用除外が充足されるが、当該業種であっても所在地国内の関連者取引を除外することを要望。

指定7業種は国際的な活動が容易であることから、所在地国基準に替え非関連者基準が用いられているが、その場合、所在地国で完結する（所在地国で事業を行う必然性がある事業）まで適用除外基準から外れてしまうため。（eg.国内の関連企業との取引に特化する証券業）

- ・ タックスヘイブン対策税制の適用除外の措置を受けるためには、事業基準（主たる事業が株式等の保有でないこと）を充足する必要があるが、不動産デベロッパーの海外子会社がSPCを通じて海外の不動産開発・保有を行う場合、形式的には当該海外子会社はSPCの株式保有を行うことになるため、主たる事業が「株式保有」となり、タックスヘイブン対策税制上の適用除外要件を満たすことができない。しかし、海外における不動産開発・保有事業においては、SPCを利用して不動産事業を行うことは、有限責任のメリットを享受し、流動性を高めて機動的な処分を可能とする至極一般的な事業スキームである。また、一部の国においては現物不動産を外国人が直接保有することができないこともあり、SPCを通じて保有せざるを得ないケースもある。現行の本邦規制は、日本企業の国際競争力の阻害要因となっていることから、親会社たる日本企業の主たる事業が、その海外子会社の主たる事業と同一である場合、SPCを通じた事業であっても、事業基準を充足しているものと認定される様、制度改正を望む。
- ・ 投資法人が特定外国子会社等に該当する海外SPCを経由して海外不動産に投資する場合、その海外SPCはタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たさず、海外SPCで生じた所得は投資法人で合算課税の適用を受ける。さらに、その所得が配当として投資法人に支払われた場合に、その配当については益金不算入の適用を受けることができないため、投資法人において二重課税が発生する。
このような二重課税を排除するため、以下のいずれかの改正を検討していただきたい。
○投資法人に対して、タックスヘイブン対策税制の適用をしないこととする。
○投資法人がその有する海外SPCの所得をタックスヘイブン対策税制により合算して課税を受けた場合において、その投資法人が海外SPCより剰余金の配当を受けるときは、その剰余金の配当の額のうち、過去の一定期間に合算課税された金額に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととする。
○投資法人が有する海外SPCに対する適用除外基準（実体基準及び管理支配基準）を緩和する。
- ・ 既進出国で実態あるビジネスを行っている場合でも、進出国の税制改正によりタックスヘイブン税制の対象になるケースが生じる。また、「主たる事業」の判定に曖昧さがあるため、「租税回避目的でなく、経済的合理性のある事業を子会社自らが能動的におこなっている場合には、適用除外とする」よう適用除外要件の改正を要望する。
- ・ サービス業を営む法人が所在地国基準を満たすかどうかは、その役務の提供地（役務を提供する者の所在地）で判定するものと考えられるが、役務の提供を受ける者の所在地により判定すべきとする意見もあることから、明確化を望む。
- ・ 平成22年度税制改正において、物流統括会社に係る適用除外基準について一定の明確化と緩和が図られたが、当該統括会社は、子会社のみならず親会社・兄弟会社などのグループ会社から仕入を行い、グループ会社へ販売する形態をとることも充分あり得る。このため、適用除外基準のさらなる拡充をして頂きたい。また、多くの事業会社にとって、毎期の適用除外の判定作業に多大な工数を要す一方、リスクを抱えたまま事業運営を行うことは、健全な海外事業進出を計画する上での妨げであるため、当局との適用除外に関する事前確認制度を導入して頂きたい。

7) 特定外国子会社の繰越欠損金の考慮

【理由】

- ・ 繰越欠損金の利用を特定外国子会社等に該当する年度の欠損金に限定する理由が無いと思われる。
外国関係会社に該当していた年度の欠損金の使用、もしくは内国法人が各事業年度末時点で保有していた割合に応じて属性に関係なく欠損金の繰越が認められることを要望する。
- ・ 特定外国子会社等を清算するにあたり保有資産の処分が、清算に先行することがある。全体で見たときには資産の処分益以上の清算関連費用が生じているにもかかわらず、資産の処分年度では合算課税され、清算年度で生じた欠損は切り捨てとなる。また、合計では費用過大の場合、利益処分もされないことから特定課税対象金額も切り捨てとなり、過度な課税と考えられることから、特定課税対象金額の範囲内で、清算事業年度に欠損金の損金算入を要望する。

8) 買収により取得した海外子会社の取り扱い

【理由】

- ・ 買収等により日本国の特定外国子会社に該当する事となった法人については、買収後3年間は組織再編を行うための猶予期間として適用除外措置を認めるルールを導入すべきである。

今後、日本企業による外国企業グループの買収が従来以上に増大することが見込まれるが、当該買収は租税回避を意図したものでないことから、ビジネス遂行目的での被買収外国企業グループの組織再編を円滑に行うためにも、一定期間猶予期間を設けることを要望する。

- ・ タックスヘイブン合算税制の適用時期について、現行制度では株式取得後に即時適用されるが、多国籍企業を買収する場合、株式取得以前に税制適用有無の判断に必要な情報を取得することは実務上困難である。またグループ内でのシナジーを最大化するため、買収後に組織再編・資本関係の整理を実施することが一般的であることから、買収企業が意図せぬ合算課税が生じる恐れが高い。従ってイギリスにおける株式取得時の適用猶予制度のような、株式取得後の適用猶予期間の設定を要望する。
- ・ 外国多国籍企業群を買収した後我が国企業が当該多国籍企業群を整理するために必要な期間として3年間グループ内組織再編から生じるキャピタルゲインに関し合算課税を免除する猶予期間を認める改正を要望する。

我が国企業による外国多国籍企業群の買収が増加しており、買収後のグループ内組織再編により非課税所得（キャピタルゲイン）が発生し思わぬ合算課税を強いられる事態が生じ、買収後のシナジー効果を上げることが困難なケースもある。

9) 適用対象金額の算定

【理由】

- ・ 海外事業投資スキームの簡素化を促進するため、完全支配関係を有する特定外国子会社等から内国法人へ現物分配について、適格現物分配の取扱いを認めること（租税負担割合及び課税対象金額の計算上、非課税所得として足しこむべき所得から現物分配に伴う譲渡益を除外する）を要望する。

海外での買収案件では事業スキーム整理のため組織再編を行う場合が想定されるため、株式取得後に予定される組織再編等が終了するまで合算課税の猶予を認める、もしくは買収後の一定期間の間、組織再編にかかるキャピタルゲイン等について合算課税の対象外とするこれが実現されない場合は、買収を実施した翌事業年度からの合算開始とすることを要望する。

- ・ 課税対象金額の計算において控除される特定外国子会社の子会社からの配当に関して、内国法人の課税所得の計算と同様に租税条約による子会社要件の緩和の適用が出来ることを要望する。
- ・ 特定所得の計算において、例えば譲渡株式の帳簿価額の計算を、本邦法令に準じて計算すると規定されているが、従前適用除外要件を充足していた会社に関して、本邦法令に即した帳簿の記帳や保存をしていないことがある。

現地法令、会計において特殊な処理（本邦法令では行われぬ減損や帳簿価額算入等）が、過年度に行われている可能性がある場合に、何処までさかのぼるべきか、または、一定の仮定の容認や現地法令に即した帳簿価額の容認等は可能であるか、明確にして頂きたい。

本邦法令に即した帳簿価額を算定するために、対象法人の管理台帳では不十分であったため、過去の取引記録をすべて洗い出して、算定しなおす作業が必要になった。

適用除外先に関しては、これまで本邦法令に即した計算が必要になることはなかったため、当該作業が今後も発生する可能性があり、実務上非常に煩雑、かつ、正確な金額を算定しえない可能性がある。

- ・ 特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち、特定外国子会社等の課税対象金額に対応するものが外国税額控除の対象となっているが、課税対象金額に対して課される外国法人税の範囲を、対象法人に対して課された税に限定せず、以下の株主課税を含む実質的に当該所得に課されているすべての税とすること

- ① 剰余金の配当に課される源泉税、中間会社での課税
- ② パス・スルー課税により、対象法人の親法人で課される税
- ③ CFC課税により、対象法人の親法人で課される税

特定外国子会社等の所得を内国法人の所得と見做して課税する制度であるので、課税主体は内国法人である。よって、当該所得に課された税であれば特定外国子会社等に対して課された税とそれ以外の税を区分するのではなく、実質的に当該所得に対して課されているすべての税が外国税額控除の対象とすべきである。

- ・ 基準所得金額の計算において本邦法令方式を選択し、完全支配関係（※）が内国法人と特定外国子会社等との間である場合には、平成22年度税制改正により可能とした適格現物分配と同様の関係にあることを鑑み、特定外国子会社等が保有する株式を簿価で内国法人に移転させ、現地法令上非課税となる株式譲渡益は課税の繰延として、租税負担割合の計算上の非課税所得に含めないこととするか、基準所得金額の範囲から除外することを要望する。

※被現物分配法人である内国法人と現物分配法人である特定外国子会社等との間に法人税法2条十二の七の六で定める「当事者間の完全支配の関係」もしくは「一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係」と同様の関係がある場合

- ・ 本店所在地国の法令上、一定の取引（オフショア取引に関連する取引等）に係る収益も費用も非課税として取り扱われる場合があるが、その対象範囲は国や制度により異なっており、一連の取引とみることが出来ない広範な取引が非課税対象となることがあるが、非課税となる所得だけが加算され内国法人の課税の対象となるのは過大な課税と言える。非課税となる損失も減算調整することを明確にすることを要望する。

10) 資料添付要件の緩和及び廃止

【理由】

- ・ タックスヘイブン対策税制の適用を受ける内国法人は貸借対照表等を添付しなければならないが、当該添付要件を保存要件に変更すること。又は、法定の添付要件、保存要件となっている書類の添付・保存義務やTH会社の課税所得計算に必要な届出等は、THの納税義務者である本邦株主の中で保有割合が最大の内国法人等とし、それ以外の株主の義務を緩和することを要望する。

複数の特定外国子会社等を保有する場合、添付要件となっている資料が膨大となり、事務負担が多いため、保存要件に変更して頂きたい。

また、特定外国子会社等の保有割合10%以上の各株主にタックスヘイブン対策税制に基づく申告義務が課されているが、主たる株主の対応が十分でない場合、保有割合が小さい内国法人は、法令の要件を充足できず、本来選択できる法令の選択が限定されてしまう場合がある。（例：本店所在地国の法令に基づき基準所得を計算したくても適時に本店所在地国の法令に基づく所得の計算結果を入手できない、届出に必要な情報が適時、適切に入手できない、納付を証明する書類が入手できず外税控除が適用できない等）

11) 二重課税調整規定の拡充

【理由】

- ・ 措法66の8の規定は、当期及び過去10年間に合算課税された所得からの配当の二重課税を排除するための規定であるが、合算課税前の所得から配当をする場合（たとえば、進行期の所得を原資に期中配当を支払う場合）には適用されない。

平成21年度税制改正前においては、このような配当を「特定剰余金配当等」と定め、この配当に係る二重課税の調整規定が設けられていたが、平成21年度税制改正後にはこのような措置が講じられていない。特定外国子会社等が合算課税前の所得から配当をする場合にも二重課税が生じないように、規定の整備が望まれる。

12) 被統括会社の定義拡大

【理由】

- ・ 被統括会社の保有割合要件に関して、統括会社による発行済株式等の25%以上を直接保有し、かつ、議決権の25%以上を直接保有するとの要件を撤廃すること。

地域統括会社の役割として出資をしていない投資先に対する統括業務を役割として期待されている場合も多い（オランダ、英国、香港、シンガポール等）。

- ・ 現行法上、関連者の定義にはわが社が特定外国子会社に出資する際に経由した法人が含まれている。関連

者となる中間法人の要件としてわが社の直間出資比率が一定比率以上など、具体的な定量基準を加えて欲しい。

非関連者基準の趣旨は、内国法人の影響下にある会社との取引が大半を占める特定外国子会社は、当該事業を行う合理性に乏しいとして適用除外を認めない事にある。

一方、内国法人からの出資比率が極端に低い会社（ex. 1%）については、実体として内国法人の影響力が及んでいない。斯かる会社が中間法人となり、特定外国子会社との取引が存在する場合、同経由法人は関連者にあたらない事が前述の趣旨に沿っている。

(4) 外国子会社配当益金不算入

1) 益金不算入割合の引き上げ（全額）

【理 由】

- ・ 本邦所得に加算すべきとされている5%分の根拠は不明瞭である。平成22年度税制改正にて、国内100%子会社からの受取配当金は全額益金不算入となっており、同様に海外100%子会社からの受取配当金に対しては全額を非課税とすることを要望する。
- ・ 受取配当に対する課税は二重課税であるので、外国子会社から受け取る受取配当金について、持ち分の要件・益金不算入割合を撤廃し、全額益金不算入とすることとし、制度の改正をお願いしたい。
- ・ 現行、外国子会社配当は95%が非課税、5%が課税の取り扱いとなっている一方、国内の完全子会社からの配当は100%が非課税の取扱いとなっており、国内外で配当の取り扱いが異なっている。課税とされる5%分は概算経費として益金算入とされているものの、その根拠も不明確であり、また二重課税を完全に排除する観点から、外国子会社配当の益金不算入割合を現行の95%から100%に引き上げるべきである。
- ・ 日本への資金還流促進という観点から、国内100%子会社同様、受取配当金の全額を非課税とするよう要望する。

2) 出資比率要件の引き下げ又は廃止

【理 由】

- ・ 外国子会社配当の益金不算入にかかる持分保有要件を現行の25%から引き下げることを要望する。
二重課税の防止・国際的な競争力の確保の観点から、現行の25%以下に引き下げるべきである。
- ・ 特定資源以外に対する海外投資についても、二重課税の適切な排除という観点及び外国子会社配当益金不算入制度導入の趣旨に加えて、同様の制度を持つ海外主要国の持分保有要件（英、独：比率要件なし、仏、蘭：5%、ベルギー：10%）とのイコールフットイングの観点から、現行持分保有要件である「25%以上」を海外主要国水準に引き下げることを要望する。
- ・ 資源の乏しいわが国にとって、国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要であり、天然資源確保のための投資は必要不可欠なものである。一方、天然資源の権益を取得する為の投資金額は巨額であり、持分あるいは権益の25%以上を取得することは困難を伴う。
本邦への安定した資源供給の観点から、特定資源（天然ガス・石油等）に対する海外投資については持分保有要件を廃止し、外国子会社配当益金不算入制度の対象とすることを要望する。
- ・ 資源の乏しい我が国にとって国外での資源の安定的な供給先の確保は極めて重要であり、天然資源確保のための投資は必要不可欠なものである。一方で、天然資源の権益を取得するための投資金額は巨額であり、持分或いは権益の25%以上を取得することは困難を伴うため、特定資源（天然ガス・石油等）に対する海外投資については、持分保有要件を廃止し、持分割合にかかわらず海外配当益金不算入制度の適用対象とすることを要望する。

3) 名義株に係る外国子会社配当益金不算入制度の適用

【理 由】

- ・ 名義株の取扱いは、税務上、実質主義に基づいてその真実の株主を株主として取り扱うこととされており、内国法人受取配当益金不算入に係る通達（法基通3-1-1）や完全支配関係法人及び支配関係法人の判定（法

基通1-3の2-1)、同族会社の判定(法基通1-3-2)、タックス・ヘイブン税制における外国関係会社の判定(措基通66の6-2(注))等で明らかにされている。

外国子会社配当益金不算入制度における外国子会社の判定に際しても、名義株は実際の権利者を株主とする取扱いを通達として明文化することが望まれる。

4) 特定同族会社の外国子会社配当

【理由】

同族会社は資本市場からの柔軟な資金調達が困難なため、M&A等の投資資金は銀行借入等で調達することが通常である。

同族会社が外国法人へ投資し子会社化した場合、借入金の返済資金は外国子会社からの配当により賄うことになる。

外国子会社からの配当は法人税では95%益金不算入となる一方、留保金課税では留保控除額を除く全額が課税対象となっている。これは日本への資金還流の上で大きな障害となっているのみならず、非同族会社と比べて著しい不公平が生じ、配当政策の決定に対する税制の中立性にも反している。

(5) 租税条約等

1) 二国間租税条約の新規締結・改正の推進

【理由】

- ・ 成長著しいインドとの一層の技術交流促進のため、インド・パキスタンとの租税条約における使用料の範囲から、他国と同様に「技術上の役務に対する料金」を除外することを望む。
- ・ 機器の賃借を使用料として源泉徴収を課するインド等との租税条約を改訂し使用料の対象外とすること。
- ・ 投資・経済交流の促進の観点から、投資先国における投資所得(配当・利子・使用料)に係る源泉地国課税の軽減又は免除を盛り込んだ租税条約の見直しを期待する。
特に、親子間配当に係る源泉税の免除を備えた租税条約の改定、また、技術交流促進の観点から、使用料(インド及びパキスタンの「技術上の役務に対する料金」を含む)に係る源泉税の免除についての改定を要望する。
- ・ 知財立国を目指すわが国において、諸外国との技術交流は重要であり、一層促進するため、日米・日英同様に使用料にかかる源泉税を免除する租税条約の締結推進を望む。
- ・ 現在、わが国の租税条約ネットワークは97ヶ国・地域(平成28年7月)を数えるが、100ヶ国以上に及んでいるイギリス、フランス等に比べるとなお後れをとっていると言わざるを得ない。租税条約は国際的な事業活動のインフラであり、近年の経済活動のグローバル化に伴う移転価格税制適用による国際的二重課税の解消を図る重要な手段である相互協議も租税条約の存在が前提となるため、未締結国との締結促進が急務であることから未締結国との締結を促進することを要望する。
- ・ 租税条約の各条項で規定されている持分保有割合について、連結納税を採用している場合には、連結納税グループ全体での持分保有割合を基準に判定できる旨を規定することを要望する。
- ・ 外国子会社配当益金不算入制度の対象となる外国子会社等は、持株比率25%以上とされているが、日米、日豪、日伯、日蘭、日カザフスタン(いずれも10%)、日仏(15%)租税条約においては持株比率要件が緩和されている。新規締結及び既存の条約の改定に際しては当該持株割合の引下げを促進することを要望する。
- ・ 世界的な投資交流・本邦への円滑な資金還流を一層促進するためにも、中国・インドでの源泉地国課税免除又は軽減を確保する租税条約の改正を要望いたします。
- ・ 次世代の投資国として脚光を浴び始めているアフリカ諸国は日本との租税条約締結国が少なく、租税条約を活用している中国企業に比べて我が国企業は競争環境として非常に不利となっているため、早急に締結交渉を進めて頂きたい。加えて、東南アジアや中南米の未締結国にも締結対象国を拡大して頂きたい。

2) 配当に係る源泉所得税の引き下げ、減免規定を定める租税条約の締結促進

【理由】

- ・ 現行では、日本への配当に際して現地国で源泉税が課されるため、例えば源泉税率が高いドイツ（源泉税率15%）のように日本への資金還流が事実上困難な国も存在しており、資金還流を促進するため日米、日英と同様のゼロ税率を要望する。
- ・ 既存の条約についても、更なる投資交流の活発化に向けて、配当等に係わる源泉税課税の撤廃ないしは大幅軽減を盛り込んだ日米や日蘭租税条約をモデルとして改定を図るべきである。また、外国子会社配当益金不算入制度創設に伴い益金不算入となる配当に係わる源泉税が損金不算入となったことにより、配当に係わる源泉税率が高い国からの配当還流が阻害されることが懸念されるため、この面からも源泉税を撤廃する方向で租税条約の締結及び改定を促進することを要望する。
- ・ 投資交流の一層の促進を図る目的からアメリカ・イギリス・フランス等との租税条約において一定基準を満たす配当に係る源泉税が免税とされているが、この配当免税措置について、各国との租税条約の改定を推進されたい。特に、日本からの投資規模が大きい中国との条約改定をお願いしたい。

3) 貸付利子に係る源泉所得税の免除

【理由】

- ・ アジア諸国（特にシンガポール、韓国、タイ、インドネシア、マレーシア等）との租税条約改正により、日本とアジア諸国間における相互の貸付金の利子に対する源泉税を免除する。
「円の国際化」において、貸付金の利子に対する源泉税免除は、日本への投資資金流入だけではなく、対外投資の活性化に寄与するため、既に日本と米・英・豪等との間では租税条約改正により、源泉税免除を行っている。
アジア地域での円投資促進のため、アジア諸国との租税条約改正による源泉税の免除を要望する。

4) 譲渡所得に対する源泉地国課税の範囲の限定・明確化

【理由】

- ・ 新規締結及び既存の条約の改定に際しては、譲渡所得について源泉地国課税が及ぶものの範囲を限定すると共にその範囲について予見可能性を高めることが重要であることから、当該取り決めに推進することを要望する。

5) 対応的調整規定・仲裁規定を備えた租税条約の締結促進

【理由】

- ・ 企業活動のグローバル化に伴いクロスボーダー取引が増加する中、移転価格課税に係る国際的三重課税リスクも高まっている。当該三重課税が確実に解消されるよう、相互協議が合意に達しなかった場合の仲裁規定が各国との租税条約に反映されることを望む。
- ・ 新規条約の締結、及び既存条約で標記両規定の存在しないものについては改定において、対応的調整の実施規定、仲裁規定を盛り込むことで、課税問題が生じた際に解決できる枠組みを整備していただきたい。

6) 租税条約届出書提出義務の見直し（撤廃・期限の延長・緩和）

【理由】

- ・ 租税条約届出書の提出期限につき、現状は支払日の前日となっているが、海外現地からの郵送日数、現地における居住者証明書の入手日数等、事務手続に要する期間を考慮すると、現状の提出期日では対応が非常に困難であるため、提出期日の延長を要望する。
- ・ 使用料等免税国（米、英、仏等）との租税条約につき、特典条項が使用料等以外にも適用されているため、特典条項に関する付表・居住者証明書の提出が義務付けられている。
他国との間は、租税条約届出書のみ提出で軽減税率、免税措置の適用が受けられるのに比べて、過大な事務負担が生じているため、この提出義務撤廃を要望する。
- ・ 租税条約の適用を受ける支払につき、「租税条約に関する届出書」の提出要件を緩和すること。

具体的には、人的役務提供事業等の対価の支払に関し租税条約上本邦にて課税されない場合の提出義務の撤廃、並びに特定国において提出が義務付けられている「特典条項に関する付表」の有効期限の撤廃を行うこと。

7) 駐在員事務所等での設備の使用料の除外

【理由】

- ・ 租税条約で債務者主義が採用され、かつ使用料の規定に設備が含まれている場合、非PEの駐在員事務所等で賃借している車、コピー機等の使用料に源泉徴収義務が生じる。これらは、契約も送金も現地で完結しているため、業者から日本国の税金負担の理解を得られず、納税義務者側の負担にならざるを得ない。源泉徴収を強行するとすれば、現地で設備の賃借もできず、現地での事業遂行に著しい支障を生じることになる。このように源泉徴収義務者が納税負担を事実上予定されている様な仕組みは源泉徴収制度の趣旨から完全にはずれるものであり、制度の手当が是非とも必要である。

8) 国際的な金融取引の円滑化（FATCA関係）

【理由】

- ・ 米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関する米国と各国との協定（IGA）には、①各国が国内法を整備し、金融機関が各国税務当局を通じて米国IRS（内国歳入庁）に間接的に米国口座情報を提供するモデル1IGAと、②金融機関が情報提供について同意を得た口座（協力米人口座）の情報をIRSに直接提供し、同意を得られない口座（非協力口座）の情報についてはその総件数・総額をIRSに提供するモデル2IGA、の2種類がある。

わが国においては、FATCAに関して、「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」にもとづき、平成26年7月からモデル2IGAにもとづく所要の対応を実施している。

一方で、各国の税務当局同士が連携し税務情報を交換する取組みについては、上記のFATCA以外にOECDでも、金融口座情報について自動的情報交換を行う共通報告基準（CRS：Common Reporting Standard）が策定されており、わが国においては平成30年に初回の情報交換を行うことを想定し、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正が平成29年1月1日から適用される。

CRSにおいては、各国の金融機関は非居住者の口座情報について自国の税務当局に報告することとされていることから、CRSの導入に伴い、本邦金融機関は、米国IRSと本邦税務当局の双方に非居住者等の口座情報を提出することが求められることとなる。さらに、モデル2IGAによる報告に対応するためには、英語でのFATCA制度の理解、制度改正の動向のフォロー、報告システムの整備が必要になる等、本邦金融機関にとって相当な負担が発生している。したがって、わが国のFATCA対応について、モデル2IGAにもとづく対応から、モデル1IGAにもとづく対応に移行するための所要の措置を講じることを要望する。

なお、モデル1IGAにもとづく制度の開始時期については、できる限り早いタイミングとするとともに、移行に当たっては、お客さまへの周知や、金融機関における体制整備等について十分配慮することを併せて要望する。

(6) 過大利子支払税制

1) 適用除外規定における「関連者支払利子等の額の合計額」と「支払利子等の額」

【理由】

- ・ 「関連者支払利子等の額の合計額」と「支払利子等の額の50%」を比較する適用除外規定において、「関連者支払利子等の額」については措法66の5の2②において特定債券現先取引等に係る支払利子等が除かれている一方で、「支払利子等の額」については特定債券現先取引等に係る支払利子等を除く規定はなく、両者で支払利子等の範囲が異なっている。

この理解で問題ない場合には、その旨を明確にしていきたい。

2) 過大支払利子税制における調整所得金額の計算

【理由】

- ・ 現行法上、調整所得金額は、法法40（所得税額の損金不算入）の規定を適用しないで計算することとされている。

しかし、たとえば外国法人が所有する国内不動産を譲渡した場合、譲渡対価に対して10%の源泉所得税が課税される（源泉免除証明の適用なし）一方で、法人税は譲渡益に対して課税されるため、課された多額の源泉所得税を損金に算入したままで調整所得金額を計算すると、関連者支払利子等に係る損金算入限度額がほとんど算出されない結果となってしまう。

このように課税上の弊害が生じるケースもあるため、一定の例外規定を設けるなど法令で手当てしていただきたい。

(7) BEPS問題

1) BEPSアクションプランにあたっての配慮（全般）

【理由】

- ・ BEPSに無関係な企業が過度に追加的な事務負担を負うことにならないよう、制度整備に際しては十分配慮すべきである。また、追加的な情報提供によって、不適切な税務執行が助長されることや、二重課税リスクの増大を防ぎ、各国税務当局へ提出された企業情報の適切な管理が徹底されるよう、国際交渉において主張すべきである。
- ・ BEPSについては、CFC税制、利子控除制限などの対応が今後必要となる見込みであるが、税制改正にあたっては企業に過大な事務負担が生じないようにすること。
- ・ 国際課税の分野において、経済協力開発機構（OECD）により税制の国際的調和を図る目的から、「BEPS（税源浸食と利益移転）報告書」が昨年秋に取りまとめられております。

同報告書においては、多国籍企業が、稼得した所得を低課税国へ移転するなど、国際的な税制の隙間を利用し意図的に租税回避を行っているとの問題意識から、様々な租税回避手段に対応するために各国税務当局が行うべき措置等が勧告され、今後、各国において、これらを踏まえた国内法の整備が順次行われることが見込まれています。

公正な競争条件を作る観点から国際課税ルールを見直していく方向性については、損害保険業界としても異論のないところですが、一方でルールの見直しに伴って、正当な経済活動を行う企業に対して、制度の趣旨を超えた過度な課税や、事務負担の増大を強いる制度設計が行われるべきではないと考えております。

平成28年度税制改正においては、外国子会社合算税制の改正が行われました。これは、英国の法人実効税率の引下げにより同税率が本邦外国子会社合算税制のトリガー税率を下回ることに伴って、日本の損害保険会社が行う英国のロイズ（注1）関連ビジネスが、ロイズ法の規定により機能別に会社を分社化することが求められているなどの特性により、同税制の「適用除外基準」を満たすことが困難となる虞が生じたため、こうした正当な経済活動を同税制の適用除外とする改正が行われたものです。

こうした流れも踏まえ、今後、BEPS報告書に基づき国際課税ルールの見直しが行われる場合には、損害保険ビジネスの特性を適切に踏まえ、正当な経済活動に対して、同税制の趣旨・目的を超えた過度な課税や事務負担の増大が生じることのないよう、十分に留意されることが必要と考えます。

（注1）英国のロイズ

17世紀後半にロンドンに誕生した世界最古かつ最大の保険市場であり300年以上の歴史を持つ。高い専門性と高度な技術を駆使し、新たなリスクや特殊なリスクを含めた多様なマーケットを形成し世界中からリスクとノウハウが集積されている。また特徴として単一の保険会社ではなく、ロイズ法等により規定された様々な参画主体により運営されている。

- ・ OECDは、各国が二重非課税を排除し、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とするため、平成27年10月、「BEPS行動計画」（Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）の15の行動計画すべてについての最終報告書を公表した。

わが国においても、今後、上記最終報告書を受けた国内法制化が検討されることとなるが、検討の結果次

第では、海外展開している本邦金融機関において、各種税制の見直しによる税額算定の複雑化および税負担の増大や資金調達への影響等が発生する懸念がある。したがって、国内法制化に当たっては、金融機関の業務への影響を十分に考慮するとともに、体制整備等を行うための十分な準備期間を確保することを要望する。

2) BEPSアクションプランにあたっての配慮（行動計画3）

【理由】

- ・ 本邦においては、欧米諸国とは異なり、税制のぬけあな等を活用した極度に積極的なタックスプランニングを行っている企業は少ないとされています。この点を勘案し、租税回避目的ではなく実態を有して活動している会社に制約を加えない税制となるよう、下記の通り要望いたします。

①現行制度を基礎とする漸進的な改革とするよう要望

②一定の企業内再編によるキャピタルゲインや清算所得について課税対象とならない制度の要望

- ・ 外国子会社合算税制については、与党の平成28年度税制改正大綱において、「喫緊の課題となっている航空機リース事業の取扱いやトリガー税率のあり方、租税回避リスクの高い所得への対応等を含め、外国子会社の経済実体に即して課税を行うべきとするBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト最終報告書の基本的な考え方を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保等に留意しつつ、総合的な検討を行い、結論を得る」とされている。

外国子会社合算税制の見直しにおいては、航空機リース事業の取扱い等を含め、ビジネスの実態に即した、明瞭、かつ、できる限り簡素な制度となるよう、各種基準等を適切に設定することを要望する。トリガー税率については、わが国企業の競争力維持の観点から、適切な水準に設定されるべきであるほか、合算された所得から配当があった場合は、過去10年間の特定課税対象金額まで益金不算入とすることができるが、二重課税を排除する観点から、この期間を廃止すべきである。

3) BEPSアクションプランにあたっての配慮（行動計画4）

【理由】

- ・ 市場からの資金調達、日本に最終親会社がある場合の日本の市中金融機関からの借入に対する利子については、BEPSとは無関係の正常な経済活動と認識されるため、国外関連者以外へ対象を拡張しないことを要望いたします。

- ・ BEPS行動計画4（支払利子税制）については、対国内・対第三者を含めた全ての純支払利子を対象に控除制限が適用される可能性があり得るが、企業の資金調達として通常実施される銀行等からの借入にも影響が考えられるため、企業活動に多大な影響を与えることがないよう、慎重な対応をお願いしたい。

既に我が国においても支払利子税制は、導入されており、今後、当該行動計画を踏まえた国内法を見直す場合には、事前に納税者の意見を十分に確認した上で、我が国企業の国際競争力や日本の立地競争力への配慮に加え、コンプライアンス・コストとのバランス等に鑑みて、慎重に対応することが望ましい。

- ・ 行動4（利子控除制限）については、OECDが金融業の潜在的なBEPSリスクに対処するためのベストプラクティスを平成28年中に策定することとしていることから、金融業の特性を踏まえ、慎重な検討を行うことを要望する。

4) BEPSアクションプランにあたっての配慮（行動計画13）

【理由】

- ・ BEPS行動13にて合意された文書化既定に関しては、実際の申告や運用での混乱を未然に防ぐとともに、各国当局で恣意的な数値の解釈や数値の解釈の相違による二重課税等の事態を避ける観点から、詳細にわたる規定の制定を下記の通り要望します。

マスターファイル/CbCRについて

①構成会社の範囲の明確化と限定化を要望

②文書不備等への罰則については是正勧告等の猶予を要望

③マスターファイルの内容について、各国法令がOECD/日本法令の範囲を著しく超えることがないよう

働きかけを要望

④内容に関する質問についてのルール作りを要望

ローカルファイルについて

①同時文書化における、海外子会社LFの活用容認、入手可能な最新版での代替の容認、経済分析更新頻度の緩和を要望

- ・ BEPSプロジェクトで作成が求められるローカルファイルについては、作成期限が各国の申告期限とされているが、日本はアメリカ・イギリス・ドイツ等の各国と比較して申告期限が数ヶ月早いため、日本だけ大きな事務負担を強いられることになる。アメリカのように申告期限の6ヶ月延長を認める等、グローバルスタンダードに合わせた申告期限の設定を要望する。
- ・ 最終的な親会社したマスターファイルやCbCRが、他国に所在する子会社やPEでもそのまま受け入れられるよう、可及的速やかに各国との租税条約の整備することを要望する。同じく、各国税務当局への提出期限についても、子会社やPEの場合には、最終的な親会社の提出期限に合わせた期日とするよう、租税条約の整備を要望する。

マスターファイルやCbCRは、グループ全体の情報を記載する文書であり、OECDの最終的なレポートの中でも最終的な親会社が作成することになっている。他方で、各国税法はそれぞれの税務当局が制定するため、各国でオリジナルの要求を作り、グループを構成する「子会社やPEに対しても」同等レベルの情報を要求された場合、各国ごとに別々のマスターファイルやCbCRを作成しなければならない事態となり、納税者の実務上過重な負担を強いることになる。本邦税制に従い作成されたマスターファイルやCbCRが、(子会社やPEを有する)他国においても「そのまま」受け入れられるよう、BEPS Action13導入国から優先し、租税条約の整備(および各国税務当局との見解一致)をお願いしたい。

- ・ OECDの成果物では2016年1月以降開始事業年度から文書の作成が求められている。

仮に日本の法制度における強制の提出義務が上記より後の事業年度からとなったとしても、国別報告書は情報交換の枠組みにおいて、究極の親会社以外での提出が必要になる可能性があり、実務上の混乱を招く可能性があるため、他国との初年度提出時期の不整合への対応、任意提出制度及び当該書類の自動情報交換への適応を要望する。

(8) 帰属主義

1) 国外所得の90%シーリングルール

【理由】

- ・ 国外所得計算は平成28年4月1日より、所謂AOAに基づき計算することになっている。90%シーリングルールはAOA導入前に定められたものであり、90%という上限値を一律に定めることはAOAに適合しないと考えられる(むしろ、OECDにより否定された「関連事業アプローチ」の考え方に近い)ことから、削除して頂きたい。
- ・ 我が国企業の海外事業展開が加速化し、その形態も多様化、複雑化する一方、進出先各国において租税制度の相違が存在している。かような状況下において、我が国企業の海外展開を支援し、同時に、諸外国における租税制度とのミスマッチを緩和するためには、事務手続きも簡便である一括限度方式の維持が不可欠である。また、帰属主義の導入により国外PEに帰属する所得が明確に規定されたことにより、90%のシーリングは制度と整合的でなくなることから撤廃を要望する。

2) AOAにかかる文書化についての対応

【理由】

- ・ AOAの文書化の対象から、内国法人国外支店の営業部署のみが関与する通常の外部取引については、除外することを要望する。

AOAは、内国法人にとっては税額に直接影響せず、国外所得計算に影響するに過ぎない。にもかかわらず、現行法は、文書化の対象として明らかな国外取引についても文書化を要求している。この点は、文書化の効果に比して負担が過重なものとなっており、適正化を図るべき。

- ・ 国外PEを有する内国法人で外国税額控除を適用する法人は、内部取引について文書化が必要であるが、現地国でPE申告しているため、PE申告の課税所得を流用できるような措置を講じてほしい。

内部取引が独立企業間価格であることを証明・文書化するためには、現地国の専門家を交えた移転価格分析が必須と思われる。外国税額控除の限度額計算のために過剰なコスト・工数がかかるので、タックスヘイブン税制でも外国法令による計算を認めていることから類似の柔軟な措置を検討いただきたい。

3) 内部取引、共通費用の配賦の区分

【理由】

- ・ 内部取引、共通費用の配賦の区分につき、下記の通り要望する。
 - ① 国外帰属所得の算定の基礎となる「本支店間の内部取引」と「共通費用の配賦」の違い、これらと移転価格（総原価を独立企業間価格と認める場合とそうでない場合）の関連性が分かるように、法解釈のさらなる明確化を要望する。
 - ② 内部取引、共通費用の配賦および移転価格は、相手国で損金を計上できない場合、二重課税を生じさせる。AOAを導入している国とそうでない国のそれぞれにおいて、本邦税法と法解釈の違いにより二重課税を拡大することがないよう、関連する租税条約の整備を要望する。

「本支店間の内部取引」と「共通費用の配賦」の違いについては、法人税基本通達20-5-9（および同16-3-9の3(5)）で共通費用に該当するケースについて説明されているが、どのように区分すべきなのか、国外関連者との移転価格との関連性が明確でなく、実務上解釈の差異が生じ、国税当局との見解の相違により課税の安定性が損なわれる懸念がある。また、納税者によって取り扱いが異なる場合、課税の公正性を確保できない。

内部取引、共通費用の配賦および移転価格は、いずれも複数国に課税権を跨るため、本邦税額計算の適正化とともに、相手国での損金算入による二重課税の排除を図ることが、本邦企業の国際的な競争力を落とさないためにも重要であると考え、国内法と平仄のある租税条約の整備（および各国税務当局との見解一致）を要望する。

4) 「国外源泉所得」の定義

【理由】

- ・ 平成26年度の税制改正において、国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直しが行われた際、平成29年1月から外国税額控除の控除限度額の計算に係る「国外所得総額」が「国外所得金額」に改められ、従来の「国外所得総額」は「国内源泉所得以外の所得」を指すこととされていたところ、改正後の「国外所得金額」は該当するものが個別列挙される方式となりました。

この際、外国株式の譲渡については、「その譲渡による所得に対して外国所得税が課されるもの」が「国外所得金額」に含まれることとなりましたが、翻って、外国株式の譲渡について現地でキャピタルゲインに課税されない場合には、当該譲渡に係る所得は「国外所得金額」に含まれないことから、その他の国外所得に対して課された外国所得税があり、外国税額控除の適用を受けようとする場合において、「国外所得金額」が過小となり、控除限度額が小さくなってしまふという問題が顕在化します。また、非永住者が外国株式を譲渡した場合についても、当該譲渡に係る所得が「国外所得金額」に含まれないことから、日本での課税対象に含まれてしまうこととなります。

これらの問題は条文構成において技術的に発生したものであり、税務当局において意図していない課税範囲の拡大が生じてしまっていると考えられることから、所得税法上の「国外源泉所得」の定義を見直し、課税の適正化を図ることを要望いたします。

Ⅱ 所得 税

1 所得税法

(1) 所得税制度全般

課税単位の見直し

【理 由】

- ・ 所得税については、現行、個人ベースでの課税が行われている。社会保障と税の一体改革が推進されることに伴い、今後さらに「高額所得」及び「低額所得」の概念が重要になると考えられるが、個人ベースで所得の多寡が判断されることで、世帯ベースでの所得をみたときと比し、税負担や児童手当、社会保障等に不利な状況が生じる場合もあると思われる。したがって、たとえばアメリカのように、納税者の選択により個人申告と夫婦合算申告を選択できるようにするのも一案ではないかと考える。

(2) 給与所得関係

日本へ帰任後の海外個人所得税

【理 由】

- ・ 会社負担の海外個人所得税について、日本帰任後に課せられた海外個人所得税は、非課税所得とすることを要望する。

(3) 譲渡所得

1) 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例

【理 由】

- ・ 相続税と所得税が二重課税になっているため、相続財産を譲渡した場合における、取得費の相続課税価格への引き直しを要望する。

2) 借地権課税における相当の地代価額

【理 由】

- ・ 借地権設定における権利金の認定課税について、近年の市場金利及び土地への投資における利回りの実態を鑑み、相当の地代を更地価額の年6%から年3～4%程度まで引き下げられたい。

3) アーンアウト条項により価額調整が行われた場合の取扱い

【理 由】

- ・ M&A契約にアーンアウト条項が付されている場合において、その条項に基づき価額調整が行われ、売主側に追加の対価が支払われることがある。売主側が個人である場合、その追加で支払われた対価の取扱いにつき以下の点を明らかにしていただきたい。
 - ① 追加で支払われた対価は譲渡所得か否か。(なお、対価の一部返還は株式の売買代金の返還であると認められた裁決事例(平成18年9月8日、裁決事例集No.72 P.325)がある。)
 - ② ①で追加の対価の支払いが譲渡所得であるとされる場合において、たとえば当初売買価額が支払われた年(Year 1)の翌年(Year 2)に追加の対価の支払いが行われるときは、Year 2に係る確定申告で譲渡原価はゼロとして譲渡所得の申告を行うのか、Year 1の修正申告を行うのか。

(4) 所得控除

1) 生命保険料控除制度の安定的運営、制度拡充の検討

【理由】

- ・ 生命保険は、公的保障とともに国民の生活保障を支える私的保障の中核的役割を担っています。この私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度として、生命保険料控除制度があります。生命保険料控除制度は、公的保障を補完する私的保障の役割が重要性を増す中、遺族保障・介護医療保障・老後保障といった、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する制度です。国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、生命保険料控除制度が恒久的に継続されることが不可欠です。また、国民の自助・自立のための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度が拡充されることを要望します。

① 社会保障制度改革における自助努力の重要性と自助努力支援の必要性

近年、我が国では人口減少と少子高齢化が同時進行しています。医療・介護・年金等の社会保障給付費は現在年間およそ117兆円であり、この20年で約2倍に増大しています。今後も、高齢化の進展を受けて、特に医療・介護分野における更なる給付の増加が見込まれており、2025年には社会保障給付費が約150兆円程度に達すると推計されています。また、人口減少とともに高齢化が進むことで、現役世代（15～64歳）の人口全体に占める割合が減少しています。現在は国民の4人に1人が高齢者（65歳以上）ですが、2060年には国民の4割が高齢者となります。それに対し、現役世代の割合は現在の6割から2060年には5割に低下すると推計されており、高齢者1人を1.3人の現役世代が支える社会の到来が見込まれています。これにより、社会保障給付費に充当される国の一般歳出の増大が懸念されます。このような現状を踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築に向けた、国民負担や社会保障給付のあり方の見直しが喫緊の課題とされています。平成24年8月に成立した社会保障制度改革推進法においては、社会保障制度改革の基本的な考え方として「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと」、そして「社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること」と規定されました。社会保障制度改革を考える上では、少子高齢化の急速な進展や国・地方財政等の状況を踏まえると、「公私二本柱の生活保障」という理念のもと、公的保障・私的保障のそれぞれが、各役割を果たし、補完し合って、国民の生活保障を支えていく体制を構築することが重要となります。多様化する国民の生活保障ニーズに応じて、加入者間の「相互扶助」の原理により保障を提供する生命保険に期待される役割は、社会保障制度改革を通じて、今後ますます大きくなっていくことになります。社会保障制度のおかれた状況を踏まえると、生命保険を通じて国民一人ひとりの自助努力を支援・促進する生命保険料控除制度は、これまで以上に大きな役割を担うものであり、国民が安心して生命保険に加入し、継続できるよう、恒久的に継続されることが不可欠です。また、国民一人ひとりが必要な私的保障の準備を自ら行うことを促すための環境整備等の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、自助努力を支援する生命保険料控除制度を拡充していくことが必要です。さらに、自助努力の喚起によって、国民自らがリスクを管理する意識を醸成することは社会保障制度改革に資することとなります。平成25年12月に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律においては、「個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めることとされています。生命保険料控除制度の拡充は、社会保障制度改革において我が国が行おうとしている自助努力の喚起を、より明快に推し進めることにもなります。

② 多様化する生活保障ニーズに対応した自助努力支援制度の必要性

国民が必要とする保障の種類は一人ひとり異なり、年齢や家族構成とともに変化していきます。例えば、男性の場合、20～40歳代は「遺族保障」、50～60歳代は「遺族保障」に加え「医療保障」や「老後保障」を必要としている一方で、女性の場合、20～40歳代は「医療保障」、50～60歳代は「医療保障」に加え「老後保障」を必要としており、ライフステージの変化により必要とする保障も変化していきます。こうした国

民の多様な生活保障ニーズを踏まえ、平成24年1月より、それまでの生命保険料控除・個人年金保険料控除に介護医療保険料控除を加えた、新たな生命保険料控除制度の適用が開始されています。生命保険については、「遺族保障」として年間約3兆円（平成26年度）の死亡保険金が支払われ、公的保障（遺族年金）を補完しています。平成23年に発生した東日本大震災においては、生命保険が果たすべき社会的使命、特に遺族の生活保障や生活再建における死亡保険金の重要性が国民全体に強く再認識されたところです。また、生命保険文化センターの「平成25年度 生活保障に関する調査」によれば、男性は平均3,172万円、女性は平均1,463万円の死亡保険金が遺族の生活資金の備えとして望ましいと考えていますが、実際に加入している死亡保険金額は、男性が平均1,882万円、女性は平均876万円であり、望ましいと考える死亡保険金額に比べておよそ6割となっています。国民が必要としている保障金額の遺族保障に加入できるよう、生命保険料控除額を相応に拡充することが必要と考えられます。その他、公的年金の中長期的な給付水準の調整等により重要性が増す「老後保障」、公的介護・医療制度の補完として保障ニーズが高まりつつある「介護医療保障」を含め、これらが全体として国民一人ひとりのニーズに沿った生活保障として機能しています。また、生活保障に対する国民の意識は、遺族・医療・介護・老後の全てにおいて約5～8割の人が「公的保障のみでまかなえるとは思わない」と考えていることに加え、私的準備に公的保障および企業保障を合わせた経済的準備に対しても、約5～7割の人が「充足感がない」と考えており、私的保障のより一層の充実が必要とされています。一方で、生命保険の世帯加入率は長期的に低下傾向にあり、特に世帯主が30歳未満の若年層においては、足元では下げ止まっているものの、加入率が極めて低い水準まで低下しています。現在の若年層における私的保障の準備不足は、今後、国民全体の私的保障の準備不足へと波及することが懸念されることです。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律には、「個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入」に努めると規定されています。生命保険は公的保障の補完として、国民一人ひとりのニーズに沿った多様なサービスを提供する最適な手段と考えられます。遺族保障、介護医療保障、老後保障という3つの生活保障すべてについて、今後も公的保障（社会保険）と私的保障（生命保険）が補完し合い、将来の生活不安を取り除く体制を継続・強化することが重要です。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、公的保障を基盤とし、個々の重視するニーズに応じて私的保障を選択的に準備することで、より有効かつ効率的に、国・地方の財政負担を軽減しつつ、多様な生活保障ニーズを充足することが可能です。したがって、多様なニーズに対応する自助努力の更なる充実につながるよう、国民の自助努力を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度について、社会保障制度の見直しに応じて拡充していくことを要望します。

③必要となる所得控除限度額の水準

生命保険料控除制度は平成24年に改組され、所得控除限度額は一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除各4万円、全体の所得控除限度額は、12万円となっています。平成24年の改組以前は、生命保険料控除額（新制度の一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計に相当）は昭和49年以降5万円、個人年金保険料控除額は平成2年に5万円とされてきました。昭和49年から平成27年までの間に消費者物価指数は約2倍となっています。現在、政府はデフレからの脱却を図っており、それに呼応して日本銀行は、物価安定目標として消費者物価の前年比上昇率2%の目標を掲げているところです。このような状況を踏まえると、現在の制度全体の所得控除限度額は、一般生命保険料控除と介護医療保険料控除の合計では、昭和49年の水準の2倍の10万円、個人年金保険料控除も合わせた総額で15万円以上の水準が妥当と考えます。そこで、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除について、それぞれの所得控除限度枠を現行の4万円から5万円とし、制度全体の所得控除限度額合計を15万円とすることを要望します。また、平成23年12月以前契約についても、制度の簡素化の観点から、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の枠を設け、それぞれの控除限度枠を5万円とすることを要望します。

④国・地方両面からの自助努力支援の必要性

生命保険料控除制度は、国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、地域住民の私的保障充実を支援・促進する制度としての役割を担っています。今後、少子高齢化の急速な進展により社会保障

に係る負担の増大や給付の見直しが見込まれる中、国だけではなく、地方にとっても、公的保障を補完する私的保障の役割がますます重要となります。また、国と同様に地方財政においても、社会保障給付費の増大は財政悪化の要因となっていますが、例えば、平成4年以降増加傾向にあり、当時に比べ約3倍の水準にある生活保護費については、保護開始理由の4分の1以上が働いていた者の死亡・傷病・介護であり、健康な間にそれらの備えを行っていただければ生活保護の支給を回避し、抑制できた可能性があります。「公私二本柱の生活保障」の理念に基づき、地方の福祉サービスと私的保障が補完し合って地域住民の生活保障を支える体制を構築するため、また、地方財政の健全化のためにも国税（所得税）と同様に、地方税（個人住民税）においても、様々な私的保障の準備を幅広く支援・促進する制度である生命保険料控除制度は不可欠です。上述のとおり国税（所得税）について拡充を要望していますが、制度の簡素化の観点から、地方税（個人住民税）法上の所得控除限度額の内訳についても、現行の各枠2.8万円（平成23年12月以前契約は各枠3.5万円）から少なくとも各枠3.5万円（全体の所得控除限度額は7万円）とすることを要望します。

2) 地震保険料控除制度の充実

【理由】

- ・ 本年発生した平成28年熊本地震や東日本大震災に代表されるように、我が国は、世界的に見ても大規模な地震災害に頻繁に見舞われる「地震国」であり、その都度甚大な損害を被ってきております。

地震保険制度は、我が国のこうした特性も踏まえ、昭和39年に発生した新潟地震を契機として昭和41年に「被災者の生活の安定に寄与すること」を目的に創設され、これまでの間、政府の再保険による下支えを受けながら、保険制度という「自助」の機能として我が国の地震リスクに対応し、被災者の生活の復旧・復興に貢献してまいりました。

また、国民の自助努力を高めて強靱な社会の形成に貢献するべく、損害保険業界を挙げて地震保険の理解および加入の促進に取り組んでまいりました。平成19年1月には、こうした取組を後押しする「地震保険料控除制度」が創設され、その後も年々地震保険の世帯加入率は高まっております。

一方、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生以降、将来の地震動を予測する政府の地震調査研究推進本部において、これまで考慮されていなかった規模の大きな地震も含めた長期評価を行うなど、我が国を取り巻く地震リスクは、より大きなものに見直されております。平成29年1月以降、これを踏まえた保険料率の段階的な引上げが予定されていますが、その中でも、引き続き自助の取組が促進されるよう「地震保険料控除制度」についての充実策を検討する必要があるものと考えます。

地震保険料控除制度が充実することで、同制度が「自助努力の促進」の役割を引き続き果たし、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

(5) 源泉所得税

- 1) 完全支配関係のある子会社から内国法人が受領する配当については、源泉徴収の対象外とすること

【理由】

- ・ 完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されていません。

一方で、金銭で配当を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の約20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものではありますが、納税者に資金負担や事務負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。

- 2) 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る源泉所得税納付の時期及び課税の範囲に関する規定を整備すること

【理由】

- ・ 匿名組合契約に基づく利益の分配に係る源泉所得税納付の時期及び課税の範囲に関する規定を整備することを要望する。

匿名組合契約の計算期間の途中で余剰資金を組合員に送金することがあるが、その際の源泉徴収税の計算の基となる所得の金額が法令上明確ではない。その計算期間の利益の分配の前払いと考えて、その時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈と、計算期間終了後利益の額が確定した時点で源泉徴収を行うべきであるという解釈とが存している。また、源泉徴収の対象となる利益の分配の額を、会計上の額とすべきか、税務上の額（加減算調整考慮後）とすべきか、についても明らかとはされていない。

- 3) 投資事業有限責任組合における特定外国組合員が、投資事業有限責任組合から生ずる事業所得以外の所得について源泉徴収の適用を受ける場合の適用関係等を明らかにすること

【理由】

- ・ 投資事業有限責任組合における特定外国組合員が、投資事業有限責任組合から生ずる事業所得以外の所得について源泉徴収の適用を受ける場合の適用関係等を明らかにすることを要望する。

平成21年度の税制改正により、特定外国組合員については国内にPEを有しないこととされ、組合事業から生じる所得については法人税及び所得税の申告納税が不要とされた。しかしながら、当該組合においてたとえば債券の利子等の源泉分離課税の対象となる所得が生じた場合、外国組合員の持分割合を調べたうえで外国組合員に帰属する部分についてのみ源泉徴収を行うこととなるのか疑問が生ずる。このような場合の源泉徴収の有無、源泉徴収の方法等を明らかにしていただきたい。

- 4) 割引債の差益金額に係る源泉徴収等

【理由】

- ・ 平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以後、割引債の償還金に係る課税方法が見直され、これまでの発行時源泉徴収方式から償還時源泉徴収方式に変更されるとともに、割引債が特定公社債に該当するかどうかにより、償還金にかかる源泉徴収義務者が異なる取扱いとなっています。

割引債が特定公社債に該当する場合には、支払の取扱者である証券会社が源泉徴収義務者となるため、証券会社は割引債を所有する一般社団法人等との間で「割引債管理契約」を締結して取得価額を管理することにより、実際の償還差益に対して税率を乗じた額を源泉徴収することが可能となりますが、割引債が特定公社債に該当しない場合には、割引債の発行会社が源泉徴収義務者となり、当該割引債は割引債管理契約の対象とはならないことから、割引債の償還金額にみなし割引率を乗じた「みなし償還差益」に対して課税がされ、実際の償還差益に対する税額よりも過大な税額の源泉徴収が行われる懸念があります。

この点について、短期社債等の割引債については償還金が支払の取扱者である証券会社を通じて支払われるため、証券会社が実際の取得価額を管理していれば、証券会社から発行会社に対して源泉徴収すべき金額を伝えることにより、発行会社において適切に源泉徴収を行うことが可能と考えられることから、特定公社債に該当しない一定の短期社債等について、割引債管理契約の対象とすることを要望いたします。

(6) その他

確定申告期限の延長

【理由】

- ・ わが国の給与の支払や取引の決済は月末近くに行われることが多く、特に取引量の多い大企業の場合は現行の支払月の翌月10日までに源泉所得税を算定・納付する作業は時間的制約を伴うため、源泉徴収義務者の事務負担の軽減及び期限後納付防止のためにも納付期限を支払月の翌月末日とすること。
- ・ 日本の確定申告期限は、課税年度終了後3カ月半（翌年3月15日）という短い期間にもかかわらず、提出期限の延長が認められていない。この期間は、諸外国の確定申告書の提出期限と比較しても圧倒的に短い期間となっている。（たとえばアメリカの場合、4月15日が提出期限となっているが、10月15日まで6カ月間の延長が認められる上、海外赴任者については12月15日まで8カ月の延長が認められている。また、イギリスの確定申告期限は、課税年度終了後9カ月となっている。）

日本においても確定申告期限の延長を認めることとすれば、多数の日本法人の事業年度末である3月において、確定申告書の作成及びその提出のための事務手続きが集中しないこととなり、これまで申告書の作成

に十分な時間を割くことができなかつた企業及び納税者に時間的余裕が生じる。結果として、適正かつ自主的な申告を促進することができると考えられる。

2 租税特別措置法

(1) 金融所得課税の一体化の推進等

【理由】

- ・ 未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を充たすものに限る）について租税特別措置法第37条の11第2項に規定する「上場株式等」の範囲に加えることにより、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること。

株式の発行形態が多様化する中で、会社法に定められている種類株式の発行を行う企業が出現してきております。平成26年6月24日に公表された「『日本再興戦略』改訂2014」においても、実行すべき施策の一つとして、「種類株式活用促進策の検討」が掲げられているところであります。

一方で、種類株式については、その性質上、必ずしも取引所に上場することができるものではないところ、そのような場合、一般の個人投資家が保有する場合において、税法上、「上場株式等」に区分されないこととなるため、配当と譲渡損の損益通算、特定口座への組入れ、NISAでの買付けといった税制上のメリットを享受することができず、個人投資家の保有が進まないことも想定されます。

したがって、個人投資家に広く保有されることが前提とされるような種類株式においては、募集が公募により行われることや発行する法人の情報が開示されていることなどの要件を充たす場合に限り、「上場株式等」として取扱う措置を講じていただくことを要望いたします。

- ・ わが国においては、個人金融資産の有効な活用が経済活性化のための鍵となっており、それに資する金融・資本市場の構築が喫緊の課題である。そのためには、個人投資家が自らのリスク選好に応じて自由に金融商品を選択できるようにする必要があり、金融資産に対する課税は、簡素で分かりやすく、金融商品の選択に当たって中立的であることが求められる。

政府税制調査会は、平成16年に金融商品に対する課税方式の均衡化と損益通算範囲の拡大の方向性を打ち出し、この流れに沿って、平成20年度税制改正において、上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算が平成21年以降可能とされた。さらに平成25年度税制改正により、平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式が上場株式等と同様、申告分離課税に変更されたうえで、損益通算できる範囲が公社債等にまで拡大され、金融所得課税の一体化に向けた制度整備が進展している。

このようななか、金融資産に対する課税の簡素化・中立化の観点から、金融商品間の課税方式の均衡化を図るとともに、預金等を含め損益通算を幅広く認めることで、一体化のさらなる推進を要望する。

その際、金融所得課税の一体化に係る具体的な納税の仕組みについては、これまでの実施状況を踏まえ、納税者の利便性に配慮しつつ、金融機関のシステム開発等に必要な準備期間を設ける等、金融機関が納税実務面でも対応可能な実効性の高い制度とすることを要望する。

- ・ 投資者の選択肢を広げ、リスク回避のための柔軟な投資を可能とする観点から、デリバティブ取引（注1）を金融商品に係る損益通算の範囲に含めるとともに、特定口座での取扱いを可能とすることを要望する。
（注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る雑所得を申告分離課税としたうえで、損益通算範囲に加えること
（注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

平成28年から公社債等の利子等及び譲渡に係る損益について株式等と通算することが可能となっており、また、かねてより、商品の垣根を越えた総合取引所の実現に向けた議論が進められているところです。これを踏まえ、デリバティブ等の金融商品から生じた譲渡損益等の所得についても、株式等の譲渡損益との損益通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備する

ことが急務であると考えられることから、損益通算の対象を幅広い金融商品に認め、さらにデリバティブ取引に係る損益通算を特定口座においても可能とする措置を講じていただくことを要望いたします。

(2) 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

【理由】

- ・ 従来、債券現先取引（いわゆるレポ取引）を非居住者等との間で行う場合には、非居住者等に対して支払われる金銭が源泉徴収の対象とされておりましたが、特に国債を活用したレポ取引を活性化する観点から、平成14年度税制改正において、当該金銭に係る源泉徴収免除の規定が時限措置として講じられ、2度にわたって措置の期限が延長された後、平成20年度税制改正において、当該措置が恒久化されたという背景があります。

こうした背景から、非居住者とのレポ取引は、我が国の債券市場において、売り手における債券を活用した資金調達ニーズと買い手における資金運用ニーズの双方を満たす取引形態として不可欠のものとなっていますが、この源泉徴収免除の特例の適用対象となる取引の相手方は「外国金融機関等」に限られており、債券市場の主要プレイヤーである外国ファンド等と直接レポ取引を行う場合には特例が適用されないという問題があります。

これらの取引を活性化し、我が国の短期金融市場並びに国債市場の発展につなげていくため、租税特別措置法第42条の2「外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例」の適用対象となる「外国金融機関等」の範囲を拡大することを要望いたします。

- ・ わが国では企業の海外進出が加速しており、こうした動きを金融面からサポートするためにも、安定的に外貨を調達できる環境を確保することが重要である。

近年、国際金融規制の強化を受け、保有する外国債券を用いて外貨資金調達を行うレポ取引は、清算機関を経由した取引が主流となっている。そのため、わが国金融機関が外国清算機関を通じて海外金融機関と行うクロスボーダーのレポ取引に係る特定利子（レポ取引から生じる差益および現金担保に係る利子）について、非課税とすることが望まれる。

(3) 特定口座制度の利便性向上に係る税制措置

1) 特定口座制度の拡充

【理由】

- ・ 現行制度上、贈与により贈与者の特定口座から受贈者の一般口座への移管を行う場合には、税制上の制約はありませんが、贈与により贈与者の特定口座から受贈者の特定口座への移管を行う場合については、受贈者の特定口座に移管がされる上場株式等と同一の銘柄があるときは、贈与者が特定口座で保有する当該銘柄の一部のみを移管することはできないこととなっています。

これは、一般的には、特定口座間で贈与を行うことによって受贈者における取得価額を調整し、キャピタルゲインを過小なものとするのを防ぐ観点から措置されているものと理解されておりますが、これによって、例えば、特定の銘柄を大量に保有している祖父母等が、当該銘柄を子や孫に複数回に分けて贈与することを希望するケースなど、取得価額を調整するような意図を持たない一部移管まで制限されてしまうことで、投資者の利便性を低下させているとの指摘があります。また、MRF等の日々決算型の公社債投資信託については取得価額が常に1口1円となるため、取得価額の調整を行う余地がないことから、商品の特性や贈与の性質にかかわらず、一律に特定口座間の一部移管を制限することは、かえって制度上の不公平感を強めることにつながりかねません。

特定口座の利便性を更に向上させ、世代間の資産移転を促進する観点から、受贈者が特定口座において贈与者から贈与を受けることとなる上場株式等と同一銘柄を保有している場合であっても、特定口座間における同一銘柄の一部移管を可能とすることを要望いたします。

2) 個人番号および法人番号の告知・記載書類に関する見直し等

【理由】

- 個人番号を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が証券会社等から税務署に提出され、個人番号を記載した確定申告書が投資者から税務署に提出されることにより、税務署では個人番号に基づき、当該支払調書及び特定口座年間取引報告書等を、確定申告を行った投資者の情報と的確に結びつけることが可能となります。そのため、改めて投資者が支払通知書及び特定口座年間取引報告書等の書類を税務署へ提出することは不要と考えることから、個人番号が記載された支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除することを要望いたします。

- 番号法の施行に伴う税制改正により、税法上の本人確認書類の範囲が大幅に見直され、個人番号カードを提示する場合にはそれのみで本人確認が完了することとなりましたが、通知カード又は個人番号の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（以下「番号あり住民票等」といいます。）を提示する場合には、その他にもう1種類の本人確認書類（以下「住所等確認書類」といいます。）の提示が必要とされております。

他方、これまでは税法上の本人確認として2種類の本人確認書類の提示を受けることはなっていなかったことから、告知を行う際に必要な書類が増えたことは投資家の負担につながり、新規口座開設時の書類不備等の増加により、投資家と証券会社の双方に不要な事務負担が生じているという実態があります。

また、告知により個人番号の提供が生じる場合には、税法のみでなく、番号法上の確認措置の要件を満たすことも必要となりますが、番号法の確認措置においては、番号あり住民票等により個人番号を確認する場合には、当該番号あり住民票等を「写真なし確認書類」の1つとしても利用できることとされております。

投資家が新規の口座開設を行う際の告知に係る事務を簡素化し、金融資本市場への参加を促進する観点から、税法上の番号確認書類として番号あり住民票等を提示する場合には、住所等確認書類の提示を不要とすることを要望いたします。

- 個人番号を記載した支払調書及び特定口座年間取引報告書等が証券会社等から税務署に提出され、個人番号を記載した確定申告書が投資者から税務署に提出されることにより、税務署では個人番号に基づき、当該支払調書及び特定口座年間取引報告書等を、確定申告を行った投資者の情報と的確に結びつけることが可能となります。そのため、改めて投資者が支払通知書及び特定口座年間取引報告書等の書類を税務署へ提出することは不要と考えることから、個人番号が記載された支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除することを要望いたします。

- 証券会社等に対して氏名、住所及び個人番号を告知している者（以下「番号既告知者」といいます。）において氏名又は住所の変更があった場合には、個人番号に変更がない場合であっても、改めて氏名、住所及び個人番号を証券会社等に対して告知することが必要とされております。

この点について、個人番号に係る漏えい等のリスクを低減する観点から、平成28年度の税制改正において、番号既告知者が利子・配当等の受領者の告知や特定口座の開設等を行う場合には、その告知を受ける証券会社等において所定の事項を記載した帳簿を備えていることを要件として、個人番号の告知を省略する規定が措置されたことを踏まえると、氏名又は住所に変更があった場合であっても、個人番号に変更がないのであれば、改めて個人番号の告知を求める必要性は低いものと考えられることから、番号既告知者が氏名又は住所のみを変更した場合には、個人番号の告知等を不要とすることを要望いたします。

併せて、特定口座やNISA口座を開設している番号既告知者において個人番号の変更があった場合には、「異動届出書」に変更前の個人番号と変更後の個人番号の両方を記載して提出することが必要となりますが、異動届出書に変更前の個人番号を記載するためには、過去に変更前の個人番号を提供した相手方に対して開示請求を行う必要があり、また、変更後の氏名、住所及び個人番号の告知により、本人確認の確実性は担保されると考えられることから、番号既告知者が個人番号を変更した場合について、異動届出書への変更前の個人番号の記載を不要とすることを要望いたします。

- 金融機関は、平成28年1月以降、投資信託や債券に係る取引等において、お客さまから個人番号や法人番号の告知を受け、金融機関から税務署に提出する法定調書に個人番号および法人番号を記載することとされた。

このうち、個人番号については、平成28年3月に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」により、

同年4月以降、告知が必要とされる一部の取引や手続きにおいて、すでに個人番号の告知を受けている場合には、一定の条件の下、改めての告知を不要とする措置（二度目の告知の不要）が手当てされた。

しかしながら、例えば手続きの頻度が高い住所変更等においては引き続き個人番号の告知が必要とされているほか、法人番号については二度目の告知の不要が手当てされておらず、お客さまおよび金融機関にとって大きな負担となっていることから、告知を不要とする取引および告知方法等についてさらなる見直しを要望する。

また、財形貯蓄制度に係る書類における個人番号および法人番号の記載や、少額投資非課税制度（NISA）におけるe-Taxを使用した個人番号の提供などについても見直しを行うべきである。

さらに、個人番号を活用した複数の特定口座間の損益通算を可能とするなど、確定申告手続きの簡素化を図るべきである。

(4) NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化のための税制措置

NISA（少額投資非課税制度）の拡充及び簡素化

【理 由】

- ・ NISAは英国のISA（Individual Savings Account）を参考に導入された制度ですが、英国では2008年（平成20年）に制度が恒久化されたことにより普及が進み、現在、ISA口座の開設数は英国国民の約5割に達し、広く国民の資産形成・貯蓄の手段として定着しております。
NISA及びジュニアNISAは、既存の投資家に税制面のメリットをもたらすことだけではなく、その導入により、個人投資者の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることが期待されております。
我が国における「貯蓄から投資へ」の流れを更に後押しし、教育資金や結婚資金、住宅取得資金、老後の備えなどの国民の自助努力による資産形成を若年層から本格的に支援するため、NISAの非課税期間（5年間）及び口座開設期間（10年間）の恒久化を要望いたします。
- ・ 中長期的な資産形成のためには、ポートフォリオのメンテナンスの手段も重要であるところ、現行制度上、スイッチング（NISA口座及びジュニアNISA口座で取得した上場株式等の売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得をすること）は不可能とされております。一方、NISAの参考となった英国のISA、ジュニアISAではスイッチングが認められており、中長期的な資産形成に資する制度となっております。我が国においても、NISAを更に普及・促進し、自助努力による資産形成を支援するために、NISA及びジュニアNISAの非課税期間の恒久化を前提として、スイッチングを認めていただくことを要望いたします。
- ・ 現行の制度上、NISA口座で取得した上場株式（ETF及びREITを含む。）を他の年分の勘定に移管（ロールオーバー）する際の受入れの判定は、租税特別措置法（所得税関係）基本通達37の14-10の規定により、1株（1口）単位により行うこととされております。
他方、株式累積投資等を利用して中長期の積立投資を行う場合には、定時・定額による買付けが行われるため、買付けた上場株式等（ETF及びREITを含む。）は1株（口）未満の端数により管理されております。NISA口座で株式累積投資等を利用する投資家の利便性向上の観点から、1株（1口）未満の上場株式（ETF及びREITを含む。）についても、他の年分の非課税管理勘定への移管を可能とすることを要望いたします。（投資家がロールオーバーを行わずに済むよう、非課税期間の恒久化もあわせて要望しております。）
- ・ 平成26年1月から開始した少額投資非課税制度（NISA）は、「貯蓄から投資へ」の流れの促進に向けて順調な滑り出しを見せており、平成27年12月末時点の口座数は約1,000万口座、買付額は約6兆4,000億円に上っている。また、平成27年度税制改正において、年間投資上限額が120万円に引き上げられたほか、若年層への投資のすそ野の拡大等を図るため、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）が創設され、0歳から19歳の未成年者の口座開設が可能となった。
このようななか、今後、これらを一層普及・定着させ、幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資の機会を提供し、国民の自助努力による資産形成を支援する観点から、非課税期間（最長5年間）の恒久化および平成35年までの10年間とされている制度の恒久化（投資可能期間の恒久化）を行うこと、少なくとも非課税期間および投資可能期間を延長することを要望する。

- ・ 「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、国民の自助努力による資産形成を若年層から本格的に支援するため、NISA及びジュニアNISA制度の拡充、恒久化を望む。

- ・ 持株会（従業員等持株制度）は、我が国において広く導入されており、平成26年3月末時点において、東京証券取引所に上場している内国法人3,407社のうち、主要証券会社5社と事務委託契約を締結して従業員等持株制度を有している法人の数は3,087社（90.6%）に達し、当該時点における持株会会員の総数は238.5万人、株式保有金額は4兆2,110億円、1人当たりの平均保有金額は176.6万円となっています。

平成21年度税制改正において、持株会で買い付けた上場株式について、持株会口座から会員個人の特定口座へ移管することを可能とする措置が講じられておりますが、現行制度下においては、持株会で買い付けた上場株式を持株会口座から会員個人のNISA口座へ移管することは認められていません。

持株会は従業員等の福利厚生の一環として導入されており、奨励金を付与する発行会社も多いことから、自己資金での株式投資を行うことができない方において、持株会で買い付けた上場株式にNISAを適用したいという潜在的なニーズは大きいと考えられます。

NISAの更なる普及と労働者の勤労意欲の向上に資する観点から、NISAの非課税期間及び口座開設期間の恒久化を前提として、従業員等持株会で取得した上場株式についてNISAの適用を可能とすることを要望いたします。

- ・ NISAおよびジュニアNISAについて、お客さまや金融機関の利便性向上および負担軽減の観点から、非課税期間終了後の移管先を、原則、特定口座とすることや、ジュニアNISAにおいて特定口座の重複を解消する場合には、課税未成年口座を集約先とすること等の措置を講じることを要望する。

(5) 個人投資者のリスクテイクを支援するための税制措置

上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

【理由】

- ・ 我が国個人金融資産の過半が預貯金に集中している状況の下、個人投資者の市場参加を促進することは、活力ある金融資本市場を構築するうえで極めて重要であると考えます。個人投資者の市場参加を促すためには、損をした者に優しい税制の実現、つまり投資により生じた損失について、単年度で他の金融商品の利益から控除しきれない部分を翌年以降へ繰越し、損益通算を行うことを可能とする必要があると考えられることから、現行の上場株式等及び公募株式投資信託に係る譲渡損失の繰越控除期間（3年間）について延長するよう要望いたします。

(6) 居住取得の促進に資する税制措置

1) 住宅取得の促進に資する税制措置の拡充等

【理由】

- ・ 住宅は、国民の社会生活や経済活動の基盤となる重要な資産であり、自然災害に強く良好な居住環境を形成するためには、社会経済情勢等の変化に左右されることのない、安定かつ公平な住宅取得の機会が国民に与えられることが重要である。

こうしたなか、平成18年に制定された住生活基本法においては、政府の責務として、住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を実施するために必要な措置を講じるべきことが規定された。持家取得に伴う初期負担の軽減により住宅投資を促進し、これが景気浮揚にも資するとの観点から、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度は、平成21年度税制改正によって大幅に拡充され、平成25年度および平成27年度税制改正においても、消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を緩和する観点からの措置が行われたが、わが国経済においては、住宅投資が拡大することに対する期待は依然として大きいところである。

したがって、住宅取得、住生活の安定確保および向上をさらに進めるため、住宅借入金等の所得税額の特別控除制度の恒久化、税額控除の拡充を行うことを要望する。

なお、上記特別控除の適用を受けるためには、住宅借入金等に係る債権者が交付する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が必要とされている。当該証明書は書面に限定されているが、電子社会の実

現を通じた利便性向上等の観点から、電磁的方法での交付も認めるべきである。

3 確定拠出年金税制等の見直し

1) 企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金に係る支給要件の緩和等

【理由】

- ・ 厚生年金基金、確定給付企業年金では、中途脱退給付が認められています。一方、企業型確定拠出年金制度においては、退職しても原則として、60歳に達するまで給付することができず、制度普及の障壁となっています。

また、退職給付に係る会計基準の見直しなどを背景とした企業型確定拠出年金への移行ニーズが増えつつあり、さらには厚生年金基金制度の見直し等に伴い、制度の普及・充実がより一層求められているにもかかわらず、この支給要件があることにより、制度普及の障壁となっています。

そのため、企業型確定拠出年金制度における退職時の脱退一時金について、年齢および資産額にかかわらず支給可能とすべく、支給要件の緩和を要望します。

- ・ 現行制度では、60歳未満での中途引出が極めて厳格に制限されており、困窮時の引出しも認められておらず、企業にとっても個人にとっても利用しづらいとの指摘があります。

特に、中小企業を中心とした制度の普及・促進に向けては、中途引出要件の緩和が必要と考えられることから、困窮時に加入者が一時的に引き出せる措置を導入するなどの措置を望みます。

- ・ 追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度を創設するなど、脱退一時金の支給要件のさらなる緩和を行うこと、10年以上の通算加入者等期間が必要となる老齢給付金の支給要件を緩和すること、10年以上の通算加入者等期間が必要となる老齢給付金の支給要件を緩和することを要望する。

2) 確定拠出年金の拠出限度額の撤廃・引き上げ等

【理由】

- ・ 企業型確定拠出年金のマッチング拠出の限度額要件のうち、従業員拠出額を事業主拠出額の範囲内とする要件を緩和することを要望する。

また、60歳となっている個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を、規約に定めることで65歳まで引上げ可能な企業型確定拠出年金に合わせ65歳に引き上げることを要望する。

- ・ 確定拠出年金については、平成21年度と平成26年度の税制改正で拠出限度額の引上げが行われているが、老後に必要とされる生活資金の水準や公的年金の給付縮減可能性等を勘案すれば、税制面の整備を一層推進する必要があり、拠出限度額の撤廃、少なくともさらなる引上げを要望する。特に、第190回国会で成立した「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」により、平成29年1月から、企業型確定拠出年金を導入している企業の従業員についても個人型確定拠出年金への加入が可能となったことを踏まえ、個人型確定拠出年金の加入者となることができることを規約に定めた企業型確定拠出年金の拠出限度額について、従来と比して制限されないことを要望する。

3) 第3号被保険者による個人型確定拠出年金掛金への税制優遇措置

- ・ 第3号被保険者について、配偶者の課税所得から控除する等、個人型確定拠出年金掛金への税制優遇措置を設けることを要望する。

4) 住宅財形・年金財形

- ・ マイナス金利の導入に伴い、公社債や公社債投資信託を利用した財形では、加入者の換金時に元本割れとなる可能性が生じており、元本割れによる加入者の資産が目減りすることを防ぐため、元本割れとなる前に、これらの財形に係る公社債・公社債投資信託を換金し、他の財形商品への預替えを行いたいというニーズが想定されるところ、現行制度上、「払出し又は譲渡の制限を受けない預貯金等に係る継続預入等」に該当しない財形商品の払出しや譲渡、償還を行った場合には、その前5年間に非課税で支払いを受けた利子等について遡及して課税されることとなるため、他の財形商品への預替えを行うことができなくなっております。

マイナス金利は金融政策として導入されたものであり、この影響によって、過去に積み立てた財形資産が毀損されることは、勤労者の財産形成を促進する制度の趣旨にも沿わないと考えられることから、元本割れのおそれのある公社債・公社債投資信託を利用した財形について、同一の財形取扱金融機関における他の財形商品への預替えを行う場合、又は他の財形取扱金融機関における他の財形商品への預替えを行う場合には、遡及課税の適用対象外とする特例を講じることを要望いたします。

Ⅲ 相続・贈与税

(1) 相続税評価額等の見直し

1) 非上場株式の評価方法にDCF法を追加すること

- ・ 非上場株式の価額を財産評価基本通達に従って評価する場合には、その株式発行人の規模に応じ、類似業種比準方式又は純資産価額方式で算定することとされている。しかし実務上、企業評価や資産評価の場面等ではDCF法を用いることが多いため、非上場株式の評価においてもこれを認めることとしていただきたい。

2) 株式及び株式投資信託の相続税の評価額

【理由】

- ・ 相続が発生した場合、上場株式（ETF及びREIT等を含む。）並びに公募株式投資信託（以下この項において「上場株式等」といいます。）に係る相続税評価額については、時価を基準として評価されることとなっており、相続発生後に価格が大幅に下落した場合であっても、相続税評価において当該下落は考慮されないこととなっています。

一般的に、相続の発生から相続税の申告までには数か月の期間を要することとなりますが、この間に相続財産である上場株式等の価格が大幅に下落した場合であっても相続税評価額は減額されないことから、相続人が相続税の納付に窮する場面が生じることが想定されます。

価格変動リスクを考慮しない相続税評価を理由として上場株式等が保有されないことは、日本の金融資本市場へのリスクマネーの供給を妨げ、ひいては経済成長にもマイナスの影響を与えうものと考えます。

上記の理由から、急激な経済環境の変化に伴う株価変動リスク等を考慮し、上場株式等について相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じることを要望いたします。

- ・ 相続が発生した場合、上場株式等に係る相続税評価額については、死亡日の終値、死亡日の属する月の平均株価、死亡日の属する月の前月の平均株価、死亡日の属する月の前々月の平均株価の最低価格により評価されるにもかかわらず、相続人が相続財産を取得するのは相続税の申告後となることから、上場株式等については、預貯金等と異なり、相続等の発生時から相続税に係る申告が完了するまでの間は価格変動リスクに晒されることとなり、相続税評価ではこのリスクが考慮されないことから、他の金融資産と比較しても、相続税評価において不利な立場におかれているといえます。

上場株式等の財産評価の時期については、現行の取扱いでは、課税時期以前3か月間の取引価格が評価に反映されていますが、相続開始後の状況の変化を斟酌する取扱いはなく、相続開始直後に株価が下落した場合にも、課税上救済されません。相続税が財産課税であり、相続財産を処分して納税することを想定すると、現行の取扱いでは納税が困難になることもあり得ます。

こうした財産間の相続税評価額の不均衡を是正する観点から、上場株式等については、相続税に係る申告が完了するまでの期間（最長10か月）における価格変動リスクを考慮して、現行の評価額（死亡日の終値、死亡日の属する月の平均株価、死亡日の属する月の前月の平均株価、死亡日の属する月の前々月の平均株価の最低価格）から一定の評価減を認める措置を講じることを要望いたします。

- ・ 上場株式は価格変動リスクの高い商品であるにも関わらず、相続税評価においては相続時の時価で評価され、相続発生時から納付期限である10か月間の価格変動にさらされてしまう。これが投資家の株式離れを助長していることが考えられる。

土地等の価格変動リスクのある資産との整合性を保つためにも、相続税評価時の上場株式の評価に、価格変動リスクを考慮することを望む。

3) 相続税における物納財産の見直し

【理由】

- ・ 我が国において、相続税の納付は原則として金銭によることとされているところ、相続人が十分な納税資金を有しているとは限らないことから、一定の要件のもと、相続人が相続する有価証券等を国に納付するこ

とで、当該有価証券等の相続税評価額に相当する金額の相続税を納付したものとす、いわゆる物納の制度が講じられていますが、相続人が物納により相続税を納付するためには、金銭で納付することが困難である事由があり、かつ、定められた充当順位により物納適格財産を納付することについて税務署長の許可を得る必要があることから、そもそも物納が認められないケースや、充当順位において劣後する財産を物納に用いることができず、やむを得ず換金しなければならないケースが生じ、これらを考慮した結果、特に高齢者等の資産選択に歪みを生じさせる可能性があることが指摘されています。

本来的に、税制は資産選択に中立であるべきであり、発行価格の公正性や流動性・換金性が確保されている有価証券等については、不動産や船舶より劣後した充当順位とする合理的な理由がないと考えられるため、上場株式、公募社債及び公募証券投資信託については、相続税の物納に係る充当順位を引き上げ、相続財産としてのフレキシビリティを高める措置を講じるよう要望いたします。

4) 金融資産の世代間移転

【理由】

- ・ 例えば、親・祖父母等が開設する相続等専用口座で保有する上場株式等については、相続時に相続税評価額を減じるとともに、贈与時には一定の金額を非課税とする等、金融資産の世代間移転を後押しする観点から、親子二世代等での上場株式等への投資について相続税等に関する税制優遇措置を講じていただくことを要望いたします。
- ・ ジュニアNISAは英国のジュニアISAを参考に導入された制度であり、子どものための中長期的な資産形成を後押しする観点から、英国のジュニアISAと同様に、一定年齢までの払出しが制限されているという特徴がありますが、他方で、子どもの成長過程において、家計に緊急的な資金需要が発生する可能性もあることから、厳格な払出し制限が課されていることが、制度利用に踏み切れない一因となっているという声も聞かれるところです。

ジュニアNISAの更なる普及・利用促進によって、市場へのリスクマネーの供給、世代間の資産移転及び家計の自助努力による資産形成の促進や若年層における金融リテラシーの向上を実現させるために、払出し制限の緩和や、ジュニアNISAでの投資のための贈与について、贈与税の基礎控除（110万円）にかかわらず贈与税非課税とする特例等の措置を講じることを要望いたします。

(2) 死亡保険金の相続税非課税限度額の拡充・維持

遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算することを要望する。

【理由】

- ・ 生命保険の加入目的については、「万一のときの家族の生活保障のため」と回答する割合が高い状況（53.1%、生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」より）となっています。こうした状況が示すように、生命保険は被相続人（被保険者）の死亡により生じる、残された家族の経済的負担に備えるために加入されるものであり、死亡保険金は「加入」という被相続人の明確な意思に基づき支払われた保険料によって準備され、遺族の生活資金と目的付けされているという点で、他の相続財産とはその位置付けが大きく異なるものです。また、平成23年に発生した東日本大震災においては、被災された方の遺族の生活保障や生活再建のために死亡保険金が活用されており、その社会的重要性が広く認められているところです。また、平成27年に相続税の基礎控除が引き下げられ、相続税の課税対象となる人が増えていることから、遺族の生活準備資金としての死亡保険金の重要性は増しています。死亡保険金は、保険金受取人が保険金請求権を固有の権利として原始的に取得し、保険会社から直接受け取るものであり、相続税創設当初においては非課税として取り扱われていました。その後、死亡保険金を相続財産と「みなす」ことにより「みなし相続財産」として課税対象に取り込むこととされましたが、現在では、全ての法定相続人について1人あたり500万円を非課税とすることとされています。死亡保険金は通常の相続財産とは異なり、多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものです。このような相互扶助の

原理に基づき遺族の生活安定のために支払われるという性格が考慮された結果、死亡保険金に対しては相続税の非課税枠が設けられています。

相続財産の大半（約5割）は土地・家屋等の換金性の低い資産で占められています。これらの資産は残された家族が継続して居住の用に供する等、遺族の生活基盤となる財産であって、実際に生活資金の柱となるのは、「遺族年金」や「現預金」、「死亡保険金」等となります。しかしながら、例えば、会社員の世帯主を亡くされた配偶者と未成年の子1人ないし2人の母子・遺族世帯の場合、「遺族年金」は月額十数万円程度であり、必要な生活資金がピークとなる被相続人が30歳代から40歳代の場合、生活費を賄うことができず、相続財産を切り崩して生活資金を確保していると考えられます。また、生命保険文化センターの調査によれば、30歳代から40歳代の世帯主が加入している普通死亡保険金額は2,000万円～2,500万円となっていますが、この金額は世帯主が現在の収入水準で準備することができる、最低限必要な遺族の生活資金相当額と考えられます。しかしながら、厚生労働省の「平成26年 国民生活基礎調査の概況」における1世帯あたりの「平均世帯人員」は減少傾向を示しており、母と未成年の子1人の母子遺族世帯を想定した場合、現行の非課税限度額は1,000万円にしかありません。また、配偶者と未成年の子2人を想定した場合でも、現行の非課税限度額は1,500万円にしかならず、いずれのケースも非課税措置として十分な状況にあるとは言えないと考えます。

よって、遺族の生活資金にまで課税の対象とされることのないよう、配偶者および未成年の被扶養法定相続人に対して、現行の非課税限度額にそれぞれ500万円を加算することを要望します。

Ⅳ 消費税

(1) 消費税制度全般

1) 軽減税率の導入の反対

【理由】

- ・ 軽減税率が導入された場合、企業側の大きなシステム改修が必要となる。8%に増税された際に、10%への増税を見越してシステム改修し、増税対応による負担を軽減していても、軽減税率の導入により、追加のシステム改修が余儀なくされる。また、税率区分の判定基準が明確に示されなければ、判定に苦慮し、事務負担が増大する恐れがあるため、軽減税率導入の反対である。
- ・ 先送りとされている特定項目への軽減税率は導入しないで頂きたい。仮に導入がなされる場合にはインボイス制度との同時導入として頂きたい。
軽減税率導入により複数税率が常時発生することにより、企業としてはシステム対応等のインシャルコストのみならず、導入以降の煩雑なオペレーションも含め多額のコストが発生することが見込まれ、その負担は無視することができないレベルにあると考える。
また、仮に軽減税率を導入する場合には仕入者側の税率判断を明確にするため、インボイス制度との同時導入が望ましい。
- ・ 実務的に煩雑であることが想定されるため、軽減税率について、BtoBには適用しない等の見直し/検討を要望する。

2) 軽減税率導入に伴う慎重な判断

【理由】

- ・ システム改修や事務処理により負荷が高まる、実務処理の正確な運用が脅かされることから、軽減税率制度にかかる複雑な線引き導入の取り止めを要望する。

3) 税率変更についての配慮

【理由】

- ・ 段階的に引き上げることにより、その度にシステムの変更や社内資料の再作成等を比較的短期間に行わなければならないなど、相当程度の実務上の負担が発生する。したがって、今後、段階的な上げに際しては、実務上の負担や問題点・準備も考慮いただき、十分に予測可能・準備可能な内容にて決定してほしい。
- ・ システム改修や事務処理にかかる負担増が見込まれるため、現行の税率（国税6.3%、方消費税1.7%）と軽減税率（国税6.24%、方消費税1.76%）で、国税と地方消費税の税率の内訳が異なるため、一致させることを要望する。
- ・ すべての免税事業者が本方式導入後、インボイスを発行する課税事業者へ転換するとは限らず、また、仕入事業者が課税事業者を選択することが実務上容易でない場合も想定されるため、当面の間は当該経過措置を適用することを要望する。

4) 適格請求書発行に係る負担軽減

【理由】

- ・ 今後の消費増税に伴う軽減税率導入により、適格請求書の発行が必要となるが、発行側の負担軽減を要望する。
不特定多数の者に対して販売を行う一定の営業については、適格簡易請求書の発行が認められることになっているが、事業実態を考慮した範囲とし、発行側の負担を軽減していただきたい。

5) グループ企業間取引について消費税を非課税とする連結消費税制度の導入

【理由】

- ・ 欧州付加価値税（VAT）を導入しているEU加盟国では、グループ企業間取引について非課税とする

VATグループ課税制度を認めている。

国際的な競争力を確保するため、わが国でも同様の制度の導入を要望する。

- ・ 損害保険会社を含む金融事業者も、他の一般の事業者と同様、効率性や専門性を高める目的などから、事務やシステム開発等の業務をグループ内や外部の別会社に委託しています。しかしながら、別会社に委託した場合には業務の委託費に消費税が課され、かつ仕入税額控除がほとんど行えず、一方で内製化した場合には消費税が課されないことから、消費税負担のみを考えた場合には業務の内製化を志向することになります。このように、税制のあり方によって企業活動が左右される「税の中立性」の課題（セルフ・サプライ・バイアス）が発生しております。

この課題を解決する一つの方法として、付加価値税制度を導入する多くの国では、グループ内取引について付加価値税制度上取引自体がないものとして取り扱い、グループ全体としての課税売上割合等により一括して納税するグループ納税制度を導入しており、我が国においても同様な制度の導入が必要であると考えます。

6) 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて税率の引き上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題を解消する抜本的な対策を検討すること

【理由】

- ・ 政府の「社会保障と税の一体改革」の取組により、我が国の消費税率については、将来的に10%に引き上げられることが予定されております。

我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきました。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などに係る消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっています。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに以下の課題を発生させています。

「税の累積」について

一般事業者にとって原価の一部である損害保険料（自動車保険や火災保険、物流リスクや賠償責任に備える保険等）のなかに「見えない消費税」が含まれ、本来は担税者ではない一般事業者が、仕入税額控除できずに実質的に負担する構図となっています。このことにより、流通過程を経るたびに「転嫁」と「仕入税額控除」の連鎖の寸断による「税の累積」という課題が発生しております。

付加価値税制度を導入している諸外国においては、こうした課題を踏まえた制度設計を行い、また影響の緩和策も実施してきています。我が国においても、税率の引上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが必要であると考えます。

7) 納税義務の免除制度

【理由】

- ・ すべての法人を消費税の課税事業者とし、法人に対する納税義務の免除制度を廃止することを要望する。
近年、納税義務の免除制度を利用した課税回避が横行し、それを防止するための改正が繰り返し行われてきたことにより、現行制度における消費税の納税義務の判定は非常に複雑で難解なものとなっている。
この免税事業者制度は、中小事業者の事務負担等に考慮して設けられた制度であるが、法人税の申告を行う中小事業者は、申告に必要な帳簿書類を具備しており、そうした帳簿書類に基づき消費税の申告を行うことが多大な事務負担の増加につながるとは考えにくい。
また、今後予定されている消費税率の引上げにより、免税事業者制度による益税はさらに増大すると予想され、かえって課税の公平性を欠いた制度となることが懸念される。
- ・ 消費税の納税義務の有無の判定が過度に複雑化している。また、過去の税制改正（及び適格請求書等）により一部手当てされているものの、未だに小規模事業者に係る納税義務の免除を利用した「益税」の余地が残されているため、免税事業者の廃止を要望する。

(2) 仕入税額控除

1) 大企業等に対する95%ルール不適用の見直し

【理由】

- ・ 課税用仕入・非課税用仕入・共通仕入の区別には極めて大きな事務負担が伴い、その負担は課税売上高が大きい会社ほど重くなる。95%ルールの制定趣旨は事業者の事務負担軽減であることから、課税売上高の多寡に関わらず、課税売上割合95%以上の事業者全てに対して全額控除方式の採用を認めるべきである。
- ・ 消費税に係る納税事務等を効率的・簡素に実施するためには、平成23年度税制改正により廃止となった、課税売上割合が一定以上の場合に全額仕入税額控除することができるルールを復活させることが必要。
- ・ 複数税率の管理など、消費税に係る納税事務等の負担増大が懸念される中、平成23年度税制改正により廃止となった仕入税額控除の95%ルールを復活することで、消費税の納税事務等を効率的・簡素に実施できるため、消費税の課税売上割合が95%超の場合の、全額仕入税額控除の復活を要望する。
- ・ 事務処理の簡素化の観点から従前の制度に戻すことを要望します。
- ・ 軽減税率の導入、インボイス制度の導入により消費税に係る事務負担は益々増大します。企業の膨大な事務コストの削減や税務調査に係るコストの削減等の観点から、課税売上高が5億円を超える事業者についてもいわゆる「95%ルール」の復活をいただくよう要望いたします。
- ・ 事務負担を考慮し、事務手続きをより簡便化するため、仕入税額控除の95%ルールを再導入することを要望する。
- ・ 平成23年度税制改正による「95%ルール」撤廃に伴い、仕入税額控除ができない控除対象外消費税等が生じることとなった。資産にかかる控除対象外消費税などの損金算入については損金経理要件が課されていることから、実務上も煩雑な処理が必要となっている中、軽減税率の導入により更なる事務負担増が予想されている。こうしたコストを抑制するべく、仕入税額控除の95%ルールの再導入または損金経理要件の撤廃を要望する。
- ・ 課税売上割合が100%に近いにも係わらず、全ての取引を売上に対応する仕入区分ごとに把握することにより、会社経理が煩雑なものとなっている。企業の事務処理負担の軽減、経理処理の簡素化を図るべく、95%ルールの復活を要望する。
- ・ 課税売上割合が95%未満の場合の仕入税額控除の計算における特例計算の導入又は計算の見直しを要望する。

金融機関や医療法人等非課税売上が多額に計上される法人については、低い課税売上割合に起因する控除対象外消費税による消費税負担の影響が大きく公平性に欠ける。

また、少額の非課税売上のみが計上される法人についても課税売上高が5億円超となった場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかによる仕入税額控除の計算が求められるが、個別対応方式による場合には事業者における事務負担が大きく、また、いずれの計算方法においても少額の非課税売上に起因する控除対象外消費税が生じ、実態に即した税負担になっていないものと考えられるため。

2) 「課税資産の譲渡等」のみ要する」の定義の明確化

【理由】

- ・ 課税売上等との直接的な対応が必要と理解するが、取引の目的である売上が課税売上等であれば直接的な対応があると判断して良いのか、取引の目的そのものではないが結果生ずる売上に非課税売上を含まないことまでを要求しているのが明確でなく、実務上解釈の差異が生じ、国税当局との見解の相違により課税の安定性が損なわれる懸念がある。また、納税者によって取り扱いが異なる場合、課税の公正性を確保できない。このため、法解釈のさらなる明確化を要望する。

3) 控除対象外消費税額等の損金算入

【理由】

- ・ 消費税95%ルールの撤廃に伴い、資産に係る控除対象外消費税額を損金算入しなければならないが、課税売上割合の算出など数値の確定には時間を要するため、決算時に控除対象消費税額を確定することは難し

く、資産に係る控除対象外消費税の損金算入要件の撤廃を要望する。

- ・ 控除対象外消費税を損金計上する為には、法人税法施行例139条4により損金経理が要件とされている。一方で、正確な控除対象外消費税額の算出には、当年度末までに計上された全ての仮払消費税を3区分し、自己宛輸出等のみなし輸出額を含めた課税売上割合の算定が必要になり、決算時には間に合わせることは困難である。よって、企業実務を考慮し、損金経理要件を撤廃すること。
- ・ 売上高が5億円を超える企業では消費税の95%ルールが適用できなくなり、控除対象外消費税等は損金算入されることとなったが、控除対象外消費税等のうち資産に係るものを損金算入するには損金経理が要件となっている。しかし、
 - ① 決算確定日までの短い期間に控除対象外消費税等の正確な金額を把握することは極めて困難であること
 - ② 決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に申告調整が必ず発生するため、確定した控除対象外消費税等と損金経理した控除対象外消費税等が一致することはまずありえないが、その差額は通常それほど多くなるとは考えられないこと等から、資産に係る控除対象消費税等について、資産に係るもの以外の控除対象消費税等と同様に損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において所得を減算できるよう要望したい。
- ・ 決算の短い期間に資産に係る控除対象外消費税を適正に見積り損金経理することは、実務上困難であるため、資産に係る控除対象外消費税等の損金算入についての損金経理要件を撤廃することを要望する。
- ・ 控除対象外消費税額等は損金算入されるが、資産に係る控除対象外消費税額等を損金に算入するためには、損金経理を要する。

しかし、決算確定日までの短い期間において、控除対象外消費税額等の正確な金額を把握することが極めて困難であり、また、決算確定後、法人税の確定申告期限までの間に、収益計上もれ、費用過大計上などの申告調整が必ず発生するため、控除対象外消費税額等と、損金経理した額が一致することはほぼない。特に、確定額>損金経理額の場合、その差額を60カ月で損金化することは過度な事務負担となることから、資産に係る控除対象消費税額も損金経理要件を撤廃し、法人税の確定申告書において、所得を減算できるよう要望する。

- ・ 資産に係る控除対象外消費税額の損金算入は損金経理が要件とされており、損金経理しなかった場合には、翌事業年度以降に損金経理することを要件として5年で損金算入することとされている。しかしながら、実務上は、決算確定日までに課税売上割合を算定することが困難なことから、見積もりで控除対象外消費税を損金経理している会社も多く、損金経理額が申告上の金額より小さい場合には、当該損金経理不足額を繰越処理せざるを得ないといった弊害が生じている。これらの控除対象外消費税については、特段課税上の弊害も認められないと考えられ、損金経理要件を廃止していただきたい。

4) 「課税売上割合に準ずる割合」の明確化

【理由】

- ・ 「課税売上割合に準ずる割合」を採用する際、認められる要件が不明確であるため、明確化を要望する。

5) 課税売上割合の計算方法の見直し

【理由】

- ・ 貸付金等の金銭債権の譲渡対価の5%や、有価証券の譲渡対価の5%を非課税売上として「課税売上割合」の分母に入れているが、業種特性を勘案した見直しを要望する。

銀行は金利収入や有価証券売買が多いため、他業態と比較しても課税売上割合が極めて低く、他業種との公平性に欠ける。

有価証券売買は導入時に、金銭債権は平成26年度税制改正で5%のみを分母に算入する手当がされたが、さらなる引き下げ検討を要望する。

6) 株式交換・移転における有価証券の譲渡取引を不課税取引とすること

【理由】

- ・ 企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、消費税法上の取り扱いを法人税法上

の取り扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価格とすべきである。

または、当該再編に係る消費税法上の取扱いを不課税取引とする事を要望する。

- ・ 株式交換・移転（「株式交換等」という）が行われる場合、完全子法人の株主はその所有する完全子会社株式と完全親会社株式との交換による有価証券の譲渡取引を行うこととなる。

当該取引は、現行消費税法では「有価証券等の譲渡」に該当し『非課税取引』とされるが、これを『不課税取引』とするよう要望する。

組織再編税制の改正により適格株式交換等が認められた現状下で、株式交換等についてのみその消費税における取扱いを現行のまま「譲渡取引（非課税取引）」とすることは、組織再編を活性化する左記税制の趣旨に合致しない。

合併等による諸資産・諸負債の移転・承継は、譲渡に該当せず消費税の枠外とされているところ、株式交換等も本法化され、組織再編税制に組み込まれたことを鑑みれば、消費税の取扱いについても合併等とその取扱いを整合させるべきである。

- ・ 株式交換・株式移転が行われた場合の「有価証券の譲渡」を対象外取引とするよう整備することを要望する。

消費税法上、包括承継は「資産の譲渡」に該当せず、消費税の対象外取引となるため、会社法上、資産・負債の承継が包括（部分）承継と整理されている合併又は分割は対象外取引となる。

一方、株式交換・株式移転は包括（部分）承継には該当せず、株式の譲渡と整理されることから、完全子法人の株主が取得する株式交換完全親法人株式又は株式移転完全親法人株式の価額（及び交付金銭等の価額）の合計額が譲渡対価の額となり、消費税法上、非課税取引となる。

株式交換・株式移転も会社法上の組織再編法制であり、合併・分割と並んで用いられるM&Aの手法である以上、株主における消費税の計算に影響を及ぼさないようにする（つまり対象外取引とする）ことが、企業の組織再編成を活発にし、ひいては日本経済の活性化に資することになると考えられる。

- ・ 適格現物出資を行った場合、現物出資法人は適格現物出資直前の帳簿価格により現物出資対象資産の譲渡をしたものとして法人税法上取り扱われる（法62条の4）。

また、株式交換親法人又は親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産の交付がされない株式交換・移転が行われた場合、株式交換・移転完全子法人の旧株主は、株式交換直前の帳簿価格を対価とした譲渡が行われたものとして取り扱われる（法61条の2⑧）。

一方、消費税法上、現物出資における非課税売上高の計算の基礎となる金額は、当該出資により取得する株式の取得時の価額とされ、また株式交換・移転については明確な規定はないものの、法人税法上の規定を準用する規定もなく、対価となる株式の時価となると考えられる（消令2①二、消45条②三四他）。

これらの株式について、将来譲渡を行った場合には再度、非課税売上高に含まれてしまうこと、また、企業の再編を促す目的で適格組織再編税制が導入された背景を鑑み、現物出資については、消費税法上の取扱いを不課税とする、若しくは法人税法上の取扱いに合わせる、すなわち課税標準を帳簿価額（×5%）とすべきである。

また、株式交換・移転についても、少数株主の意思にかかわらず起こってしまう組織再編行為であることに鑑み、不課税取引として頂きたい。

7) インターバンク市場で発生するマイナス金利相当額の利息を非課税取引として取り扱うこと

【理由】

- ・ ①対価性

平成28年5月20日付けの全銀協通達で、インターバンク市場で発生するマイナス金利相当額を不課税取引として取り扱う旨が規定されている（資産の貸付の対価や借入人が貸付人に対して行う役務提供の対価には該当しない整理）。

しかし、一般的に、銀行に預金が滞留すると日銀当座預金へマイナス金利相当額を支払われなければならないため、日銀当座預金に適用される利率以下であれば、貸付人はインターバンク市場でマイナス金利相当額を支払う意義がある。このため、貸付人は現金をインターバンク市場で貸付することによって、日銀当座預金へのマイナス金利支払いを免れるという便益を負っている事になるため、不課税取引として処理するこ

とは問題がある。

②整合性

また同通達では、日銀当座預金の利子については、金融機関が受取る利子（純額）を非課税資産の譲渡等の対価として取り扱う旨規定されている。インターバンク市場で発生するマイナス金利相当額を不課税取引として取り扱う一方、日銀当座預金の利子については非課税取引として取り扱うため整合的ではないと史料。

8) フリーレント期間を含む賃貸借に係る法人税及び消費税の取扱いを明確化すること

【理由】

- ・ フリーレント期間を含む賃貸収入については、会計上、賃料総額をフリーレント期間を含む総契約期間にわたって均等に按分して計上する方法が認められており、また、法人税法のコンメンタールにも、フリーレントの期間が6ヵ月や1年といった長期に及ぶような場合には、賃料総額を期間按分して収益計上すべき旨の記載がある。

しかし、法人税法及び消費税法上、フリーレント期間がある場合の賃貸借に係る収入・費用計上の方法や消費税の課税売上及び課税仕入れの認識のタイミング等について明確な取扱いが示されているとはいえず、実務上疑義が生ずることがあるため、賃貸人及び借借人におけるこれらの取扱いを明確にしていきたい。

9) 一括比例配分方式から個別対応方式に変更する際に必要な2年間継続適用要件の撤廃

【理由】

- ・ 簡便処理（一括比例配分方式）から原則処理（個別対応方式）への変更について制限が課されるのは合理的とは思われず、納税者に過剰な負担を強いるだけであることから撤廃を要望する。

10) 個別対応方式適用における区分経理の明確化

【理由】

- ・ 現行の通達では、明確に区分できないグレーゾーンが多く、実務対応が困難である。部門による割り切り等が認められる範囲等、詳細な規定を要望する。
- ・ 所謂「区分経理要件」について、区分すべき段階（会社帳簿記帳が必要か、申告時の金額計算段階で区分すれば良いのか）が不明確であるため明確化を要望する。

11) 仕入税額控除の帳簿等保存要件の緩和

【理由】

- ・ 仕入税額控除の要件を「帳簿及び請求書等」の保存から「帳簿又は請求書等」の保存へ緩和することを要望する。仕入税額控除は、帳簿に一定事項の記載をすること及びその記載要件を満たした帳簿と請求書等の両方の保存をすることを要件としているが、その記載内容は重複していることから、帳簿か請求書等のいずれか一方のみの保存を容認し、事務負担の軽減を図る。

(3) 申告・納付期限の延長

【理由】

- ・ 消費税は法人税と連動している部分が多く、法人税側で5月末の見込み納付後に修正等があった場合、消費税側は修正申告もしくは更正の請求の手続きが必要になるが、事務負担軽減の観点から、法人税に合わせて1ヶ月の申告期限延長が可能となるよう要望したい。
- ・ 事業年度終了後2ヵ月で、申告納付期限の延長は認められていないが、法人税の申告と消費税は並行して進んでいるものであり、法人税の申告内容確定と作業が同タイミングとなる。
マスターファイル、CdCR、ローカルファイルの作成により、事業年度終了後の事務工数が増加する為、消費税についても、申告期限の延長を認めるべきである。
- ・ 消費税の申告・法定納付期限につき、法人税と同様に1ヶ月間延長特例を法制化すること。
- ・ 法人税と消費税は連動している部分が多く、法人税側で消費税に影響のある調整を行った場合、消費税側

で修正申告、更正の請求いずれかの手続きが必要となるため、法人税確定申告期限の延長特例と同様に、消費税の申告・納付期限の延長を要望する。

- ・ 会社法の規定に基づき監査役や会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しないため、法人税法第75条の2《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定により確定申告期限の1月間延長を受けている法人は、消費税についても同様に確定申告期限を延長する特例を設けることを要望する。

法人税では第75条の2の特例が認められている一方、消費税には同様の規定がないため、会計監査人等の監査により納付すべき税額に異動を生じた場合には、修正申告又は更正の請求を行うしかない。

- ・ 法人税の確定申告の場合、確定決算に基づく申告が求められていることから、決算が確定しないこと等の理由による申告期限の延長が認められている。

消費税においては、法人の事業年度が課税期間とされているが、法人の決算が確定しない限り、消費税の課税標準額及び課税仕入れ等の税額も確定しないこととなる。

したがって、たとえば、課税期間の末日が事業年度の末日である場合には、消費税の確定申告期限の延長を認めることとすれば、確定決算に基づいた消費税の申告が行えると共に、決算の確定に至る過程において生じた調整額を適正に消費税の確定申告書に反映できるようになり、納税者の事務負担の軽減と適正な申告を推進する効果が期待できると考えられる。

- ・ 消費税は法人税と連動している部分が多く、法人税側の見込み納付後に修正等があった場合、消費税側は修正申告もしくは更正の請求の手続きが必要になるが、事務負担軽減の観点から、法人税に合わせて1ヶ月の申告期限延長が可能となるよう要望する。

(4) その他（電気通信利用役務の提供含む）

1) 輸出免税範囲の拡大

【理由】

- ・ 消費税法施行令第17条第1項及び第2項において、外航船舶等の譲渡等のうち船舶運航事業、船舶貸渡業又は航空運送事業を営む者に対するものが輸出免税の対象とされている。船舶においては、運航事業者に加え、貸渡事業者も対象となっている一方、航空機においては、貸渡事業者が対象となっていない為、航空機においても輸出免税の規定に貸渡事業者を加えること。
- ・ 日本の衛星打上輸送サービス事業者が海外で製造された人工衛星を打ち上げる場合、海外から国内に搬送された段階で同衛星に対して輸入消費税が課される。衛星が高額であるためにその資金負担は重く、輸入消費税の課されない諸外国の衛星打上輸送サービス事業者に比べ不利な環境にあるため、宇宙に打ち上げる目的で保税地域から引き取られる人工衛星等は、国内で課税資産の譲渡が行われないこと（例えば軌道上での譲渡等）を条件とし、輸入消費税の課税対象としないことで、政府の「成長戦略」における戦略産業に位置付けられる、我が国宇宙産業の国際競争力の維持を図るとともに、国際的整合性を確保して頂きたい。

2) 電気通信利用役務の提供等

【理由】

- ・ 平成27年度税制改正により、内国法人の海外拠点が国外事業者から受ける事業者向け電気通信利用役務の提供が国外取引に区分されることとなった。本改正の趣旨が海外で完結する取引を取引の実態に合わせて国外取引に区分するものであることで踏まえると、消費者向け電気通信利用役務の提供についても同様の改正が行われるのが自然なため、海外拠点が国外事業者から受ける消費者向け電気通信利用役務の提供を国外取引とする事を要望する。
- ・ 仕入れの時点で得意先が未確定であったり、国内及び国外の両方の得意先に資産の譲渡等を行う予定である場合に、紐づく仕入れの内外判定方法を法令等で明示頂くことを希望する。また、当該経理処理を行う上での根拠資料としてどのようなものを保存すべきかについても法令等に明示して頂くことを希望する。

原則的な内外判定では、内国法人の国外事業所が国外から受ける電気通信利用役務の提供は、当該電気通信利用役務の提供を受ける者の住所地（＝国内の本社等）により判定することから国内取引となる一方で、外国法人の国内事業所が国外から受ける電気通信利用役務の提供は、当該電気通信利用役務の提供を受ける

者の住所地（＝国外の本社等）により判定することから国外取引に該当することとなっている（4条3項2号）。

この原則的な扱いの特例として、4条4項において、国外事業者が恒久的施設で行う特定仕入れのうち、国内で行う資産の譲渡等に要するものは国内の特定仕入れとなり、国内事業者が国外事業所等で行う特定仕入れのうち、国外で行う資産の譲渡等にのみ要するものは国外の特定仕入れとなる、と規定されている。

4条4項の特例を使用するためには、どの資産の譲渡等に紐付く仕入れなのか、という資産の譲渡等の側面まで考慮しないと内外判定ができないこととなり、当該紐付け判定や内外判定について、実務上の方法が不明瞭であるため。

- ・ 電気通信利用役務の提供が事業者向けに該当するか、もしくは消費者向けに該当するのかを判定するにあたり、詳細なガイドラインを設定したり、役務提供者に何らかの登録を求めた上、役務提供者ごとに取扱いサービスが事業者向けに該当するか、消費者向けに該当するかを、法令等で明確化することを希望する。
役務受領者に対し、役務提供者（国外事業者）から当該役務が事業者向けか消費者向けかの通知がなかった場合、役務受領者側においてその判定を行う必要があるが、当該判定は困難と考えられるため（※）。
（※）役務提供者（国外事業者）は日本の税法に熟知していないため、役務受領者に対する通知がないケースが多く、また、大手の役務提供者（国外事業者）であったとしても、自ら提供するサービスが事業者向けに該当するか消費者向けに該当するか判定に迷うケースが存在している（実例：役務提供者側では事業者向けとして判定していたものの、顧客から消費者向けに該当するのではないかという問い合わせがあり、国税局に見解を求めたというもの）。
 - ・ 事業者向け電気通信役務を行う「国外事業者」から、国外事業者の国内支店を除外することを要望する。
国内支店を有する国外事業者は、自ら消費税申告を行っているため、消費税の補足は容易に可能。したがって、当該事業者から受ける役務提供をリバースチャージの対象とするには不適切。
 - ・ 電気通信利用役務の提供の範囲が明確でなく、実務上の判断に支障をきたすことが予想される。たとえば、以下の問題がある。
- 消費税法基本通達5-8-3（電気通信利用役務の提供）において、「電気通信利用役務の提供」に該当する取引の例として、「電話、電子メールによる継続的なコンサルティング」が挙げられている。
「電話、電子メールによる継続的なコンサルティング」も、顧客からの依頼により何時間もかけて情報収集・調査をして提供されることが多いことを考えると、国税庁のパンフレット（「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について」）において、「『電気通信利用役務の提供』に該当しない取引の具体例」で示されている「他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているもの」との相違点が見いだせない。
- 「電気通信利用役務の提供」の定義規定（消法2①八の三）に例示として「電気通信回線を介して行われる著作物の提供（その著作物の利用の許諾に係る取引を含む）」が示されている。この括弧書きの挿入は、著作物の提供には著作権法第63条（著作物の利用の許諾）に該当する行為が含まれうることに配慮したものだと考えられる。
一方、国税庁の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等に関するQ&A」問2では、「電気通信利用役務の提供」に該当しないものの例として、「著作権の譲渡・貸付け」が挙げられている。「著作権の貸付け」は、消費税法基本通達5-4-2等から「著作物の利用の許諾」に近い概念だと考えられる。
したがって、「著作物の利用の許諾」に係る取引のうち、「電気通信利用役務の提供」に該当するものと該当しないものとの区分が明確でない。
- ・ 電気通信利用役務の提供を受ける者がパートナーシップである場合の内外判定基準を明らかにすることを要望する。
電気通信利用役務の提供を受ける者が個人又は法人である場合の内外判定基準は法令上明らかにされているが、パートナーシップである場合の判断基準が示されていないため、外国弁護士事務所の日本拠点又は日本の弁護士事務所の外国拠点が電気通信利用役務の提供を受ける場合には、内外判定が行えない。
（いずれの場合も、パートナー（個人）の住所等で判定するという解釈もありうるが、複数のパートナーが複数の国に住所等を有する状態であるため、実務上国を特定することは困難である。）
 - ・ 電気通信利用役務の提供を行う者がパートナーシップである場合に、そのパートナーシップが国外事業者

に該当するか否かの判定基準を明らかにすることを要望する。

電気通信利用役務の提供を行う者が個人又は法人である場合において、その提供者が国外事業者に該当するかどうかの判定基準については、法令上明らかにされているが、パートナーシップである場合の判断基準が示されていないため、外国弁護士事務所の日本拠点又は日本の弁護士事務所の外国拠点が電気通信利用役務の提供を行う場合に判定を行うことが困難となる。

(いずれの場合も、パートナー(個人)の住所等で判定するという解釈もありうるが、複数のパートナーが複数の国に住所等を有する状態であるため、実務上国を特定することは困難である。)

- 平成27年度税制改正により、国境を越えた電気通信役務(電子書籍・音楽・広告の配信等)の提供等に対する消費税の課税方式として、リバースチャージ方式(国内事業者が申告納税する方式)が導入され、平成27年10月から適用されている。これにより、電気通信役務の提供に係る内外判定基準について、役務の提供に係る事務所等の所在地から、役務の提供を受ける者の住所地等に見直された結果、国外事業者から日本市場向けに国境を越えて行われる電気通信役務の提供については、国内における取引となり、国内事業者に消費税の納税義務が課されることとなった。

しかしながら、国内に支店等を有する外国法人も国外事業者とされ、国外事業者の日本支店から国内事業者に提供される電気通信役務もリバースチャージ方式による課税の対象となっている。日本に支店を有する国外事業者は、自ら消費税申告を行っており、消費税の捕捉は容易であることから、当該国外事業者から受ける役務提供については、リバースチャージ方式による課税対象から除外することを要望する。

なお、電気通信役務を提供する国外事業者に対しては、国内事業者において納税義務が発生する旨を表示する義務が課せられているが、十分に周知されているとはいえない状況にあることから、国外事業者へのさらなる理解促進を図ることが必要である。

また、与党の平成28年度税制改正大綱においては、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税のあり方について、「課税の対象とすべき取引の範囲及び適正な課税を確保するための方策について引き続き検討を行う」とされている。今後、対象取引の拡大等が検討される際には、金融機関の実務負担に十分配慮しながら慎重に検討するとともに、事前に素案を公表し意見を求めるなど、納税者が十分な準備を行い、また納税者側から有用な提案を行えるような環境整備が必要である。

さらに、金融機関の業務がグローバル化するなか、わが国金融機関が海外で行う金融取引に係る消費税の内外判定基準についても、実態に即した所要の見直しを行うべきである。

3) ビットコイン(仮想通貨)の譲渡に係る消費税の取扱い

【理由】

- 消費税法上、仮想通貨は支払手段及び物品切手等のいずれにも該当せず、仮想通貨の譲渡はその他の非課税とされる取引にも該当しないため、課税取引と考えられる。

一方、仮想通貨は支払手段と同等の性質を有する面があること、資金決済法上の前払式支払手段が物品切手等に含まれることを踏まえると、仮想通貨の譲渡を非課税として取り扱う余地もあると思われる。

2016年5月25日に成立した改正資金決済法には新たに「仮想通貨」の定義が設けられたが、これに対応する消費税法関係の改正は行われておらず、依然として仮想通貨を譲渡した場合の取扱いは不明確であるため、明確にしていきたい。

V その他の国税

(1) 印紙税

1) 印紙税の廃止・簡素化

【理由】

- ・ 実務では多種多様な契約内容があり、収入印紙の要否又は金額の判断が複雑かつ煩雑である。この税制を廃止又は簡素化し、企業の実務負担が軽減されることを望む。
- ・ 一部の文書にのみ課税され、税の公平性が損なわれており、同じ内容の契約でも電子契約の場合には課税されない。また、諸外国に同様の課税制度はないため廃止を要望する。
- ・ 印紙税は文書に対する課税であるが、同じ内容であっても電子文書には適用されないなど、不合理な面も多い。課税か不課税かの判断に迷う場合も多く、印紙の管理等事務負担も大きいいため、印紙税の廃止を要望する。
- ・ 文書の内容により課税、不課税が判定される制度にも関わらず、文書の媒体によっては課税されない。電子商取引が増加していく中、電子文書に対しては課税されないというのは公平性を欠いているため、廃止を要望する。
- ・ 行政手続の簡素化・IT化方針が政府より示されているだけでなく、同一契約に関して紙の契約であれば課税、電子契約であれば不課税というような時代に馴染まない課税の不公平が発生している。従って早急に廃止すべきである。
- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が益々進展する現状においては、課税の不公平が発生しており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないため、この際印紙税を廃止されたい。

また金額が少額にも関わらず、課税文書か不課税文書の判断（委任、請負の判断等）に迷う場合も多く、その判断に手間がかかる場合も多いため廃止することを希望。

- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が進展する現状においては、課税の不公平が生じており、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないため、この際に印紙税は廃止されたい。
- ・ 印紙税はあくまで文書に課税されるものであり、電子書類には課税されない。電子取引が益々進展する現状においては、課税の不公平が発生している。そのため、文書課税の印紙税は、経済情勢の実情に合わないため、印紙税の廃止を要望する。
- ・ 電子商取引が増える中で書類のみに課税する不公平な制度となっている。廃止を要望する。
- ・ 電子化・ペーパーレス化が進む中で同税制が障害とならないよう廃止・簡素化を要望します。
- ・ 情報化社会が浸透し電子商取引も一般的となりつつあるなかで、契約文書にのみ課税することは課税の公平性の原則に反するため、印紙税の廃止を要望します。
- ・ 電子契約の拡大で、紙の契約書作成時のみに課税される印紙税は、もはや現状の契約社会に対応しきれておらず、他の税目による税源確保を前提に印紙税は廃止していただきたい。
- ・ 有形の文書の有無により課税の有無が分かれる状況にあるが、インターネット取引の増加等を鑑みると、制度そのものが不合理なものとなりつつあるため、印紙税制度の廃止を要望する。
- ・ 電子商取引の急速な普及に伴って課税客体自体が存在しなくなりつつある現状に鑑み、公平性の観点より契約書等に係る印紙税を廃止すること。
- ・ 印紙税については廃止又は少なくとも課税金額を引下げ、課税文書や税額計算の簡素化を要望する。

電子商取引等の普及に伴い、課税負担の公平性の観点から不公平が生じていること、印紙税は課税文書の作成の有無、記載金額により税額が異なるため、特に、領収書、手形、不動産の売買、建築請負契約書に係る印紙税については、事務処理を含めて企業にとって大きな負担となっており、その結果、商取引の活性化・円滑化に支障をきたすものとなっている。

- ・ 電子商取引など商取引形態の多様化により、課税の根拠は既になく、不公平な課税となっているため廃止を要望する。

- ・ 流通課税として、消費税との二重課税としての側面もあり、何らかの抜本的な見直しが必要ではと思慮されるため、電子取引と紙とで課税の公平性が確保されていない点に鑑みて廃止を検討してほしい。
- ・ 電子商取引の増加やペーパーレス化が進展している中で、課税対象は紙媒体の文書のみであり、合理性を失っているため、制度自体の廃止を要望する。
- ・ 印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないよう整理し、軽減・簡素化することを要望する。

2) 請負契約の範囲の明確化

【理由】

- ・ 課税文書になる請負契約と課税対象外である委任契約について、その区分が不明瞭であるため、請負契約の範囲について、例えば、建設業法上の工事にかかる委託のみを対象とする等、限定列举する形で明確化することを要望する。

3) 熊本地震による被害からの早期復旧・復興に向けた税制措置

【理由】

- ・ 平成28年4月に発生した熊本地震は、九州地方では観測史上初となる震度7を記録し、甚大な人的・物的被害をもたらした。わが国で震度7を記録したのは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以来となる。具体的な被害としては、例えば、住宅について、全壊は約7,000棟、半壊は約20,000棟に上り、一部破損も含めると10万棟以上に被害が発生したほか、公共の建物等についても1,000棟を超える被害が発生している。

東日本大震災においては、被災者の負担軽減のための税制面での優遇措置として、一定の要件を満たす借入に係る印紙税の非課税措置、被災した不動産の建替え等に係る不動産取得税や登録免許税の免除特例等が措置された。

熊本地震についても、被害からの早期復旧・復興のためには、新たな資金需要発生に伴う借入等に対する税制上の優遇措置や不動産関連税制の特例措置等が不可欠であることから、東日本大震災を受けて手当てされた税制上の措置と同様の措置を講じることを要望する。

また、東日本大震災で手当てされた印紙税の非課税措置は、借入に係る消費貸借契約書や被災者が作成する不動産の譲渡に関する契約書等が対象とされたが、短期の資金需要に対する手形貸付や震災前に実行された住宅ローン等の条件変更契約等に係る印紙税についても非課税措置の対象とすることが望まれる。

さらに、東日本大震災においては、印紙税の還付申請手続きにおいて、契約書原本の提出が必要とされたため、金融機関には、代理申請や、契約書の原本を外部へ持ち出すことによる紛失リスクへの対応に係る負担が発生した。加えて、地方公共団体や政府系金融機関等が行う特別貸付を対象とした印紙税非課税措置について、その適用基準が明確でなく、実務上混乱を来すこととなった。

したがって、熊本地震に関して、上記措置を講じるに当たっては、被災者のニーズを踏まえ対象の見直しを行うとともに、被災者や被災地域の金融機関の負担に配慮し、手続きの簡素化や対象の明確化を行うことを併せて要望する。

なお、わが国では、今後も大規模な自然災害が発生する可能性は否定できない。被災地域の早期復旧・復興を迅速にサポートするためにも、これらの措置を恒久化することも期待される。

(2) 登録免許税

1) 登録免許税の軽減・簡素化

【理由】

- ・ 動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。

不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。

2) 投資法人等に措置されている登録免許税の軽減措置の期間を延長すること

【理由】

- ・ 会社型投資信託やSPC等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やSPC等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを考慮し、会社型投資信託やSPC等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。

また、所有権の移転登記に係る登録免許税については、特例措置の恒久化を要望します。

- ・ 我が国における不動産の流動化を促進する観点から、法人が平成29年3月末までに長期（10年超）保有した事業用資産の買換えを行った場合には、圧縮記帳による譲渡益課税の繰り延べ措置が講じられています。また、不動産の証券化を促進する観点から、平成29年3月末までに投資法人等が不動産を売買により取得した場合には、その売買による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率に係る軽減措置や、不動産取得税に係る課税標準の減免措置が講じられています。

これらの租税特別措置は、長期保有した土地等の譲渡益を活用した産業の構造改革、確実な国内設備投資を喚起し、土地取引の活性化による土地の有効利用及び地域活性化を促進するために必要不可欠であり、また、売買コストの低減により投資法人等における不動産の取得・買換えが活発化することにより、結果として投資家への収益の分配を増加させる効果が期待されることから、平成29年3月末をもって期限切れとなる上記措置について、これを延長するよう要望いたします。

3) 土地の売買等に係る登録免許税の特例

【理由】

- ・ 土地に対する投資を促進し、都市や地域の活力を高めることに資すると考えられるため、土地の売買等に係る登録免許税の特例の延長を要望する。

具体的には、土地の売買による所有権の移転登記及び土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の特例の適用期限（平成29年3月31日）を延長する。

①所有権の移転登記：本則20/1000→特例15/1000

②所有権の信託登記：本則4/1000→特例3/1000

4) Jリート等の登録免許税の特例

【理由】

- ・ 不動産証券化を一層促進するため、Jリート等の登録免許税の特例の延長・改善を要望する。

具体的には、Jリート、特定目的会社及び不動産特定共同事業法の特例事業者が取得する不動産に係る所有権移転等の登録免許税の特例（所有権移転：本則2%→特例1.3%、所有権保存：特例事業者のみ本則0.4%→特例0.3%）を延長するとともに、特例事業者に対する要件を緩和する。

5) 熊本地震による被害からの早期復旧・復興に向けた税制措置

【理由】

- ・ 平成28年4月に発生した熊本地震は、九州地方では観測史上初となる震度7を記録し、甚大な人的・物的被害をもたらした。わが国で震度7を記録したのは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以来となる。具体的な被害としては、例えば、住宅について、全壊は約7,000棟、半壊は約20,000棟に上り、一部破損も含めると10万棟以上に被害が発生したほか、公共の建物等についても1,000棟を超える被害が発生している。

東日本大震災においては、被災者の負担軽減のための税制面での優遇措置として、一定の要件を満たす借入に係る印紙税の非課税措置、被災した不動産の建替え等に係る不動産取得税や登録免許税の免除特例等が措置された。

熊本地震についても、被害からの早期復旧・復興のためには、新たな資金需要発生に伴う借入等に対する

税制上の優遇措置や不動産関連税制の特例措置等が不可欠であることから、東日本大震災を受けて手当てされた税制上の措置と同様の措置を講じることを要望する。

地方税の部

I 地方税全般

(1) 地方税制度全般の抜本的見直し

【理由】

- ・ 課税標準の計算が企業の財務諸表だけでは対応できないほど複雑となっており、企業に多大な事務負担を強いているため、過大な事務負担が生じている事業税・外形標準課税（特に付加価値割）の計算方法を見直すとともに、住民税均等割、事業所税等の他の外形標準課税制度との整理・統合を図り、地方税制度の簡素化を図ることを要望する。
- ・ 現行の地方税の税額算定は煩雑であり、所得割／法人税割、外形標準課税／均等割／事業所税／固定資産税という形で、似通った課税客体を基礎として異なった方法により税額算定を行っている。
そこで、地方税の課税について統合を図る等の簡素化する事を要望する。
- ・ 地方法人税（国税）の創設により、地方税の一部見直しが行われたが、地域間の税源の遍在性の是正と財政力格差の縮小をさらに進めるべく、比重が大きい地方税における法人課税（住民税、事業税及び地方法人特別税）を廃止し、これらを法人税（国税）に統合／一本化する（地方の財源は国税からの交付金にて調整）これに伴い、連結納税制度・外国税額控除制度等に係る国税と地方税の取扱いの差異を完全に解消することを要望する。
- ・ 法人住民税（法人税割、均等割）、法人事業税（所得割・外形標準課税）、事業所税等の整理統合を要望。
応益者課税の趣旨には賛同するものの、それぞれの税目の課税趣旨が混同しており、納税者に負担がかかり過ぎている。税収を確保しつつ、税目を整理することは、徴税コストの削減にもつながる。
- ・ 地方税の税額算定は、所得割／法人税割／外形標準課税／均等割／事業所税／固定資産税など多種多様な方法により行っており、また自治体毎に税率も異なるため企業の事務負担及び申告誤謬のリスクが大きい。
従って、たとえば事業所税を廃止して、外形標準課税と一本化する等の簡素化を要望する。

(2) 法定外税

総務大臣による不同意要件の明確化

【理由】

- ・ 核燃料税などの法定外税について、地方自治体はその創設等を行う場合には、公平・中立などの原則に照らし十分な検討が行われることが重要であり、安易な法定外税の創設、見直しは問題。
法定外税に係る総務大臣の不同意要件について、課税の合理性、負担水準の適正性、国の重要な施策との適合性などの観点から、その判断基準を明確化することは、法定外税制度の透明性向上に資すると考えられる。

(3) 連結納税制度の導入

連結納税制度の導入

【理由】

- ・ 地方税においても企業ループ内の損益通算が可能となる連結納税を適用すべきである。損益通算の効果拡大は延いては業界再編・事業再構築の円滑な促進につながり、日本再興戦略で示された事業再編を推進する企業に対する税制を講ずる方針にも合致している。

地方法人課税は都道府県、市町村ごとに申告・納税を要するため、特に全国展開している企業にとっては事務負担も大きいことから、企業の事務負担軽減にもつながる。

- ・ 連結納税制度を導入している企業の決算実務・納税実務の煩雑さの軽減をはかるべく、地方税（法人事業税・法人住民税）への連結納税制度の導入を要望する。
- ・ グループ全体の効率化等を考えると法人税だけでなく、同じ税計算をしている法人事業税、法人住民税も連結納税制度に加えることでより効率的に行うことが可能となることから、連結納税を法人事業税、法人住民税にも拡大適用を要望する。
- ・ 連結納税は、法人税についてのみ適用できる制度であり、事業税や住民税には適用がない。よって、連結納税を導入しても、事業税や住民税は従来どおり単体申告をする必要がある。本来ならば、単体申告の法人税の所得金額、及び税額を算定しなければ地方税の計算はできないということになるが、連結納税の計算に加え、地方税のために単体申告計算を行うため、実務が煩雑になっている。
- ・ 法人税法上、連結納税制度を導入している企業の決算実務・納税実務の煩雑さを軽減すべく、法人事業税・法人住民税にも連結納税制度を導入することを要望します。
- ・ 処理が煩雑であり、効率化が進まないため、地方税も連結納税を導入すべき。
- ・ 国税と地方税で制度に差異があることにより連結納税が複雑化しており導入の阻害要因の一つになっているとおもわれるため、連結納税を地方税においても導入していただきたい。
- ・ 現在、連結納税制度は国税に限定されており、法人住民税・法人事業税は単体申告を行う必要があるため、申告手続きが非常に複雑なものとなっている。地方税についても連結納税制度の対象とすることで、連結納税を採用する企業の事務負担を軽減し、制度全体の簡素化を図ることが望ましい。

(4) その他

1) 超過課税の廃止

【理由】

- ・ 超過課税の廃止により、全国一律の税率とすることを要望します。

2) 地方税における外国税額控除

【理由】

- ・ 地方法人税の控除余裕枠の繰越制度の導入を要望する。法人地方税の控除余裕枠の繰越制度が未導入である理由が不明確。地方法人税は復興特別法人税のように時限措置ではないため、控除余裕枠の繰越制度は導入されるべき。
- ・ 法人住民税法人税割（以下「法人税割」）の課税標準を計算する場合において、法人税額の計算上適用した租税特別措置法の税額控除規定があるときは、その税額控除額を足し戻した額を法人税割の課税標準とすることとされている。（法人が中小企業者等である場合には、特例あり。）

一方で、法人税割における外国税額控除限度額は、「法人税の外国税額控除限度額×法人税割の税率」と規定されており、この計算で用いる「法人税の外国税額控除限度額」は、租税特別措置法の税額控除規定適用後の法人税額をベースに計算することとされている。

このような計算構造となっている結果、租税特別措置法の税額控除規定の適用により、法人税及び法人税割の合計納付額が、これを適用しない場合と比して増加してしまうケース（税額控除規定の適用により法人税の納付額は減少するものの、法人税割における外国税額控除限度額が租税特別措置法の税額控除額に対応する分だけ減少してしまい、法人税割の納付額が法人税の納付額の減少分以上に増加してしまうケース）が生じることがある。

各種政策等の観点から創設した租税特別措置法の適用の妨げにならぬよう、地方税法における外国税額控除限度額の計算方法の適切な見直しが必要と考える。

3) 法人住民税の損金不算入の見直し

【理由】

- ・ 法人住民税の均等割は資本金などの額及び従業者数により定められており、企業にとって一種の必要経費と考えられるため、法人税の計算上は損金に算入することを認められたい。

4) 法人市町村民税と法人県民税との合算申告制度の創設

【理由】

- ・ 申告拠点を多数有する企業は、市町村民税の申告のみならず、確定申告や、修正申告・更正の請求等において多大なる事務負担を費やしているのが現状です。東京都においては、23区（特別区）の法人区民税見合いを東京都民税に合算して納税する仕組みも現実であり、市町村合併が進行した現在においては同様の仕組みを他の道府県にも創設するよう要望します。

5) 税額控除の順序

【理由】

- ・ 地方法人税法において、地方法人税の課税標準は「各課税事業年度の課税標準法人税額とする」と記載されている。しかしながら、実際に申告書作成の段階では法人税額から租特法による特別控除を控除してから税率を乗じる必要があり、この点は法文からは不明確。他税目を課税標準とする税を導入する場合は、法文に税額控除の順序を詳細に記載すべき。

地方法人税の課税標準が、特別控除後の法人税額である点が法文からは不明確。このため、主に決算時の税金計算の過誤リスクが高い。企業活動において決算は極めて重要な要素であり、納税者に決算過誤リスクを負わせかねない税制は適切ではない。

6) 地方税中間申告の仮決算方式の導入及び中間申告期限の延長

【理由】

- ・ 連結納税制度における法人税の中間申告が前年度実績による予定申告又は仮決算による中間申告の何れかを選択できるのと同様に、連結納税適用法人の地方税の中間申告においても何れかを選択できるようにされたい。

Ⅱ 住民税・事業税

(1) 申告納付先の一元化

【理由】

- ・ 現行は、各々の自治体に申告納付する納付形態となっているが、納税者に過度の事務負担が生じている。事務負担軽減を考慮し、納付窓口は一本化し、そこから各自治体へ配分する仕組みを要望する。
- ・ 事務負担軽減、課税の公平性を確保のため、整理統合を要望する。
例えば、総務省所管の事務センターに一括申告納付する体制の構築をお願いしたい。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望したい。
- ・ 全国に事務所を有する法人の効率化の観点から申告納付先の一元化を要望します。
- ・ 納税事務簡素化のため、本店所在地または主たる事業所等の自治体への一括申告・納付制度の創設を要望します。
- ・ 事業税・住民税は事業所の所在する全都道府県・市町村との申告書類の提出・控え入手・納付還付手続きがあり、事務処理が煩雑となっているため、申告・納税事務の一元化を要望する。
- ・ 地方税の統一納付期間の設置、または本店所在地の地方公共団体への一括申告・納付により、手続きを簡素化すること。
- ・ 各都道府県、市町村に個別に申告することは、事務手続き上の負担となっていることから、申告納税窓口を一本化してほしい。
- ・ 法人事業税・住民税の申告納付が分割基準の対象となる場合、事務所や事業所が所在する道府県及び市町村ごとに行うのではなく、主たる事務所あるいは本店が所在する道府県及び市町村に一本化することを要望する。
複数の道府県や市町村に事務所や事業所を有する法人が、分割基準により算定した法人事業税・住民税の申告納付を道府県及び市町村ごとに行うための事務負担がきわめて高いことに加えて、申告納税漏れリスクもあるため。
- ・ 申告・納税を自治体ごととせず、一本化を要望。
分割基準を納税法人で整備し、法人住民税、法人事業税を全国の各自治体ごとに申告・納付している納税事務の簡素化をすべき。
納税コストの削減（確定申告、中間申告、修正申告それぞれ約400件）各自治体が作成する申告書の発送等、自治体側の徴税のコスト削減につながる。
- ・ 事務負担の軽減の観点から、法人事業税・住民税も地方消費税と同様、国（税務署）に一括して納付できるよう改善を要望する。

(2) 外形標準課税の算定方法・記載様式の簡素化

【理由】

- ・ 申告記載様式が従来の所得割に加え、付加価値割等に関する各明細書が追加されたが、その記載内容が詳細すぎるため、企業にとってはかなりの事務負担増となる。企業の申告事務負担の軽減を図るためにも記載様式の簡素化を要望する。
- ・ 付加価値割の算定方法が煩雑で納税実務負担が大きく、算定方法の簡素化を要望します。

(3) 外形標準課税における課税標準の見直し

1) 保険業に係る法人事業税の現行課税方式の維持

【理由】

- ・ 平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付

加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されています。

生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきました。しかしながら、与党の平成28年度税制改正大綱の検討事項において、「現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。」といった方向性について記載されています。一般事業会社における外形標準課税は、「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考えに基づいて導入されていますが、生命保険業の現行の課税方式は、まさに税収の安定化に寄与していると考えられます。よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。

- ・ 法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成15年度税制改正により、従来の所得課税方式が見直されました。具体的には資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、直近2年に亘る平成27年度、28年度改正において、外形標準課税の段階的な拡充が行われております。そのような中、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の4業種の課税方式については、引き続き検討することとされています。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和30年より収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、平成28年度の税制改正により、8分の5まで拡大するものの、所得割も8分の3部分残されています。このため、仮に上記4業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えます。

2) 電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税の現行課税方式の見直し

【理由】

- ・ 法人事業税については、資本金1億円超の大企業について、平成16年度から一部外形標準課税が導入されているが、現行収入金課税が行われている電気事業をはじめとする3業種については、外形標準課税の対象外となっており、不公平税制は解消されない状況。

電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であることに加え、結果として電力供給のコストを押し上げ、電気の利用者に重い負担を強いることとなるため、こうした不公平な取り扱いを解消すべき。

平成28年度与党税制改正大綱においても検討課題とされており、平成28年4月から小売の全面自由化が実施され、規制料金によるお客さまからの税コスト回収が担保されなくなるなど、電気事業を巡る環境は事業税制度創設時とは大きく変化していることから、早急に検討が必要。

- ・ 電力小売りの全面自由化などの経営環境の変化を考慮すれば、電気事業など特定の事業のみがその他の事業と異なる課税標準が適用されることは、租税負担の公平原則に照らして問題であり、その他の事業と同様の扱いに改められるべきであるため、電気事業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする枠組みの見直しを要望する。
- ・ 課税の公平性・担税力の観点から、ガス・電力事業の課税方式について、収入金課税方式から他業種と同様の課税方式とするよう要望したい。
- ・ 収入金課税について所得課税に一本化してほしい。

所得課税事業と収入金課税事業を併営する場合に、区分計算を実施する事務作業量が負担となっているため。

また固定買取制度の導入により電気供給への新規参入する者との課税の公平性を確保するため。

- ・ ガス供給業は、法人事業税の課税標準として収入金額が適用されていることから、「その他の事業」と比べて取扱いが著しく不公平になっている。

ガス供給業に対する法人事業税の不公平を是正するため、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の課税標準を組み入れることを要望するもの。

ただし、資本金1億円以下のガス事業者は、経営基盤の脆弱性等から「その他の事業」と同一の扱いとするよう要望する。

3) 法人事業税の課税標準の特例の恒久化

【理由】

- ・ 「重複課税回避」「ガス事業における託送料控除とのイコールフットィング」「自由化促進」に資する制度と考えられるため、制度の恒久化を要望する（平成29年3月31日期限切れ）。
- ・ 電気事業者が、電気の供給を行うにあたり、収入金額に対する法人事業税を課される他の電気事業者に送電、変電または配電を行うことを委託して電気の供給を行った場合に、それぞれの電気事業者に対して全収入金額を課税標準として課税するとすれば、同一の電気について、重複して法人事業税を課税することとなる。

このため、重複した課税を回避する観点から、法人事業税の課税標準の算定にあたり、託送料を収入金額から控除することが必要であるため、現行制度の恒久化を要望する。

4) 分社化に伴うグループ会社間取引に係る事業税（収入金課税）上の取扱いの見直し

【理由】

- ・ 電力システム改革に伴う法的分離（分社化）により、従前は内部取引であった取引が外部取引化することとなる。この結果、分社化後に外部取引として扱われることとなる受委託契約等について、それぞれの事業会社が収入金に対して課税されることにより、従来発生しなかった課税取引が生ずることから、当該取引について課税標準からの控除など軽減措置を要望。

5) その他・課税標準の見直し

【理由】

- ・ 付加価値割の課税標準に報酬給与が含まれることにより、労働集約型産業にとって付加価値割の影響が大きく、正規雇用の促進や、賃金の上昇の妨げにつながる。雇用の安定という面でも報酬給与による業種間の格差、不公平な制度の見直しは必要である。
- ・ 現行通達上では設置期間が6カ月を超えると「事務所・事業所」に該当し、その地方自治体から受ける便益に比べて法人事業税、法人住民税の納付が大きな負担となっているため、設置期間が1年未満の仮設的、短期的に設置される建設工事現場等については原則非課税とされたい。
- ・ 外形標準の付加価値割の構成要素から役員関連を除く報酬給与を除外していただきたい。報酬給与の収益や利益に対する割合は業種によって大きく異なっており、業種間における課税の公正性を欠くことになっていると考える。
- ・ PFIに関しては、政府と民間金融機関等の出資により設立された株式会社民間資金等活用事業推進機構において、法人事業税の外形標準部分に係る相応の税負担が発生しているため、その設立趣旨に鑑み、負担軽減を図るべきである。
- ・ 外形標準課税のうち、資本割の課税標準が「資本金等の額、資本金と資本準備金の合計額のいずれか大きい金額」に見直されたことにより、自己株式を取得した法人は、自己株式の消却有無を問わず、課税標準が増加するが、自己株式を消却した法人に関しては、課税標準を従前の「資本金等の額」とするよう、追加の見直しを行うことを要望する。

(4) 法人住民税額の計算

1) 法人住民税（法人税割）における試験研究費の税額控除額の考慮

【理由】

- ・ 法人税で計算した試験研究費税額控除の金額は、法人住民税の課税所得計算上、減算項目となっていない。国と地方の平仄を合わせるべく、法人住民税の課税所得計算上においても、減算項目とするよう要望する。
- ・ 法人住民税（法人税割）の課税標準は法人税額であるが、試験研究費の税額控除前の法人税額が用いられる。企業の研究開発活動を地方でも支援しイノベーションを促進する観点より、試験研究費の税額控除後の法人税額を課税標準とするよう改正を要望する。

2) 法人住民税均等割の適正課税

【理由】

- ・ 法人住民税の均等割は資本金などの額及び従業者数により定められており、現行方式では資本金の大きな企業の小規模事務所（1人事務所等）は受ける便益に比べて過重な負担となっていることから、法人住民税の均等割額を事務所の規模に応じた応益的なものに改め、税率の区分を細かくされたい。

3) 繰越欠損金の控除制限の廃止、及び控除期間の延長

【理由】

- ・ ① 住民税の法人税割は全額控除可能であり、事業税の所得割は控除制限が有るという状況は、地方税の制度設計として合理性が無く、申告者の事務負担も大きいこと
- ・ ② 控除期間に制限が有ることはゴーイングコンサーンの前提に反すること
上記2点の理由から、控除制限廃止・控除期間延長を要望する。

Ⅲ 事業所税

(1) 事業所税の廃止

【理由】

- ・ 課税の根拠が事業税付加価値割（従業者割）、固定資産税と重なっているうえに、市町村が指定都市になることによって課税される税金であるため、企業の受益と全く関係のない性格を有し、廃止すべき。
- ・ 事業所税は、事業所床面積を課税標準とする資産割と、従業者給与総額を課税標準とする従業者割からなりますが、これらは固定資産税と事業税の付加価値割と課税標準が類似しており、地方税の整理・統合の中で廃止することを要望します。
- ・ 事業所税は、新たに導入された事業税の外形標準課税と類似の課税標準であり、二重課税であるため、早急に廃止されたい。

(2) 課税標準の見直し

【理由】

- ・ 事業所税については申告を要しますが、共有部分を専用部分の面積に応じて按分する必要があることや、自治体により課税判断が異なる等により、大きな事務負担となっているため、例えば、課税標準となる事業所床面積を専用部分のみとする等、事業所税の課税事務簡素化を要望します。
- ・ 免税点判定における「みなし共同事業」要件基準の見直しを行われたい。例えば、既に単一の会社として免税点を超過して納税義務者となっている場合、グループ全体の事業合理化のためにグループ会社の入居家屋を集約するような場合においては、みなし共同事業課税の免税点の判定における床面積（又は従業者数）に算入しないことを要望する。

Ⅳ 固定資産税

(1) 償却資産に対する固定資産税の廃止

【理 由】

- ・ 国際的に極めて例外的であり、我が国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう。また設備投資を増加させようとする政策の流れにそぐわない。少なくとも、新規取得した償却資産への課税を廃止すべき。
- ・ 多くの設備投資を行って事業を行う企業にとっては大きな負担となっており、業種毎の税負担の公平性において問題があるため、償却資産に対する固定資産税の廃止を要望する。
- ・ 生産性向上や地域経済活性化に向けた設備投資促進の流れに逆行する制度であり、国際的にもアメリカ・カナダの一部の州にしか存在しない稀な税制であることから、制度の廃止（最低限、新規取得の機械・装置について廃止）を要望する。
- ・ 固定資産税における償却資産税は、諸外国でも例外的であるため、廃止することを要望する。また、廃止されない場合も、法人税法と同一に完全償却を認めるべきである。
減価償却資産に対する法人（所得）税と固定資産税との二重課税を排除するため。
- ・ 取得価額の5%に到達した償却資産は、その耐用年数を満了した、いわば使用済み資産である。固定資産税では、5%到達資産は、その金額的価値がないにもかかわらず、保有し続ける限り永久に課税される。5%到達時に課税を終了すべきである。
- ・ 企業競争力維持と国内投資活性化のため当該制度の廃止を要望します。
- ・ 国際的にみても償却資産に対する課税は特異であり、国際競争力の観点、また設備投資促進の観点より償却資産税の廃止を要望します。平成19年度に導入された新減価償却制度と償却資産税の評価額計算が統一されておらず、納税実務が煩雑となっており、廃止が実現されない場合であっても、最低限、法人税法と地方税の償却計算方法の統一を図ることを要望します。
- ・ 償却資産税は製造業に負担が重く、また当該資産で稼得した所得に法人税が課せられることから二重課税となっていると考えられる。また、国際的にもあまり例を見ない税制であり、廃止を要望する。
- ・ 多岐にわたる地方税を統合・簡素化し、納税事務負担を軽減するとともに、国際的にも稀な償却資産税等を廃止すること。
- ・ 償却資産税の存在しない中国・韓国等で製造業の伸長が目覚ましい現実を鑑み、各企業の国際成長力確保・投資促進の観点から、償却資産に係る固定資産税の撤廃を要望します。
- ・ 償却資産を課税客体とするケースは国際的に見て極めて例外的であり、グローバル市場で過酷な競争に晒されている企業にとって、海外企業のイコールフットイングの観点から大きな問題を有している。
そもそも償却資産は取得時には消費税、償却に伴う収益には法人税が課税されているが、償却資産税は単に設備を保有するだけで課税されることから、フローを伴わず、担税力がない。一方で、償却資産税は社会保障の割合が高い地方自治体の行政サービスの財源となっていることから、償却資産保有に関連した応益の対価としての意味合いも薄い。設備型産業に偏重するといった税の公平性の観点からも、償却資産に対する固定資産課税は問題があり、廃止すべきである。
少なくとも、製造業の国内立地維持や雇用確保、また、日本再興戦略における生産設備の新陳代謝のため、国内設備投資を促進するといった観点から、新規投資分から廃止すべきであるが、地方の税財政を取り巻く諸事情により速やかな撤廃が困難であれば、国税における減価償却制度の取り扱いに合わせ、評価額の最低限度額5%について即時廃止すべきである。
- ・ 機械装置、工具、器具備品等の償却資産に係る固定資産税を廃止することを要望する。
耐用年数の短い動産は、原材料、水道光熱費等の経費と同様、製品・部品を製造するために費消される投入原価要素であり、固定資産税の課税対象にはなじまないことから、課税対象から除外すべきである。
- ・ 企業の国内における設備投資意欲を低下させ、雇用の増加を阻害する要因ともなり得るため、償却資産に対する固定資産税は、諸外国でも例外的であり廃止もしくは簡素化することを要望する。
廃止されない場合、圧縮記帳の取扱い、残存価額、償却方法など法人税と相違する部分を統一することにより事務負担の簡素化を進めて欲しい。

(2) 償却資産税の評価額算定方法と法人税法上の減価償却制度の統一

【理由】

- ・ 固定資産税の課税事務においては、家屋と償却資産の区分が明確でないことに加え、法人税法上の取扱い（減価償却資産の定義や償却計算の方法）と異なっていることから、課税標準の計算等における事務負担が大きい状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税の課税事務簡素化を要望します。
- ・ 法人税法では、平成19年度改正により償却可能限度額が撤廃されたが、固定資産税の償却資産の最低評価額は依然として従前（取得価格の5%）のまま据え置かれており、法人税と固定資産税で異なる減価償却計算を強制されている。システム対応を含めて、企業の実務負担を軽減する観点から、早期に法人税と同様の措置が導入されることを要望する。
- ・ 中国・韓国等で製造業の伸長が目覚ましい現実を鑑み、各企業の国際成長力確保・投資促進の観点から、償却方法の法人税との統一化を要望します。
- ・ 固定資産税の課税対象につき、家屋・償却資産の区分、償却方法等を法人税法上の区分と同一にして、固定資産税の課税方法を簡素化することを要望する。
固定資産税の課税実務においては、家屋と償却資産の区分が不明確であり、法人税法上の取扱いと相違しているため、課税標準の計算等における事務負担が大きいため。

(3) 固定資産税の負担の軽減

1) 固定資産税の引下げ等

【理由】

- ・ 固定資産税については、土地の収益性との比較において過大な負担となっていることから、税率や評価額について適正な水準まで引き下げよう要望します。
- ・ 非住宅用地の固定資産税負担の均衡化・適正化は、平成16年度税制改正により、地方条例による減額措置が創設されたが、減額による減収に対する国庫よりの財源措置が図られない（地方交付税の不对象）こともあり、一部の自治体を除いてほぼ全ての自治体において減額措置が見送られている。負担水準の均衡化・適正化は全国一律に図られるべきであり、負担水準の上限の引下げ（70%から60%へ）を地方税法において速やかに措置するべきである。

2) 固定資産税の評価方法の明確化・見直し

【理由】

- ・ 賦課課税方式である固定資産税について、評価の誤りによる課税額の誤謬は納税者自身で点検する必要がありますが、現状、自治体では評価プロセスを公表しておらず、課税額の点検が困難となっていることから、例えば、評点数計算書等の評価プロセスがわかる資料の公開等、固定資産税の評価プロセスの透明性向上を要望します。
また、納期の設定や納税通知のスケジュール設定は自治体に委ねられ、課税事務が多種多様となっており、交付を受ける課税明細書についても記載内容、様式が統一されていないため、データ整備や事務の効率化が図りづらくなっていることから、自治体によって異なる課税事務の標準化を要望します。

3) PFI活用ための税制特例措置の拡大

【理由】

- ・ インフラ資産への民間資金導入促進の観点からは、平成32年3月までの時限措置とされている、BOT方式（Build-Operate-Transfer方式）のPFI事業に係る固定資産税等の減免措置について、これを非課税とするとともに、同措置の期限を撤廃することを要望する。

4) 鉄道車両に係る償却資産税の特例措置

【理由】

- ・ 平成29年3月31日に適用期限が到来するが、省エネによる地球温暖化対策や安全性、利便性の向上に資するものであるため、既存の旅客用車両を省エネに資する車両に更新した場合に、固定資産税の課税標準額を5年間2/3とする特例措置の延長を要望する。

V 不動産取得税

(1) 不動産取得税

1) 不動産取得税の廃止等

【理由】

- ・ 動産取引に係る流通段階のコストは、不動産取得税および登録免許税が課せられていることにより、他の金融資産等と比べて割高なものとなっています。

不動産市場活性化のため、不動産取得税の廃止および登録免許税の適正水準への引き下げによる、負担軽減措置の拡充を要望します。

- ・ 会社型投資信託やSPC等に係る不動産取得税および登録免許税について、既に一定の税制上の措置が講じられています。しかしながら、会社型投資信託やSPC等は、本来、導管体であり担税力を持っていないことや、今後、不動産投資信託をはじめとした不動産流動化市場が発展していくためには更なる税制上の措置が不可欠と考えられることを考慮し、会社型投資信託やSPC等を利用した不動産流動化に係る不動産取得税の廃止を要望します。

また、所有権の移転登記に係る登録免許税については、特例措置の恒久化を要望します。

2) 破綻保険会社等から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の恒久化等

【理由】

- ・ 保険会社の経営が破綻した場合のセーフティネットとして、平成10年12月に保険業法に基づき保険契約者保護機構（以下、保護機構）が創設されました。その後、平成12年6月には破綻処理の迅速化・多様化を図るため、救済会社が現れない場合の対応として、保護機構の出資により設立された子会社（以下、承継保険会社）による保険契約の承継を可能とする措置や協定銀行との間で資産買取りの委託契約に関する協定を締結する措置が設けられました。

また、破綻保険会社、承継保険会社または清算保険会社からの保険契約の移転に伴い土地等を取得した承継保険会社・協定銀行に対しては、不動産取得税が課税されない措置が設けられていますが、協定銀行に対する非課税措置の適用期限は平成29年3月末までとなっています。しかしながら、破綻保険会社等からの協定銀行の土地等の取得は、形式的な所有権の移転であること、本非課税措置は、破綻保険会社等の保険契約の移転等を円滑に進め、保険契約者保護を図るための制度であることから、恒久的措置とすること、少なくとも措置期間を延長することを要望します。

- ・ 損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破綻保険会社等の資産を買い取り、その買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。

破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、平成28年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資するものと考えます。

なお、承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置は平成17年度税制改正により恒久化されています。

3) Jリート等の不動産取得税の特例

【理由】

- ・ 不動産証券化を一層促進するため、Jリート等の登録免許税の特例の延長・改善を要望する。

具体的には、Jリート、特定目的会社及び不動産特定共同事業法の特例事業者が取得する不動産に係る不動産取得税の特例（課税標準の3/5控除、特例事業者のみ1/2控除）の適用期限（平成29年3月31日）を延長するとともに、特例事業者に対する要件を緩和する。

4) 投資法人等に措置されている不動産取得税の軽減措置を延長

【理由】

- ・ 我が国における不動産の流動化を促進する観点から、法人が平成29年3月末までに長期（10年超）保有した事業用資産の買換えを行った場合には、圧縮記帳による譲渡益課税の繰り延べ措置が講じられています。

また、不動産の証券化を促進する観点から、平成29年3月末までに投資法人等が不動産を売買により取得した場合には、その売買による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率に係る軽減措置や、不動産取得税に係る課税標準の減免措置が講じられています。

これらの租税特別措置は、長期保有した土地等の譲渡益を活用した産業の構造改革、確実な国内設備投資を喚起し、土地取引の活性化による土地の有効利用及び地域活性化を促進するために必要不可欠であり、また、売買コストの低減により投資法人等における不動産の取得・買換えが活発化することにより、結果として投資家への収益の分配を増加させる効果が期待されることから、平成29年3月末をもって期限切れとなる上記措置について、これを延長するよう要望いたします。

5) 熊本地震による被害からの早期復旧・復興に向けた税制措置

【理由】

- ・ 平成28年4月に発生した熊本地震は、九州地方では観測史上初となる震度7を記録し、甚大な人的・物的被害をもたらした。わが国で震度7を記録したのは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以来となる。

具体的な被害としては、例えば、住宅については、全壊は約7,000棟、半壊は約20,000棟に上り、一部破損も含めると10万棟以上に被害が発生したほか、公共の建物等についても1,000棟を超える被害が発生している。

東日本大震災においては、被災者の負担軽減のための税制面での優遇措置として、一定の要件を満たす借入に係る印紙税の非課税措置、被災した不動産の建替え等に係る不動産取得税や登録免許税の免除特例等が措置された。

熊本地震についても、被害からの早期復旧・復興のためには、新たな資金需要発生に伴う借入等に対する税制上の優遇措置や不動産関連税制の特例措置等が不可欠であることから、東日本大震災を受けて手当てされた税制上の措置と同様の措置を講じることを要望する。

その他の部

I 環境・エネルギー税制

(1) 地球温暖化対策のための税の見直し

【理由】

- 地球温暖化対策のための税については、当該税制の必要性、妥当性等を再度検証するとともに、その導入による経済・雇用等への影響を提示し、国民の理解と納得を得るプロセスが不可欠である。

現在、ほとんどの原子力発電が停止状態にある中、火力発電を最大限に活用せざるを得ず、政府が閣議決定した日本再興戦略においても電力・エネルギー政策の克服とコスト低減を指向し、高効率火力（石炭・LNG）の導入等の施策を掲げており、エネルギー政策として石炭、LNG、石油等の化石燃料の使用増加を進めなければならない状況下での、化石燃料への課税強化は政策としての統一性を欠いている。現に火力代替に伴う燃料コストの増加や再生可能エネルギーの全量買い取り制度等による電気料金の上昇が全国的な問題となっており、震災復興、経済回復の足かせとなることから、地球温暖化対策のための税は廃止すべきである。

また、本税制の用途拡大や新税の創設には断固として反対する。

II 自動車税制

(1) 自動車関係諸税についての

軽減・簡素化・見直し

【理由】

- 天然ガス自動車に対する自動車税・軽自動車税の税率の軽減措置の適用期限の延長及び天然ガス自動車に対する自動車重量税の免除措置の延長を要望する。

排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車の普及を促すことにより、大気汚染問題や地球温暖化問題に対応する。また、天然ガス自動車の普及により運輸部門におけるエネルギーの多様化を図り、エネルギーセキュリティ向上に資することができる。

- 平成29年4月の消費税10%時における見直しとして、経済好循環化を持続させるためにも、欧米諸国と比べてとりわけ過重な自動車税の税率を引下げるとともに、自動車重量税の「当分の間税率」を廃止すべきである。また、自動車取得税廃止を確実に実施して頂きたい。
- 自動車税制のあるべき姿への改革のため、現在複数ある税目を、登録車・軽自動車のそれぞれで一税目にして簡素な税体系を実現するとともに、税負担をドイツ等の欧米諸国並みに引下げのため、自動車重量税廃止などを含めた議論を早急に開始して頂きたい。また、エコカー等へのインセンティブ税制についても、簡素化された一税目の中で措置することでユーザーにも分かりやすい制度とすべきである。

Ⅲ 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章の法制化

【理由】

- ・ 平成23年税制改正案に織り込まれていた納税者権利憲章を法制化すること、特に以下項目を要望する。
 - ① 納税者の権利利益の明確化及び法制化
 - ② 国税庁に求められる役割・行動、国税庁の使命と税務職員の行動規範についての策定と法制化
国税通則法を改正し、納税者の権利利益や国税庁に求められる役割・行動、及び国税庁の使命と税務職員の行動規範について法制化することにより税務執行の透明化を促進していただきたい。

(2) 法人税の納付

【理由】

- ・ 法人税の積立納付制度（海外の予定納付に近い）の導入を要望する。内容は下記の通り。
 - ① 法人税を余分に納めることができる制度
 - ② 確定申告後に、調査等で過小納付が発覚した場合、追加税額を積立金額から充当し、積立金額の範囲内であれば付帯税を賦課しない
 - ③ 逆に、過大納付となった場合は、過大納付額を積立額に加算できる
 - ④ 但し、積立額には利息等は発生しない。（利率ゼロ）
 - ⑤ 積立の払戻請求が出来るのは会社清算/倒産時等に限定（滞納税金等の精算後）
調査更正が発生した場合の付帯税発生リスクを排除できる。
マイナス金利で、銀行では手元の余分な現金が不要な状況。
また国債購入でマイナス利回りとなるよりもデメリット小さい。
法人番号制度が導入され、当局側で納税者の納税状況が把握しやすくなった。
国庫にとっては、税収の先取りが可能となる。
税務当局にとって延滞税計算や還付事務・滞納徴収事務等の関連事務が軽減される。
等の理由から要望を行うものである。

(3) 税務調査における負担軽減

【理由】

- ・ 国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達の制定について（法令解釈通達）3-1(4)の負担軽減とは、3-1(4)イの同一課税期間の法人税の調査について、移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分する場合の、どういった場面で、どのような負担が軽減されるのかについて具体的に明らかにされたい。

(4) 更正の請求期間の延長

【理由】

- ・ 更正の請求をすることができる期間を9年以内（現行5年以内）とすること。また、後発的理由による請求期間の特例については、1年以内（現行2ヶ月以内）とすることを要望する。
納税者の権利確保の観点から、更正等の期間と整合させるべきである。

(5) 充当・還付加算金の順序の明確化

【理由】

- ・ 複数要因による還付が発生した場合、還付加算金額の検証が困難であり、還付加算金の起算日を明確にするため、充当の順序を明確化願いたい。

(6) 代表者等の自署押印

【理由】

- ・ 代表者の自署を記名に変更することを要望する。
電子申告が普及する中、自署を求めるのは時代錯誤であり、大法人の場合、社内手続き等の関係で、代表者の自署に時間がかかるため、期限内申告提出の支障になる場合が多い。

(7) 申告様式における英訳付加

【理由】

- ・ 昨今のグローバル化により、申告書の自署押印者が外国人となるケースも生じているため、別表一だけでも英訳を付加されることを要望する。

(8) 連結納税グループ内の申告書作成業務の効率化

【理由】

- ・ 連結子法人が連結親法人の連結確定申告書を作成することは、他人の求めに応じて税務書類の作成を行うこととなり、税理士法第52条に違反する懸念がある。一方、最適な連結経営に資するため、財務部門の機能の一部を親法人から切り離すケースもあるため、少なくとも連結納税グループについては、第52条の要件を緩和すること。

(9) 電子申告・納税システム

1) e-Taxの完全な電子化

【理由】

- ・ eLTax（地方税ポータルシステム）においては、ファイル添付機能がすでに備わっているため、eTAXの完全な電子化を要望する。
eTaxによる電子申告を行っても、添付書類（BS、PL、科目内訳書、会社概況報告書等）を別途税務署に持ちこる必要があるため、添付資料まで含めた完全な電子化をお願いしたい。

2) 管理番号の廃止（マイナンバーでの一元管理）

【理由】

- ・ マイナンバーは導入されたものの、自治体ごとに管理番号が付与されており、実務上その管理をする必要が生じているため、管理番号を廃止し、マイナンバーでの一元管理を希望する。

